

第七十一回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第二十号

昭和四十八年四月二十五日(水曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

委員外の出席者

自治省税務局固
定資産税課長 小川 亮君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

参 考 人 (農林中央金庫 片柳 真吉君

国が行なう民有林野の分取造林に関する特別措
置法案(芳賀賀君外十名提出、衆法第一七号)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一一九号)

同日

過剰米及び政府操作飼料の私下げ等に関する請
願(小坂善太郎君紹介(第三三二六号))

は本委員会に付託された。

同日

本日(の)会議に付した案件

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法
の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出第三
五号)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣
提出第七五号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣
提出第七八号)

同日

〇佐々木委員長 これより会議を開きます。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法
の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金
保険法案、農林中央金庫法の一部を改正する法律
案、及び農業協同組合法の一部を改正する法律案
の各案を一括議題とし、審査を進めます。

本日は、まず各案について参考人から意見を聴
取することといたします。

今日御出席の参考人は、農林中央金庫理事長片
柳真吉君、全国農業協同組合中央会常務理事松村
正治君、全国農業協同組合連合会常務理事藤井齊
君、以上三名の方でございます。

参考人の各位に申し上げます。

参考人各位には、御多用中にもかかわらず、本

委員会に御出席をいただきまして、まことにあり
がとう存じます。

ただいま本委員会におきましては、農業近代化
資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正
する法律案、農水産業協同組合貯金保険法案、農
林中央金庫法の一部を改正する法律案及び農業協
同組合法の一部を改正する法律案について審査を
いたしておりますが、各案につきましては、参考
人各位のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見
をお聞かせいただきたいと存じます。

なお、議事の都合上、まず御意見をお一人約十
五分程度で順次お述べいただき、その後各委員か
ら質疑があればこれにお答えいただくことにいた
したいと存じます。

御意見の開陳は、片柳参考人、松村参考人、藤
井参考人の順序でお願いいたします。

それでは、片柳参考人にお願いたします。

〇片柳参考人 私、農林中金の理事長でございます
が、委員長の御指名に従いまして、農林中央金
庫法を中心として申し上げて、それに関連する法案
にも触れまして私の意見を申し上げます。御参
考に供したいと思っております。

まず最初に、農業金融と農協系統金融の現状と、
その中で農林中央金庫が果たしている役割等につ
きまして概略申し上げます。

昭和四十七年三月末現在の全国主要金融機関、
これは政府機関を含んでおりまして、生命保険と
損保は除いておりますが、全国主要金融機関の貸
し出し総残高は約八十六兆円でございます。こ
のうち農業に対する融資は、全貸し出しの六・
四％、五兆六千億円となっております。この金額
が多いか少ないかは、いろいろ見方があろうかと
存じますが、農業貸し出しが農業総産出額の約
一・三倍になっていることから見てまいりますと、
マクロとしては相当にやっておりますというふう

に言つてもよろしいのではないかと存じます。

次に、この農業貸し出しの五兆六千億につきまして、このうちでその八割、八〇%近く当たる四兆四千億は、私も農協系統金融が貸し出しをやつておる状況でございます。その残りの大部分は農林漁業金融公庫が担当してゐる。したがって、一般金融機関の担当してゐる比率はきわめて微々たる状況でございます。系統金融はその使命にかんがみまして当然のことでございますが、協同組織の長所を生かし、他の金融機関では担当しがたい農業金融に取り組んでおると称してよろしいと思つてございまして、このような実績を示しておることは外国の例にも見られない、日本の農業金融は相当充実しておるのではないかと、いふふうにも言えると思つて、私も責任の重大であることを痛感しておるような次第でございます。

私も金庫が系統金融の全国機関といたしまして果たすべき役割についてでございますが、要約をいたしますと、第一は、系統金融の拡充強化の線に沿ひまして、全国金融機関としての機能、特に単協、信連を補完する機能を十分に發揮すること、第二は、一般金融市場との接点に立ちまゐり、農協が国民経済の発展に資するよう機能いたしました、あわせて系統資金の効率的な運用をはかり、農村の負担にたいする、第三は、系統の体質改善を進めまして総合的な金融機能を充実すること、この三点になると存じます。

具体的に少し申し上げますと、第一の組合金融の拡充強化でございますが、これは系統資金の増強と系統貸し出し機能の伸長、この二つになると存じます。系統資金の増強につきましては、今日まで組織的、計画的な貯蓄運動を推進してまいりまして、農協貯金十兆円、漁協貯金五千億円の達成に向かつて現在着々成果をあげつつあるような状況でございます。同時に、これと並行いたしまして、貯金者の保護のための特別の施設を設けまして、単協、信連、金庫一体となりまして努力をしまつたところでございまして、御高

承のとおり、一般金融機関についてはすでに預金保険法が制定されましたことと均衡上、農協、漁協にも同様の措置を講じていただきまして、公的な施設と私どもの自主的な制度と相まちまして信用保持に遺憾なきを期したいと存じておる次第であります。

次に、農林漁業に対する貸し出し機能の伸長につきまして、一そう努力すべきことは言をまたないところでございまして、単協、信連、金庫がおのおのそのところを得てそれぞれの機能が十全に發揮できますようになつていくべきであると存する次第でございます。融資分野の拡大に関連する農協法、金庫法の改正をお願いいたしましたゆゑにもここにあらと存する次第であります。金庫といたしましては、今日まで、単協、信連の段階で十分な機能發揮ができましたようにするため、貸し出し実務の研修、情報の提供、低利な原資供給など、意を用ひますとともに、地域、業種、規模等の特性から、単協、信連では対応できないもの、具体的には、開拓農協でございますとか、果樹、畜産等の専門農協がそれに該当するわけでございますが、単協、信連では対応できないものに対して私どもが積極的な融資をいたしてまいつたのでございまして、この際、そのような金庫の補完機能を一歩進めまして、農林水産業者の大口、長期の資金需要であつて、単協等で対応できないものについて、直接融資の道を開いていただきまして、大規模農業の育成のために役に立ちたいと考えておるような次第でございます。また、農村の社会資本の充実の立ちおくれが指摘をされておりますし、農村の意図と逆行した地域開発がいろいろ批判されております昨今の情勢でもございまして、農村の理解の上に立ちました公共性の強い農村の地域開発に対して新しく融資の道を開いていただきまして、農村の環境整備等に積極的に取り組まさせていただきますことを強く御要望いたします。なお、貸し出しの伸長にあたりましては、農協資金活用のための融資制度を改正、拡充するのは

もちろんのことでございますが、また信用補完措置を強化する必要もございしますので、その趣旨から、後ほど全中からも御説明があるかと存じます。が、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法改正法案の成立を強く要望する次第でございます。

農業貸し出しは昨今やや低迷ぎみでございますが、ほんとうに農村の繁栄をはかるためには、これだけでよいわけにいかないことは申すまでもない次第でございますので、農村における生産から生活にわたる本格的な農政の確立を強く要望する次第でございます。そのようになりまうときは、金庫の果たすべき役割はいよいよ重大性を加へてまいると存じます。系統に対する資金の供与、全国連の発展に伴う融資の拡大等はもちろん、自主流通米、真珠の調整保管、生糸の需給調整等、政策に関連する融資、従来も取り組んでおられますが、そのような政策的な融資にも今後遺憾なく対処したいと考えておる次第でございます。

第二の、一般金融市場との接点に立つての金庫の機能の点でございますが、金庫は系統内部での資金の季節的、地域的調整や各業種間の調整をはかるほか、系統全体の資金じりを外部との関係において最終的に調整すべき重要な役割を持つておるわけでございます。

現在の農協貯金の性格を見てまいりますと、これを有利確実に運用してはという、いわば信託的な性格が強く出ておるようでございます。もちろん、組合金融でございますから、系統内部において極力貸し付けに回すべきことは当然でございますが、なお残りますところの資金については、極力効率的な運用をはかり、その利益を系統に還元して、農家の負担にたいするべきではないかと存する次第でございます。昨今、系統の資金の充実に伴ひまして、その運用力の強化、特に一般金融市場との接点に立つておりますところの私も金庫に対して、その要請が強くなつてきておる状況でございます。

従来は、金庫に集積されました余裕資金は、関連産業貸し出し、有価証券の保有、コールローン等に運用してまいつたのでございまして、このような狭い、限局された運用分野では、資金のさばきがつかなかつておる状況でございます。これは系統の負担にたいえられない状況でございます。したがって、せつかくの農村の金が死んでしまふ、生かされないという状況でございます。そのような趣旨からいたしまして、会員に対する貸し出しの遂行に妨げのない限度におきまして、農山漁村の基盤整備、福祉の向上に資する社会資本の充実等、国民経済の発展に寄与する分野にも貸し出しの道を講じていただきまして、系統資金運用の適正化をはかり得ますよう強くお願いをする次第でございます。

最後に、第三の系統の体質改善と総合的な機能の發揮の点でございますが、これにつきましては、系統一体となりまして合併の促進、自己資本の増強、電算機利用体制の確立等によって系統資金コストの引き下げ、事務の迅速化を進めまうと、各般にわたる金融サービスの向上につとめてまいつたような次第でございます。しかしながら、単協が、庶民金融の面や、公共料金の振りがあつたりは出かせぎ者の地元送金等、組合員に対する金融サービスは万全に行ない得るような仕組みの整備が強く農村から要請されるに至つておりますので、その点から、為替業務等についての農協法、金庫法の所要の改正をお願いいたします。

このように、農業、農村のための系統の機能強化はいよいよ重大になつてくる次第でございます。系統一体となりまして善処することの必要性を痛感する次第でございます。また、金庫は特別法に基づく特殊法人ではございますが、農林水産業の協同組合の全国的機関でありますので、その運営にあたりましては系統の意思が十分に反映されなければならぬことは、申すまでもございせん。その趣旨から、従来理事長の一方的任命に属しておりました副理事

長、理事の就任につきましては、管理委員会とよく相談をいたし、最終的には総代会の同意を要するよう改正をお願いいたしておるような次第でございます。これによりまして系統協力の実をあげたいと存する次第でございます。

以上、農業金融と農協系統金融の現状と問題点のあらましでございますが、私も系統農協といたしましては、かねて政策当局に対しまして総合農政の確立を強く要望いたしております。みずからは農業基本構想及び生活基本構想を確立し、総合三カ年計画のもとにこれを実践してまいったのでございますが、特に信用事業につきましては、農林中金法の改正を含め、農業金融に関する諸制度を総合的に拡充、改善することを系統の総意として強く要望してまいった次第でございます。

本委員会に付託されて御審議中の農業金融関係の四法案は、別々の法案ではございますが、農業金融、農協系統金融の改善、拡充という目的によって有機的に関係を持つものでございまして、また、私も系統農協がかねて要望してまいりました総合対策とも基本的にはほぼ符合するものと考えております。

農業金融の問題は、基本的には農政の展開と密着した事項を多々含んでおる次第でございますが、私も系統金融内部におきましても、改めるべきは改めるといふ努力を怠るはならないと存する次第でございます。したがって、これらの問題につきましても、外部の声にも率直に耳を傾け、この改善に真剣に取り組む、農家、農村の発展に今後とも一そう寄与してまいりたい所存でございます。そのような努力を貫いてまいります上におきましても今回の法律改正はぜひとも必要と考へておりますので、これらの法案が今国会ですみやかに成立しますよう切にお願いを申し上げます。私の意見開陳を終わりたいと存じます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○佐々木委員長 次に、松村参考人。
○松村参考人 全国農協中央会の松村でございます。

す。

まず最初に、先般えさの問題で、衆参両院の農林水産委員の先生方に、古々米及び政府操作飼料の問題について要求どおり通していただきましたことについて、この席をかりて厚くお礼を申し上げます。

きょうは、委員長の方から説明がございましたように、四法案についての意見開陳でございますが、片柳理事長の方から、特に中金法の問題及び農水産業の貯金保険制度の問題等については一応の説明がございましたし、その他の問題についても触れられたわけでございますが、特に私としては、農業近代化資金制度及び農業信用保証保険制度の拡充の問題、それから農協法の一部改正の問題、そういう問題について先生方にお願ひ申し上げたいと思ひます。

われわれのほうも先生方の方からいろいろお願ひにまいっておりますので、もう先生方は十分御存じのこと、あらためてつけ加えることもないわけでございまして、金利について、系統の努力によって末端金利を五厘下げるといふようなことを実は実施したわけでございまして、われわれとしてはもう少し下げてもいいかたつたわけでございます。もう五厘が限度であったということ、どうして五厘が限度であるかということ、大型化してきているということに伴いまして、貸し付け限度が従来の規模ではどうしても間に合わないというのが基本でございますので、この貸し付け限度のワケをぜひ拡大していただきたいというところをお願いするわけでございます。それから貸し付け対象者としても、農業振興を目的とする財団法人であつて、地方公共団体と農協等が主たる出資者になつていふような団体に限つてこの制度の対象にしていただきたいということが一つでございます。

農業信用保証保険制度の問題につきましては、一言に申し上げます、いままで制度融資についての保証をいたしておたわけでございますけれども

も、これを組合員の一般資金、いわゆる営農資金

とか、あるいは営農に関する運転資金、それから生活関係の資金というもののこの制度を及ぼしてもらいたいというのが、全体を貫く思想でございます。そういうことから関連いたしましていろいろお願ひをいたしておるわけでございますが、いままで中金のみが対象になつておりました融資保険を信連の融資にもこれを適用してほしいという問題とか、融資保険の保険方式と、強制でなくて、選択的保険方式に統一するという問題、それから融資資金を農業近代化資金以外の制度資金一般にも及ぼしてもらいたいという問題、それから保証を包括保険——いわゆる強制保険と選択保険がございまして、その強制と選択の基準が現在六十万円になつております。これを引き上げてもらいたいというふうなことをお願いしているわけでございまして、そういうことで、先ほど中金理事長から話があったように、やはり農林中金のほうで、農業なり組合員の生活が変わつていふという、農村地域における社会資本が不足しているというふうな問題等から、相当思い切つてそういう方面に対応していこうということになります。当然それに伴う危険がございしますので、そういうものを、制度資金のみならず、一般資金にも及ぼしてもらいたい。もちろん、一般資金と申しましても先ほど申しましたように、それはあくまでも組合員の生産、生活という問題、特に生産資金については運転資金というものをお願いしているわけでございまして。

それから農業協同組合法の問題につきましても、これは中金の理事長の方からそれに触れる問題もございしたので、なるだけ重複を避けませんが、やはり中金法の改正に伴つてと申します、信用事業に付帯する業務としての手形割引、債務保証、内国為替の取引、あるいは金融機関——金融機関と申しましても、これは系統金融機関、中金等をさすわけでございますが、その業務代理を単協が行なえるというふうに改めるということでございます。

それから、単協及び信連が組合員の事業利用に支障を及ぼさないという限度において、やはり組合員から集めた金、いわゆる農村から集めた金は、できるだけ農村に還元するという方針がこの際とらるべきではないかと考へて、農村地域における産業基盤の確立とか生活基盤の確立について必要な資金を貸し付けるといふようなことができるようにしていただきたいというふうなことでございまして。

それから、御存じのとおり、現在農協法では農地等処分事業等が実は行なわれております。これは組合員の委託を受けて土地の売り渡しができるわけでございまして、その過程において自然発生的に、やはりこういうインフレーションの進行の過程においてそういう土地を手放すということ、これは、五年もすればこれはもう組合員の生活について非常な影響があるというふうなことが現実問題でございしますので、われわれのほうとしても、ほんとうは土地はできるだけ貸してほしい、われわれとしては、まず売らぬでほしい、次に、どうしても事情があるなら、それを貸し付けるといふことを、従来とも農住構想等で指導はしてまいりましたが、しかし、それでもどうしても救い切れな部分があり残つてくるわけでございまして。したがって、これを組合員の委任を受けて貸し付ける、そして貸し付けた土地の場合に、これは家は建てて賃貸して、そしてこのインフレの世の中で三年ごとぐらいに契約更新等をするような場合、農協が間に入ってスムーズに行なつて、農協の組合員の利益を守るというふうなことを一つ考へているわけでございます。しかし、われわれは、それはほんとに貸し付けたほうが一番いいわけでございまして、中でも、中には、どうしても売りたい、そういう人も出てくるわけでございまして。だから、そういう人もある程度救済できるような方法を講じたいということでございます。これは、そういう制度を設けても、全体としては、農地を守ろう、土地を守ろうというふうな運動が事実起こされている最中でござい

昭和四十八年四月二十五日

ますので、そういうような特定の地域についてこういうことが行なわれるということであらうと思

います。
そういうようなことで、この問題は、農協が土
建屋になるのではないかと、いろいろなことがござ
いますけれども、実際のいろいろな事情でほんとに
土地を手放さなければならぬような場合に、まず
われわれとしては系統の融資その他対応するわけ
ですけれども、金利問題というような問題から
できません。そうすると、どうしても売りたいと
いう場合には、まずそれは売らずに貸さない、
貸してそこで収入があげられるような方法を講じ
なさい。同時に、どうしても売らなければならぬ
ときには、それは農地等処分事業でもできるわけ
でございますけれども、貸して、その土に建物を
建てて。そして、そういうこともどうしても売
りたいという方は、そういうことも認めるという
ようなことに一応道を開いてあるということでご
ざいます。

以上、三つの点について申し述べましたが、四
つの法律案——われわれとしては要請事項として
は五つになるわけですが、法律案としては
四つにまとまっているわけでございます。これは
先ほど片柳理事長も申しましたように、それぞれ
独立の法案ではございますが、非常に相互関連い
たしておりますので、ぜひともこれを実現してい
ただきたいということで、あらためてお願いいた
す次第でございます。

簡単にござりますが、私の陳述を終わります。

(拍手)

○佐々木委員長 次に、織井参考人。

○織井参考人 私、全農の常務の織井でございます。
いま松村常務がお礼申し上げましたとおり、
今度のえき問題につきましては、諸先生方の御
厚く御礼申し上げます。

そこで、まず金融の問題につきまして、今度の
法律を中心にした改正でございますが、いま中

の理事長及び松村常務がその点についていろいろ
な意見の開陳がございました。一応われわれの事
業の側からする意見でございますが、今度の中金
法の改正以前に、われわれのほうは購買と販売と
合併して全国農業協同組合、全農というふう
合併して変わりました。それで一年たちまして一
応所期の方向に向かって進んでおりますけれど
も、事業というものが二つが一本になると、一
ラスが三にも四にもなると、範囲が非常に広
なっております。したがって、これに対して何を
やるにしてもすべて金融が伴う。やはり金融措置
というものが事業の血液でございますので、これ
がスムーズにいかないとわれわれ事業のほうもな
かなかうまくいかないことになります。し
たがって、いままで系統事業のうちで特に中央金
庫とわれわれのほうは、全体の問題についても、
事業及び金融、両者でもって相談して、いままでの
仕事を継続してきているというふうな関係ござ
います。今度の中金法一部改正等四法案につきま
しても、中金を中心にして、われわれ及び系
統の代表者で一年ぐらいいの問題を検討してきた
わけでございます。したがって、今度の法改正の
要望というものは、全部の総意として先生方にお
願ひした次第であります。それが結論というふう
なことになっております。

したがって、われわれのいまの事業のこれから
の推進施設というふうなものについて非常に重大
な関係があるわけでございますけれども、これに
つきましても、具体的に申し上げますと、われわ
れのほうは、現在事業中一番大事な問題は、農産
物の生産と販売というものを一貫した体系を立て
ていくにない。できたものを、現在要求され
ている特に五大消費地に対して、消費者に近づけ
て販売する、直販事業をやるというふうなことが、
現在一番大切な任務になってきております。これ
は非常に資金も要し、施設も要することござい
ますが、あえてこれを計画を立てて遂行しなく
ちゃならないというふうな使命を負わされてい
る。たとえば東京につきましては、現在市場がこ

ざいますけれども、そのほかに全農独特の集配セ
ンターというものを考える計画をしております。

現在あるのは、市場としてはマルAとマル全とい
う市場が二つありますけれども、このほかに現在
戸田橋一つ、大和一つというふうな集配セン
ターをつくってございます。これをさらに東京の
周辺にもう五つぐらいいを設定したいというふう
に考えております。ということは、やはり現在消費
者が市内におられるけれども、その生協及びスパー
等も協力する予定になってございますけれども、
それはいわば落下傘部隊であって、決してこの力
というものは発揮できない。それに対して集配セ
ンターというふうなものを設けると、これが地上
部隊として援護ができる、それに将来はつないで
いきたいというふうな考え方でございます。これ
は大阪について、北九州について、全部そういう
方針でやっていきたい。現在も直販体制で農協牛
乳が、昨年の予定は二十万本でございましたが、
一年のうちに一日に五十万本になり、ことしの夏
は百万本、大体千石を消化できるというふうな
くろみでございまして、これなんかも、直販事業
の首都圏に対する、消費者に対する回答である
というふうな考えてございます。こういうふうにし
て事業を進める場合において、現在の金融の方法
と措置というふうなものが広範に開かれておる点
は、非常にわれわれの仕事に大切なポイントじゃ
ないか。

そのほか、特に現在大事なことは、都市におけ
る消費生活協同組合が相当活発に活動しておりま
すが、生活協同組合は現在金融のルートというも
のがはっきりしておりませんので、その面で非常
に障害になっている。われわれは都市における消
費生活協同組合というものを中心にしてこれから
の流通の作戦をしたいというふうな考えておりま
すけれども、今度の中金法改正に伴って、ぜひ生
活協同組合のほうに対する金融の道もスムーズに
開かれるような配慮をひとつお願いしたいという
ふうな望みでございます。これができたら、
もっと都市に対する対策も可能になってくるとい

うふうに考えているわけでございます。

それから、そのほかに、為替業務の問題につ
いて触れましたが、現在われわれの仕事というも
は、国際的関連なしにはやっていけないというふ
うな状況になっております。ということは、えさ
の問題にしろ、肥料の問題にしろ、それから畜産
の資源のソースの問題にしろ、すべて外国に一応
依存しなければならぬというふうな実態でござ
いまして、現在もアメリカ、ブラジル、それから
豪州、東南アジアではタイというふうなところに
われわれの拠点を設けて、特に外国の国際間協同
というふうな態度でございまして、一応外
国の協同組合を主体にして提携しながらこれからの
事業を進めていこうというふうな体制にしてご
ざいます。これに対して金融が伴っていないため
にわれわれとしては非常に残念であった。ところが、
今、今回外国為替業務というふうな道を今度の法
改正で開いていただけたというふうなことは、こ
れから非常にわれわれの事業に力強いことであ
ろうというふうにも考えてございます。この点はぜ
ひもっと自由な活動ができるように配慮をお願い
したいというところをお願いいたします。

それから、そのほかにも一つ。法改正の、今
度は宅地供給事業というふうな仕事の範囲の拡張
がございまして、この問題については中央
会の常務理事が意見の開陳をなされたが、わ
れわれの側からすると、なぜこういうことが必要
だ、土地のレンタル及び宅地の供給ということが
なぜ必要であるかというふうな問題でございます
が、この問題について、一般の業者のほうは、い
かにも農村に入り込んでいって土地を買ひ、宅地
を供給するということがはくろうとで、うまくい
くようございまして、われわれはこれに対しては
絶対反対である。たとえば現在の農村環境とい
うふうな角度から考えると、企業養鶏とか企業畜産
とか、企業の建設業種というふうなものは、自分
の利益だけ追求すればいいというふうなことで、
農村の環境というものを破壊してしまふ。ところが、
協同組合、特に農村というふうな角度からい

うと、そこには畜産と住宅と園芸というふうなパ
ランスのとれた一つの関係が絶対必要である。お
互いの事業間のローテーションというものが絶対
で必要であるというふうな点が一番大事じゃない
かというふうに考えるわけです。ですから、現在
建築をすれば、やたら人の家のところに高層建築
を建てたり、養鶏といえ、企業養鶏が五万羽、
十萬羽をつくってふん尿をたれ流しにするという
ようなことで、それが公害にみならずなおりますけ
れども、そういう農村全体のバランスのとれた一
つの作業体系というものは、ふん尿というものを
今度は園芸地帯に向けるとか、そういうふうな関
係で有害が転じて有益になるというようなことに
なりますので、そういうローテーションの立った
これからの事業体系というものが農村環境のボー
ントじゃないか。したがって、われわれとしては、
農村を中心、まあ農林省を中心とした対策という
ものに重点を置いていただきたいというふうにお
願いしたいと思っています。いずれにしても、今
度の四法案というものは、われわれの事業遂行上
非常に力強い方向を指示してございますので、ぜ
ひこれに対する配慮をお願いしたいというわけで
われわれのほうの要望といたしたいと思っています。
以上でございます。(拍手)

○佐々木委員長 以上で参考人からの御意見の開
陳は終わりました。

○佐々木委員長 質疑の申し出がありますので、
順次これを許します。渡辺美智雄君。

○渡辺美智雄 実は農協三団体からこの法案に
ついての意見を伺ったのでありますが、われわれ
としてはできるだけ日ごろ皆さんの御要求をいれ
てこしらえたつもりでありますので、これなら満
足じゃないかと思っておったところが、いろいろ
御批判もあるのです、きょうの参考人の御意見に
ついては、実は特に宅造問題でどんなことを言うの
かと思っておりました。ところが、ただいま
織井さんからお話があったように、大体われわれ

のいたしたところと同じようなことで、安心
をしておるわけでありまして。われわれといたしま
しても、早急に皆さんの御期待に沿ってこれらの
法案が国会を通過できるように万全の努力をして
まいりたい、かように考えております。

そこで、時間がないので簡潔に質問をいたしま
すが、皆さんのほうでもごく簡単に御答弁をいた
だいてけっこうであります。いずれまたの機会に、
農協法等の審議のときにこまかい話を承りたいと
思っております。

一つは中金の問題でございますけれども、とも
かくいままで農林公庫が総合資金というものを
出して、中金のほうにはさっぱりそのほうに向
いてなかった。こんなことを何をばやばやしてい
るのか、中金が一番先にやるべき仕事を公庫に取
られてしまっているかぬじゃないかという話を私
したのでありますが、こういうふうなものは今後
どんどんひとつやっつてもらいたい、こう思うが、
その点はどうか。

次には、今回中金の直貸し制度、大口長期の直
接貸し制度というものをのこつた。これは言うな
らば大規模な、生産性の高い大きな農業をつくり
上げよう、こういうのが目的であります。国際競
争力の持てるようなコストでやろうというのが目
的でありまして、企業の農業でありますから、単
位農協に一億、二億貸せといつてもなかなか貸さ
ぬということなんであります。そこで、たかさん
のお金を持っている中金が直に乗り出して、そう
いうふうな何億という金を投じて、たとえば北
海道にしても岩手にしても、あるいはその他の地
区にしても、やろうというところなんであります。
これはやり方によっては非常にいいケースができ
るのではないかと。しかしながら、こういう法律が
できて、やはり中金の持っている金は、幾らだ
ぶつくほど持っておいても、しよせんは人の金な
んです。自分のものじゃない。貸した金を取らな
ければならぬということになる、担保を一体ど
うするかという問題がまず出てくるわけであり
ます。企業の農業というからには、担保は割り切

たらいんじやないか。工場抵当法、工場財団と
かいりあるわけで、工業関係ではともかく工
場ぐるみ全部担保に入れてそれで金を借りる。そ
のかわり、失敗したときには工場ぐるみ没収とい
うことになっておるのであります。農地について
は、御承知のように農地法というものがあって、
耕作権の問題がありますから、その土地を担保に
もらつてみたところで、中金が土地を取り上げる
わけにもいかないし、現実に耕作権があつて残つ
て企業化がうまくいかぬということになれば、こ
れはなかなか金は貸せないということになって、
実は道ができたけれども、びくびくして金が貸せ
ないということになりかねないか。そこで、
これは将来の方向でありますけれども、直接貸し
制度というものを今後伸ばしていくためには、農
地法の一部改正をしなければならぬ。そういうよ
うな大規模なものについては、耕作権の扱いとい
うものはいままでと別にする必要がある。しかし
ながら、農民の土地が商業資本に移るといふよ
うなことは困ることありますから、農協が中金と
債務者との間にあって、農協が担保を土地につ
いて設定して保証して、中金がそれに貸すという方
法が一つ、あるいは合理化法人の法律を改正して、
合理化法人は農民の土地を引き受けて適当な人に
お譲りをする、あつせんをするというのの仕事で
ありますから、合理化法人が中金に入つてそいつを
ともかく保証をする、担保にいただく。あるいは
また、農業の保険基金があります。保険基金協会、
これが中金に入つて抵当を引き受けて、それで中金
につなぐ。何らかそれらの方法の中で詰めて、も
と中金が思い切り金を貸せるようなことで企業的
な農業が育成されるような方法、しかもその土地
というものは農民の手から第三の商業資本等には
移らないで、ともかく、おやじが死んじゃつても、
むすこが農業をやらぬと言つても、別の隣の人
がそいつを引き受けて農業をやれるというような方
法、こういうことはいままで議論されたことがな
いのでありますが、それについて簡単に、中金の
理事長、そんなものは必要ない、おれの方法で、

うまい方法でもつと貸せますよという手があるの
かないのか、なければ、ひとつこれはそういうこ
ともあわせて検討してもらいたいということなの
かどうか。これは今後の課題であります。御意
見を承りたいと思います。

○片柳参考人 簡単にお答えを申し上げますが、
第一点の、総合資金等は金庫が当然担当すべきで
はないかという御意見でございますが、御承知の
ような、公庫と私どもの資金分野については相当
紛糾のきらいもある感じがいたしております。私
どももいたしましては、このよう資金は私ども
のほうで担当してよろしいのではないかと
私は見解でございます。

関連して、たとえば漁船、漁具等の漁業者の個
人資産に属するものも、私のほうが対応すること
が金融の筋ではないだろうかということでお答え
にいたしたいと思ひます。

それから、私どもの直接貸しに關連しての担保
の問題でございますが、できるだけ保険基金協会
等の保証等で、担保をとらないのが筋ではあると
存じますが、相当大きな金額にもなりますので、
やはり不動産等を担保にとることはやむを得ない
ことが相当多いと思ひます。

その場合において、御指摘のような処分の制限
のある農地を担保とするという問題は、今後の長
期融資の問題と關連いたしまして私どもも十分検
討をすべきだと思つておりますが、ただ、農地法
の基本にも触れる問題でございますので、そう簡
単にはいかぬではないかと思ひますが、今後長期
融資を展開するについては、結局、農地を担保に
する場合において、あるいは金融面だけでも例外
的にそれが担保価値があるような措置は講じても
よろしいのではないかと思ふのであります。そ
うした御指摘のような合理化法人等に一時処分を
おまかせするというようなことも、全体の制度の
中において一つの方法ではないかというところで
ございまして、さらに全中とまだ深い検討はして
おりませんが、御案内のように、漁業については漁
業財団制度がございすけれども、いまのとえ

ば畜産等で牧場の上に牛やらその他を養育している場合におきまして、それを育てるための農業財団という制度がないわけでごさいます、もちろん、牧場の上で養育する頭数は多少変わりますけれども、大体の平均値は求め得るといふような感じもいたします、農地の担保の問題と関連いたしまして、農場の上にあるところの不動産なり建物等の不動産等も含めて、何か農業財団のような構想は、これは私も検討するにやぶさかでないというところでございまして、熊谷先生いま首肯されておりますが、漁業方面ではそういうことが例もございまして、十分検討してまいりたいと思っております。

○渡辺(美)委員 次に、中央会に質問をいたしたいと思ひます。

最近ゴルフ場ブームで、ともかくたいへんな数のゴルフ場が日本国じゅうに建設をされておる。三千くらい日本にあつてもいいんじゃないか、二千くらいあつてもいいんじゃないかという人もあるんだが、私はこれは絶対反対なんです。大体日本は国民一人当たり農用地の面積が六・二アール、英国が三十五アール、西ドイツが二十二アール、アメリカが二百十八アール。日本はアメリカの三十五分の一、イギリスの六分の一。アメリカに一万のゴルフ場が確かにあるが、それからいふと、日本は三百ぐらいでいいという話になつてくる。あるいは、イギリスには約二千ぐらいのゴルフ場があるが、その六分の一ということになるれば、やっぱり日本は三百ぐらいでいいということになる。

これらのことは私はいふん声をかくして言つておるんだが、農協サイドでは、片一方では、えさをつくれの、飼料自給度を高めるのなんという運動はいふんやるんだけれども、そんなにほかほかばかばか、片一端、国営の事業をやるどころまでゴルフ場になつてくるといふて、絶対反対だ、ともかく何とかしてくれと言つて私のところへ陳情をもつて押しかけたことは一回もない。どういふわけなのか、これは。私はもうほん

とうに頭へきています、実際の話が。米の運動のときはいふんはちきりを持ってやるんだけれども、土地がみんな取奪される運動のときは、あまりでつかい声を出さない。すみこのほうで言つていいのか、組合が賛成だから、しかたがない、やりづらいという点もあるのか、これらの点に対する所見をひとつ。

その次の問題は、これは都市農協の問題でございますが、最近やはり都市化が進んで農業地帯といふものがだんだん狭まってきたところがある。都市農協と純農協、生産農協と、実際には分かれちゃつてゐる。都市農協が幾ら宅地並み課税反対で、生産地帯でそのまま置いてなつて言つても、こんなことも、私は農協どうかしてゐるんじゃないかという気がするので、実際の話。

これは現実の問題として、私はここに横浜農協の例あるいは世田谷農協の決算書といふものを持ってきて調べてみたんだけれども、横浜農協なんというものは、販売高といふものは十七億しかないのです。ところが、金融部門とか、そういうことになりまして、相当多額の収益をあげておる。こういうふうなことであります。ここでやはり都市農協といふいまの状況では、これは現実にもう金融業になつてしまつてゐる。しかも、いままではなかなか貸し付け先も制限がうんとあるというところなのだから、ないしよで不動産屋に貸して、栃木県あたりへ行つて土地買い占めなんかやつたりして、おかしいことになつておるのです。これは現実が。事例を知つてゐるんだから。これはやはり都市農協の生きる道を考へてやらなければいけない。それにはやはりともかく農住都市構想をもうだ。今度のレンタル方式もそうなんです。レンタル方式で、農協がその農地を借りてそこへ建物、マンションをつくらせてやる、こういうことも必要なんです。ともかくただ宅地並み課税反対反対の一本やりでいたんでは、もう衆議院を通過しちゃつたのですから——もうこれは反対討論もなく通過しちゃいましたよ。というようになれば、これはもう成立すること明らかだと私は

思つておる。ですから、ただ反対だ反対だと言ふのでなくして、ほんとうに下部の組合員といふものをどうして生かしていくんだということを考へれば、川崎で漁協が、埋め立てされちゃつたために魚がとれなくなつたやつた、そのために、その人たちのために、魚とるかわりに、何かゴルフの練習場を漁業協同組合が海の中へつくつたんだという話もありますが、これもおかしい話なんだけれども、しかしながら、土地を造成してそこへつくるといふから、まあけつこうでしよう。そういうふうな発想の転換が必要なんです。だから私は、都市農協の問題についても、農協はやはり発想の転換をはかつて、都市農協の生きる道をやつてもらいたい。

たとえば、この宅地並み課税反対だと皆さんおっしゃつておるんだけれども、これが農協と一緒になつて、たとえば三反歩のところ——世田谷の桜丘の場合を言つと、四十八年度にだれか主人が死んだことを仮定をした場合に、桜丘で三反歩、九百坪土地を持つてゐると、これはいま死ねば税務署はどういう評価をするかといふと、坪十九万七千円で評価するのです。宅地の評価の場合、二十五万で評価するのです。農地でも十九万七千円で評価しますから、一億七千八百万円になつて、相続税五千万円取られるということになる。それは農地生産だけで払えつこないから、これは売るほかないということになる。ところが、半分畑にして、あと半分、四百五十坪を宅地にしたら農協に貸した、農協がそこへ賃貸アパートをつくつたといふことになる、どういふ評価になるかといふと、これは借地権の問題かおのずからありますから、差し引き計算するので、畑の部分は八千八百七十四万円、それから宅地のほうは四千四百五十五万円といふことになつて、一億三千三百万ばかりで、税金は三千百万円と、二千万円ばかり安くなる。もつといふ方法がある。それは、九百坪だから、畑四百五十坪のほかに、あとの四百五十坪を宅地にしたら、自分がそこに、農協から金を借りて、かりに十八坪で四十五戸分の四階建

ての鉄筋コンクリートで、坪二十五万円ぐらいの建設費でつくつた。それで二億一千万ばかり金を借りたといふことになる、これはどういふふうな計算になるか。二億一千万円金を借りた、二億一千万円で建物全部一切がつきこいられたといふことになる、これは貸し家の問題がありまして、貸し家の地坪に対する減価というのは一八%見ますから、そこで四百五十坪分の宅地が非常に安く評価されて、九千三百三十二万円になつちゃうんだ。それから建物そのものは大体七〇%ぐらいの評価になりますから、半分ぐらいの評価になつて、二億一千万円が、一億円の評価にしかならない。借金はまるまる評価してくれる。そうすると、財産評価は六千九百万になつてしまふんだ。そのおかげで税金は九百一十一万円ぐらいです。大体五分の一だ。それが、農協がもう少し本気になつてわれわれに協力してもらつて、私がこの前言ったようなこと、渡辺私案、あれをちよつとやれば、税金はただになつてしまふのです。ですから、こういうふうな状態であれば、農協はもつと現実的に即してやつていただきたい、私はこういうことを思ひます。その二つ。

ついでに、一言全農のほうに伺ひますが、ともかく皆さん、いままでは、言うなら米の上にあぐらをかいておつただけけれども、なかなかあぐらかけないですよ。商社なんか出てきちゃつてね。丸紅なんて、おかしいことに、モチ米買い占めた、どうだと騒ぎになつた。中には農協まで売つたのであるらしいけれどもね、実際問題が。これは結局、上の農協がばやばやしてゐるうちに、単協と商社が組んじやつてゐるのですよ。そうでしょう、現実が。コシヒカリなんというの、新潟県では三五%しか出荷してないのですよ。あとの六五%は、農家の人がみんな食つちやつたのかどうか、何だかわからぬけれども、ともかく出荷してないんだ。これは生産量の中でどこかに行つちやつたのですよ。農協には行つてない。どこかへ行つちやつたんだ。だれかが持つていっちゃつたんだ。新潟県のコシヒカリというのは日本で一番い

い米なんだ。それを農協が扱えないというのは一体どういうわけなんだ。これは、やはり皆さんは販売力がないからなんだ。集荷力は九五%ある。販売力は五%しかない。こんなことじゃだめですよ。下がみんなはがれちゃう。やはり全農は卸の権利をもちょうことに全精力をあげなさい。それから東京の都市農協を販売農協にしない。都市農協はもう金貸し農協、販売農協、住宅つくり農協でかまわないので、そういうふうなことをどんどんやらせるべきなんだ。そういうことを割り切つてやらなければだめなんだ。割り切つてやらないでいると、みんなお客さんにとられちゃう。農民は、高いほうがいいにきまつていんだから。そうすれば、単協も高いほうがいいにきまつていんだ。こういうふうなことで、まぜ米もない、いい米ができると思ふんだが、このことについて、とまかく全販は、もつともつと、米の販売の権利を確保するために巻き上げて、それこそ、米価のときのようなエネルギー、宅地並み反対のようなエネルギーを出してやってもいい。それに対する見解を承りたいのであります。

○松村参考人 第一点の、ゴルフ場が大都市近郊に非常に常識を越えた数ができるということについて、渡辺先生が、そういうことはけしからぬというふうなことで、農協の働きが悪いという御指摘については、これは私は渡辺先生の御意見が正しいと思ひまして、われわれも土地をできるだけ手放すなというふうなことを言っておりますが、一つの県に四十も五十も百もできるなんというの、おそろくやはりそういうかっこうにおける、形を変えた土地の買い占めだというふうに理解していいんじゃないかと思ひます。

渡辺先生、われわれもひとつ心を新たにしてくるという問題に取り組みたいと思ひますので、渡辺先生のはうもひとつなおさら関心を燃やしていただきたいと思います。

それから都市農協の問題は、これは非常にデリケートでございますが、われわれが都市農協の問題を考へる場合に、農協というものは、もう先生

百も御承知のとおり、よくいわれるように、組合員のための農協というのがいわれるわれわれの体質でなければならぬ、そういう体質がだんだん薄れてきているのじゃないかという御批判が非常にあるわけですね。そういう意味で、インフレ的な傾向のときには、まず第一には、やはり何と申しまして、農家の委託を受けて、そしてそれを賃貸なりあるいは建物を建てるというふうなにかっこうにして、そしてインフレヘッジと申しますか、そういうような機能を組合員に還元してやるというのが第一だろうと思ひます。

そういう意味において、宅地並み課税については、渡辺先生の意見にかかわらず、われわれはやはり都市農協を残すということについては、どうしても意見を変えるわけにまいらないわけですね、それに対応するような仕事のひとつとしてやはりこういう問題も出てくるかと思ひます。

ただ、私もそういう問題で東京都の組合長あたりから現実についてみましたけれども、ブローカーがあき地を買つて家を建てる場合と、農協がそういうふうな建築をする場合とについては、農協というものは、やはり地域住民というものの意思——組合員でございまして、そういう者の意思を非常に尊重しなければならぬことと、つくつた建物を貸す相手というものが、国とか公共団体とか、そういうようなところではないならぬというところ、それから地域環境というものをいまだ地域住民はやかましく言つて、診療所が来るとか、そういうようなものは非常に歓迎するそうですけれども、なかなか現実にはそういう問題も非常にむずかしい問題があるようでございます。

しかし、渡辺先生が触れられた都市農協の機能の一つとして販売農協化したらどうかというふうな御意見については、特に米の問題を、あとほど織井常務のはうからもありましようが、やはり私も渡辺先生と同じように販売が経済行為の出発点だと思ひます。そういう意味において、前からわれわれは卸をほしいという要請を国にいたしておる

わけでございますが、やはり既得権と申しますか、そういう関係でなかなかスムーズにいかないという面がございます。確かに、渡辺先生のおっしゃるように、農協も今度の米の集荷の問題等は悪いことをしたというふうな御指摘もございまして、われわれとしても非常に遺憾でございますけれども、しかし、程度は——それを弁護するつもりでございます。いませんけれども、本来、やはり農協というものは小回りのきかない、そういう悪知恵はあまり働かないところが取り柄だというふうな一つは考へております。そういう意味で、都市の卸をつくり小売りを系列化するとか、あるいは、先ほど織井常務が言つた生活協同組合あるいは直売店というものを等を通じて、格上げ混米のない本来の米のほうへこれから突進すべき方向であるという御指摘は、まさに正しい御指摘であると思ひますし、ぜひひとつわれわれとしてはやっています。まあ配給の面は徐々に、九%でございますが、一、二%というところまでまいりますので、やはり経済事業というものは販売、購買ということですね。そういうことでございまして、私は、やはり前進販売と申しますか、そういうことをやることによって生産の成果を農家に還元をするということが、やはり農協本来のつとめじゃないかというふうに考へております。

以上です。

○織井参考人 織井でございます。

ただいま渡辺先生の指摘された問題についてでございますが、確かに、現在の米の流通、食糧法の中にあってああいうふうな問題があつたことは、非常の遺憾だというふうに思つております。これからももう少し系統全部が相成めてそういうことのないようにつとめたい、こういうふうに考へております。

それから、都市農協は何をしておるのかという問題でございますけれども、われわれは都市農協に對して、事業の側からすると、現在の直販体制というものの拠点として、まず第一には生活協同組合、その次には都市農協、それから自治体とい

うふうなもの、それからスーパーが協力できるもの、あらばスーパーというふうな、われわれ農産物の流通組織としての拠点を求めてございまして。

そのほかに、そういうふうな一般の都市農協の扱いのほかに、米の問題でございましてけれども、米の問題の、大消費地における卸というふうな問題は、われわれはかねてから念願するところでございます。渡辺先生もそれに対して応援してくださるというところでございますから、ひとつ今度は政府と一緒に御検討をお願いしたい、ぜひその念願を果たしていただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○佐々木委員長 柴田健治君。

○柴田(健)委員 御三人の参考人の皆さんには、本日は、たいへん御多用のところ、どうもありがとうございます。

ただいま御意見を聞かせていただいて、いろいろとこちらも参考になる点がございました。先ほど渡辺議員から御質疑がございましたが、渡辺さんは全農の会長にいらしたらいんじやないかというふうな気がいたしましたけれども……。

まず、私は中金の片柳先生にひとつお尋ねしたいのですが、今度四法案の中でみなそれぞれ関連があるという、全くそのとおりであります。われわれもそういう判断に立っておるわけでありまして、しかし、具体的に検討してまいりますと、これはまた別々の意味を持っておるということも言えるわけでありまして。

私は、今度の法案の改正で貸し付け限度額の引き上げをやられる、いままで個人の場合二百万、今度一千万だ、それから農業組合法人は今度五千万まで上げる、協同組合二億五千万だ、こういうワタの増大をされたら、実際のいまの現状貸し付け額から何%ぐらいふえるのか、どの程度ふえるのかというところを、第一点に聞きたいのであります。そしてまた、一つは、金融引き締めをいま行なわれておるわけですが、この金融引き締めから

くる農林金融の關係はどうなるのか、中金としてはどういう判断に立つて将来の見通しをどう考えておられるのかというのをわれわれは聞きたいところなのであります。今後のこの制度金融の面もあるでありまして、しかし、系統金融として、一般市中金融がどんどん引き締めをやっていく、しかし中金のほうはもうノーブロードで、ワクを拡大したんだから、どんどん貸し出しする、こういうことになれば、どうもちよっとびんとこないという気がします。これとの關係、そうしてまた、いま中金が預かっておる金というものは農民の金だといえますけれども、中を分類してまいりますと、純然たる農業所得から上がった預金ではない、これはもうバーセンテージが非常に低い。どちらかというと農業外所得、特に不動産の売買、近年、この二、三年の土地売買に伴う預金高の増額を見ると、これはたいへんな額になってくる。この状態がいままで続くとは思えない。もうこの辺で頭打ちになると私たちは判断をしておる。ところが、原資がどの程度ふえるという見通しに立つてこのワクの増額を考えたのかという点が、われわれどももかかるところなのであります。それから、皆さん方が預かっている金が、いままでのような伸び率で今後も預金高が伸びてくるのか、そういう見通しをひとつ聞かしていただきたいと思っております。

それからもう一つは、都道府県信用基金協会があるわけですが、この信用基金協会の会員の増大をはかるということになっているのですが、この信用基金協会の会員の増大をはかるのと同時に、出資金の問題があると思うんですね。この出資金は、現状の出資金の額ではわれわれはもうまだ十分とはいえないという判断に立っている。いま加入しておる加入者の出資金をこれ以上ふやすのか、また新しい会員の出資金をどの程度出資させたいのか、その考え方をひとつ明らかにしてもらいたい、こう思うわけです。

それからもう一つは、これは厚生省の關係であるからといって、どうもいままで水くさい、何か

冷たい態度をとられたという気がするのですが、生協の問題。生協は、どちらかといえばいま生産農民、単協との關係がだんだん深まりつつある。こういうことを考えたときには、生産と販売という立場から申し上げると、生協もつと力を入れる、また協力、協調、提携というものを深めていく必要がある。そういうところから、ひとつ資金の問題も中金が考えるべきではなからうか。多少考えておられる実績はあります。けれども、微々たるものである。もつと広げるべきではなからうかという気がするのですが、この点。

以上、簡単に答えたいと思っております。

○片柳参考人 農業近代化資金の限度の引き上げに伴ってどのくらい資金需要がふえるかということとでございしますが、これは具体的な推定は私にはなかなか困難であります。ただ、いままでの近代化資金が、せつかくの制度が半分ぐらいしか消化されておらぬという点は、これは十分検討する必要があると思うのであります。これは単協とか信連等の経営者の意欲にもかかわる問題だと思っておりますが、もう一つは、農家、農村に対するPRが足らぬというような感じも持っております。私どもも、今後は信連と私どもがタイアップいたしましてこのような制度のPRにつとめ、具体的な指導をはかりつつ、せつかくの資金の活用をはかってまいりたい。現に宮崎でございしますと、か岩手県等では、私ども金庫と信連とが一緒になりまして金融相談所というようなものを設けておりまして、そういうような制度を拡充しつつ、せつかくの近代化資金をひとつもつと利用できるような努力をしてまいりたいと思っております。

それから金融引き締めに関連しての金庫の態度でございしますが、系統融資については、当然私どもは積極的な努力を払うことはもちろんでございしますが、それ以外の関連産業融資等の他の分野につきましては、これは御承知と思いますが、政府の認可を得て、一定の限度内でしか貸し付けができませんというたてまえでございました。私どもは、系統融資はもうきわめて積極的に取り組みたい考

えてございしますが、一般の、現在批判されておるような向きについては、これは当然節度を守りながら、また政府の一定の規制のもとに対応していきたいと考えておりました。その辺は遺憾なきを期したいと思っております。

それから今後の貯金の増加の見通しでございしますが、昨今までは御承知のような土地ブームあるいは農外所得の向上等によって相当増勢が続けておりますが、これは政治の問題にもかかわる問題だと思っております。このような土地ブームが国民経済的にいつまでも続け得ることはむずかしいというところでございまして、そういう意味で、やや長期に見てまいりますと、従来のような増勢を期待することはややむずかしいのではないかと。しかし、本格的な農政が進展してきますれば、農業所得もふえてまいりまして、あるいは、農業所得もふえてまいりまして、あるいは、問題はなつておる米価その他の農産物価格のきまり方いかんによつても農業所得の期待ももちろんできるわけでございします。ただ、農外所得のほうは漸次比率が拡大しておりますが、これはやはり貯蓄源として相当長期に期待できるのではないかと。もう一つは、農家、農村に対するPRが足らぬというような感じも持っております。私どもも、今後は信連と私どもがタイアップいたしましてこのような制度のPRにつとめ、具体的な指導をはかりつつ、せつかくの資金の活用をはかってまいりたい。現に宮崎でございしますと、か岩手県等では、私ども金庫と信連とが一緒になりまして金融相談所というようなものを設けておりまして、そういうような制度を拡充しつつ、せつかくの近代化資金をひとつもつと利用できるような努力をしてまいりたいと思っております。

もちろん貯蓄運動を今後もまじめに推進をしていきたいと思っておりますが、どうしてもせつかく拡大された資金需要に応じたい場合におきましては、現在資金がだぶついておりますから極力抑制はしておりますが、そういう場合においては農林債券の発行によつて一般から資金を調達して農村のほうにも回すということも、将来の問題としては考えていきたいと思っております。次第でございします。

それから基金協会の出資金の点は私あまりさやかにしておりませんが、もちろん、新会員がふえますればそれに応じてそれだけ基金のファンドはふえると思っておりますが、今回の考え方は、たしか中央の保険協会に八億の交付金がございまして、そ

れをきわめて低利長期の金で各県の基金協会に融資をするというところに、間接ではございしますが、ファンドを間接に増強するというような道は開かれておると思っております。本来でございしますれば、本然的なファンドの増加が望ましいわけではございしますが、これもいろいろ実情がございします。もう一つは、むしろ政府の交付金等の低利融資の面を活用するというこのほうが、さしあたりは実効的ではないかという感触でございします。

それから生協の問題は、これは生協を準備員にするという私どもの要請は政府のほうで御採択願えなかつたわけでございまして、特殊法人という性格を厳密に見てまいりますと、政府の見解に私も私どもは了とするような次第もあるようなわけではございしますが、ただその場合においても、御指摘のような協同組合運動が生産者と消費者とを直結する、具体的には、現在、日本生活協同組合連合会と全農との提携もまいったというような状況でございします。私どもは、協同組合の筋として、生産者の協同組合とタイアップするところの生協には、極力これは融資の面で御協力を申し上げていきたい。したがって、準備員になりませんでも、私としては会員に準じた融資の態度を積極的にとってまいりたいと思っております。具体的には日本生活協同組合連合会等とよく相談をいたしまして、積極的な融資については私といたしましては最善の努力をしていきたいと思っておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

○柴田(健)委員 もう一点お尋ねしたいんですが、私たちはこの融資の問題について一番悩むところは、金利と償還年限、それから貸し付けの条件、この三つがあつて、その他事務的な簡素化というところもあつたわけですが、今度〇・五%引き下げたけれども、もつと下げなければ、つり合いが、農業という産業からいうとぐあいが悪い、こういう気がするわけですが、これ以上どうにも下げられない、下げるとするならば、政府の利子補給というものを考えなければならぬということに

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕

○片柳参考人 主として近代化資金についての御

ではないかと思ひます。

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十号

それは昔から強い期望がございましたので、今回の改正案でもそれが必ずしも十分に実現しておりますけれども、今後も私どもは十分引き続いてこの問題は検討して実現に努力をしまいたいというところでございます。

[illegible]

昭和四十八年四月二十五日

それから、農政活動の中心的な役割りをするのが中央会でありますから、全中でありますから——全農のほうは、生産・販売というけれども、生産のほうはどうでもいいが、販売してちよつとピンハネしようというので、まあ食管で大きく

たであろう、こういう気がするのであります。

人口をふやして、都市付近の農地をつぶして、そ

私は全中が今日の農業の衰退を来した。その歯どめになるべき農中が、どうも権力べったり、そういう安易な歩み方をしたところに問題がある、私はこういう気がするのですが、簡単でよろしいが、見解を披瀝していただきたいと思います。

実はやっているわけでございます。

ざいます。

〔坂村委員長代理退席、藤本委員長代理着席〕
と同時に、農地の売買が行なわれるという、そこには、やはり農政に対する不安、農業政策に対する確たる国の方針が非常に不安である、安易に農産物の自由化も行なわれる、価格も生産費に比べて安い、どうも一般の風潮は、いまごろはそういう風潮はだんだん少なくなつたと思ひますけれども、国際分業論等で、足らぬときによつても外国から安いものが入れられるのじゃないかという見解、ずいぶんわれわれはそういうことでいじめられたものです。そういうことで、ことしのえき問題に見るごとく、そういう国際分業というものは現実にはそういうことでなかつたということが実証されたと思ひますが、そういう根本的な問題がやはり横たわつてゐるというふうにわれわれは考へております。

そういう問題で、やはり農政の基本的姿勢というものは、われわれは農業を国の基幹産業に据える、そうして自由化等については、少なくともこれ以上の自由化はやらないということを即時宣言していただく、そうして、参議院では決議ができたやうでございすけれども、衆議院の農水等でも、農産物のこれ以上の自由化、水産物が四つ、農畜産物が二十ですか、そういうことをやらないうといううなことを衆議院のほうでもせひやうていただきます。そういうことでないと、ほかのものをつくつても、また何をいつ自由化されるかわからぬという、非常に不安な気持ちでございす。そういうふうな考へております。

それから都市農業の問題については、宅地並み課税の問題については、先生も御存じのやうに、われわれはやはり都市農業は必要であり、宅地並み課税というやうなもの、登録農地、われわれは登録農地と申しておりますが、登録農地については、農地法下の農地課税というものはやはり正しいというふうな考へております。

○柴田(健)委員 終りました。
○藤本委員長代理 野坂君。
○野坂委員 参考人の皆さん御苦労さんです。最

初に松村さんなり織井さんにお尋ねをいたします。

今度の四つの法案、この特徴は、金融対策として貸し付けの対象者のワケが拡大されました。そしてまた、土地のレンタル制度、こういうものが特徴的に前に出ておりますが、まず私は、今日の農協も、時代の変遷を経て、手段方法、そういうものがだんだん変わつてきたように感じます。そこでお尋ねしたいのは、たとえば一つの例として、末端農協は営農指導を中心にするか、生産流通面の一部門をになうか、あるいは農協が企業的な体質となつて事業運営に力をいたすか、大きく分けて三つ四つあるうかと思ひます。都市農協と農村型の農協とがありますが、これらの三つを一〇〇として、それぞれ力をいたす力点というものをどのように配分し、進められていくのか、都市と農村に分けて、ごく簡単に、点数でけつこうでありますから、それをあげて御説明をいただきたいと思ひます。

○松村参考人 私のほうからお答えいたします。営農指導と流通と事業運営ということでございすが、現在の農協の現状では、都市農協からいふとおこられるわけでございすけれども、営農指導、生産・販売、生活、要するに生活と生産というものを基礎に置いたことを重点にしていこうということだと思ひます。件数、幾組合あるというやうなことは、いまのところちよつと数字を持っております。

○織井参考人 いまの営農と生産と農協の事業運営という三つの要素、それから都市と農村の関係という問題でございすけれども、営農以下三つの問題は、農協の運営にあつては有機的な問題であつて、百点を全部に分けるといふわけにはいかぬと思ひます。営農から出発して生産、それから、それがうまくいけば協同組合の事業運営も支障なく運営されるというやうな関係にございすので、九十点なら、三十点、三十点、三十点というやうな重点でわれわれは考へております。

ただ、都市農協につきましては、都市といつて

も、現在の神奈川県、東京都、大阪府というふうな、都市の内容によつて経済連及び農協の内容が違ひますけれども、一応近郊農業として比較的よくやつてゐる神奈川県等については、われわれとしてはそれなりに重点を置いて考へておりますし、東京みたいな、特に信用的農協については、前に申し上げましたとおり、これからは生活事業的な面に力を入れていただきたいというふうな考へて、その点で方針も立てて推進してあります。

○野坂委員 いま柴田委員からお話がありましたやうに、農協に農地の処分能力を付与した、こういうことになってゐます。特に宅地及び工場用地として供給する事業あるいは住宅の建設事業、このことは、農民の立場に立つて農民を守る、利益を確保していくということではあります。この中身の方法として三つあるうかと思ひます。一つは農民の委託、二つには借り入れ、三つには買い入れ、こういう方法があります。この方法のうち、どれを最も強力にお進めになつていくか、農協の精神からしてお話をいただきたいと思ひます。

○松村参考人 先ほども申しましたやうに、農民の委託を受けてやるということを中心に考へていきたいと思ひます。

○野坂委員 これから中央会としてはそういうふうな御指導になると思ひますが、確かに委託が中心で、特に買い入れ等は補完事業だ、こういうことだと思ひます。しかし現実には、先ほども自民党の議員が申されましたやうに、農協の預金は相当たくさんある。いわゆる余裕金がある。したがつて、大手の商社等の進出を防ぐという意味を含めて、買い入れというやうなかつこうのほうに現実的に先に立つてはなからうかというのを私どもは非常に心配します。中央の指導者としてはそういう指導があつても、ここで法案が通り、具体的に作業が進行するということ、五年後にあとを振り返つて追跡調査をした場合には、買い入れが多かつたというやうな現実が出ることを憂へています。その点、中央会には責任をもつて委託販売と

いうものを十分指導していく、こういう自信がありますか。

○松村参考人 われわれはあくまでもこのインフレの中では委託というものを中心にして考へていかないと、組合員の利益になかなかマッチしないだらうというふうな考へております。だから、われわれの指導方針はそういう方法でずつと通していききたいというふうな思つております。

○野坂委員 農協法の改正で、組合員のワケの拡大といひます。これは時代の推移等から考へて、農協が単なる生産農協ということよりも地域協同組合というやうな方向をたどつていく、こういうふうな思われませんが、その点のやうに考へてしよう。

○松村参考人 農協は、農業協同組合というふうな農協法で明示してございす。組合員の資格等を見てまいりますと、農民とか農事組合法人というもので、実際七百二十万の組合員の中で準組合員は二割程度です。そういう意味からいひましても、安易な地域協同組合というやうな論議はされなかつております。

○野坂委員 各県連を歩いてみますと、いま松村常務がお話しになつてゐるのやうには、そういうやうな意見が相当高まつておるやうに感得できます。それはなぜかといへば、たとえば貸し付け金対象者の拡大なり、あるいは準組合員制度の採用なり、そういう傾向がそれを裏書きしておる、こういうふうにも思われます。いまお話をされたわけでありまして、議論をする時間も余裕もございせんが、お話しはそのとおりであります。しかし、生産農民を守る、そして、先ほどお話しになりましたやうに、三つの体系に分けて生産なり販売にも力点を置く、こういうことから、生活協同組合等とも十分連携をとつて日本の物価の安定のために寄与する、こういう方針も明らかにされていす。

そこで農林中金の理事長にお尋ねをいたします

が、先ほど柴田議員からもお尋ねをいたしましたけれども、そういう意味からこれから生活協同組合との関連も深めていく、あるいは全農と日生活協とは具体的に業務提携をする、生産から消費者へ直接作業するという方式が打ち出されております。生活協同組合に対するいまの会員制度の問題は、時間的余裕がございせんので議論はいたしません。いたしません、総合審議会の小委員会、そういうもので具体的に方向というものは打ち出されておりますが、今後は、片柳理事長は、この生協の会員という問題については放棄する意思はないと思っておりますが、そのとおりかというところが一点と、あるいはもし農林省がいう、そういうことも一部理解ができるというお話もありました。ありましたから、その貸し付け金のワナナリ金利について一応問題があらうと思いますが、会員に準じて扱っていききたい、こういうことでございしますが、時の状況なり、全農と日協連という関係から、会員並みに扱う、こういうふうに理解をしてよろしくございしますか。

○片柳参考人 先ほど柴田議員にお答えをいたしましたとおりでございまして、私どもは、準組合員に入れることはできませんけれども、会員に準じた趣旨で協力これは御協力を申し上げていきたい。将来の問題でございしますが、私どもは系統の総意として生協を準会員ということを要請したいききさつもございしますので、今後もし引き続き検討していききたいと思っております。ただ、そうなつてまいりますと、現在のところは農林漁業協同組合の全国金融機関という性格との関係もございします。あるいはかつての産業組合法に戻つて生協も農協法の中に入れるということであれば、これは比較的容易でございしますけれども、やはり農林漁業関係の協同組合の中央金融機関という性格が、そこをほうつておいて生協を会員にするということはなかなかむずかしいのではないだろうか。しかし、引き続きこれは検討は私どもはいたしたいと思っております。

○野坂委員 準じてという意味は、並みというふう

うに理解していいですか。

○片柳参考人 その辺はことばのあやでございしますが、それは生協の事業分量その他に依りて違ひますから、私どもは決してワクの設定等は考えておりません。必要な資金で消化できるものはできるだけ対応していききたいということ。金利も、並みか、準じたということの相違でございしますが、並みに近い準ずるということも当然あり得ると思ひまして、要するに生協の実態に応じて私どもは考えていききたいと思っておりますが、まずまず御指摘のような正當な事業をやっておられますれば、特に全農と生活協同組合連合会とタイアップしたその傘下に属する組合等については、生活協同組合連合会とも御相談をいたしまして、できるだけ会員並みという努力は惜しんでいかなうつもりでございします。

○野坂委員 全国の全農なり中央会、国際協同組合同盟、いわゆるICAに加入しているかどうかということ、まずそれを承りたいと思ひます。また、その他の国際機関に加入されておれば、その内容を……

○松村参考人 ICAに加入しております。そのほか、IFAP、いわゆる国際生産者連盟、そういうものに加盟しております。

○野坂委員 最後に、この農協法のとから出てまいります農林年金法等もやがて審議の対象になつてまいりますが、いまの農協労働者——最近きわめてきびしい春闘が続けられておりますが、昨日も本委員会場で議論がありました。農協労働者の賃金というのは、同じような規模の労働者と比べてどの程度の位置にあるのか、そしてそれらの産業と同じような賃金になるのか、最高幹部の皆さんとしていつごろをお考えになつておられるのか。中央段階の賃金と果樹の段階の賃金と単協の段階の賃金とは相当の格差があると思ひますが、その格差を是正する指導方針があるのか。それぞれ単協の経営の内容も特殊性もあらうと思ひますが、農協というたてまえ、そういう意味からして、農協運動、協同組合運動に専従する農協

の職員でありますけれども、いわゆるオルガナイザーという精神的な問題はそうといたしまして、それに甘えないで、やはり労働者としての生活ができる賃金が必要だと思ひます。そういう意味で、今日の農協労働者の賃金は、あなた方から見て高いと思つておられるのか、安いと思つておられるのか。安いと思つておられるのなら、どのようにしてレベルアップをしていく方針と指導性があるのか、伺いたいと思ひます。資料は持っておりますから、あとから、答弁いかなうによってさらには質問をいたします。

悪いですが、私の鳥取県の場合は、平均賃金は、二十八・四歳で四万六千五百七十九円でありす。非常に安くございします。これについては他の生産者も大同小異だと思ひます。十九歳で大体三万円ですから、これでは役場と比べて異常に——非常に低く、異常に安い、こういうことでありますが、賃金の是正の指導をこれからされる必要があると思ひますが、それについてはやられますか。

○織井参考人 いま中央機関のほうは、三連共闘というところで、全農と中央会と全共、三団体が一緒の場でこのベースアップ等の問題を討議してございします。

○野坂委員 この際聞いておきます。きのう、事例をあげて労働基準局が調査をした結果をここで発表されました。超過勤務手当が支払われていない、こういう指摘がございました。中身としては、皆さんも把握されておられると思いますが、割り増し賃金といふことが、超過勤務手当を支払え、支払えないといふことが団体交渉の場に出ておる単協もあることを私たちは承知しております。そういうことからして、それらの法律に弱いというふうには考えておりませんが、今後はそういう基準法違反はしないし、させない、こういう約束はできますか。

○織井参考人 いま申し上げました三連については、農協労働問題研究所という機関を設定してございします。これは主として系統機関の労働問題に対する検討及び研究をやっておりますから、そちらのほうからその点についてはもう少し明確な指導教育を行ないたいというふうな考えております。

○野坂委員 ほかの県のことを言つてもぐあいが

何ほか集まらなければ貸さない、こういう形で、農業を拡大していこうとすると、土地が何ほ集まらなければ貸さない。こういう形で、お金は使わせない、貸さない方向でいこうとする。そして余るお金は、一方余るだけ確保しようとするから、ますますこの悩みが出てくる。

この二つの点で考えてみなければならぬと思ふわけですが、松村さんには、この横浜の南農協、北農協のあり方、それから片柳さんには、こういう大きな矛盾がさらに進んでいくので、この点ひとつお答え願いたいと思います。

○松村参考人 横浜南農協、北農協、非常に貯金の多い組合の事例で御指摘があったわけですが、神奈川県というものは、先生も御存じのとおり、宅地並み課税では県も市も非常に全国に先がけて模範的にやったところなんです。そうして緑地のものについては、最初の基準を越えて市街地の中に調整区域をつくっちゃって、その中で農業と緑を守ろうということをやっている県では、むしろ日本で一番進んだ県じゃないかと私は思っております。

そこで、横浜の南農協、北農協も、営農七名、緑農五名というところでございますが、あすこは、ミカンが御存じのとおり専門連がございまして、あの神奈川の大きな産物であるミカンは、専門連のほうでとにかく扱っているというところでございまして、この営農なり緑農課は、おそらく野菜とかその他の一般作物、そういうことだろうと私は想像いたします。

それから不動産鑑定士のほうが多いというのは、これは一がいには人数でその重点がどこにあるかということとはきめられないのじゃないかというふうにも思っております。とにかく現実問題として、やはりどうしても土地に建物と建てるのか、売りたい。そういうふうな神奈川県なり市なりで一応きめた範囲内でやっていることだと思ふのですが、そういうものについては、不動産の鑑定士ですね、そういうものは非常に事務が複雑で、事務能力が上がらぬし、非常に一件についても事務

のボリュームが多いというようになことも、先生の二十名という数字の中にあるのじゃないかと思ひます。

それからちなみに申しますが、営農の場合も、露地野菜、そういうものは実はほとんどあまり農民の要求がないわけですね。ハウスの果菜類ですね、こういうものについての指導なら非常に要望がある、そういう点もあると思ひます。

そういうことでございまして、市街地の農協としてはわりとよくやっているほうじゃないかというふうなわれわれは見ているわけですね。まあわれわれの指導が不十分で、この宅地並み課税が実施されますと、この辺ももうおそろしく、いままでの例から見ますと、一べん取っても、その分は何かの形で農家に返すというような方法を自治体はとるんじゃないかというように私は考えております。

そういう感想でございまして。

○片柳参考人 農協の貯蓄についてはノルマをかけておいてというところですが、これはちょっと誤解でございまして、現在では年度末の貯金高だけを追及してあまり意味はございせんので、各県の実情に応じましてむしろ安定的な農協の平均貯金の残高を着実にふやしていただきたいということ、もっぱら各県の自主的な推進にまかせるということでございます。

それから余剰金の運用に関しての問題でございまして、私はかねてから、これだけの農協組織を持つておいて、農地その他の不動産は概して組合員が保有しておりますし、これだけの資金量を持つておられるわけでございますから、この資金はできるだけ農業の振興、保持なり、またどうしても地域開発の必要などとは私はあると思ひます。それもやはり農協サイドなり農村サイドで、適当に緑を残しながら、合理的な農村的開発ということとはこれはやはり進めるべきであらうと思ふのでありまして、そういう向きにむしろ系統の資金を実は積極的に活用すべきじゃないかというものが私の持論でございまして、私の郷里も東京都下の青

梅市でございまして、大体同じようなことが進んでおりますので、私は、やはり農協が組合員と一緒に進んで、みだりに土地を離さないで、農協サイドで資金を活用して、できるだけ緑を残し、合理的な農多摩開発をやるべきではないかというところを申し上げるような次第でございまして、単に土地をどんどん売らして貯金があふえるということの姿をそのまま肯定はいたさないつもりでございまして。

○津川委員 松村さん、渡辺委員が話した農協の販売関係の十七億、これは軟弱野菜をつくって横浜の中央卸売り市場に出しているのです。そういう点で、農協の扱っている野菜が、農協から出ていく野菜が、市場で売られるものの、横浜市民の必要とするものの三分の一を占めている。だから、この農業は、守らなければならぬ非常に大事な農業であります。ところが、十七億じゃないのです。篤農青年たちは農協を通じて出荷していない。直接商店に持っていく。そういう形のものが出てきて、その農協にお金が投資されない。また、いかにいって、制限があつて、投資できない。この点を片柳さんにも話している。このままいくと、またお金がだぶつく。また、農民が使わないから、使わせないようなかつこうのものがあつて、これを排除しなければ根本問題が解決しない、こういっているわけですね。

そこで二人に、このお金が——私たちは、この近代化資金の問題と貯金保険法案に賛成の立場をとっているのです。中金のものは、これから聞くことが心配なければ賛成できるし、そういう心配があると思ふれば、その部分だけ修正しなければならぬと思ふているわけですが、これがたとえば私たちの青森県の陸奥湾、小川原湖の巨大開発の第三セクターにぶち込まれる可能性、道がある。そういうことであれば、これは考えなければならぬと思ふているわけですが、この点はいかがでございまして、これが一つ。

片柳さんが先ほど、単協でも農民にも大きな一億、二億——渡辺さんは二億と言っている。

これに直接貸し付けるという。私たちは農民の金融に対して三つの政策を持っているのです。一つは、資金を民主的に安く、そしてワケを広げて金利を安く、二つ目には、中小農民に差別的な融資をしない。まさに、片柳さんのいまさつき言われた意見は、中小農民はこれで差別される。したがって、出すことには私は賛成なんです。それと同じような情熱をもって、県連なり単協なりが、中小農業にも——いまの日本農業をささえているのは、自立経営農家じゃなくて、白書でも明らかにしておるように、ああいう形の人たちが農業をささえている。ここに片柳さんの言ったようなかつての政策、情熱が中小農民に対してあるならば、さつきの二つのことで、ここにひっかかっている。これはどちらでもいいですから、解明していただければと思ひます。

○片柳参考人 お答えいたします。

具体的なむづ小川原の開発問題については、とくと事情も精査して対応したいと思つておりますが、私のほうでは、法案にもございまして、主として公共団体が構成員になっておるといふところで、不動産業者等のウェイトが比較的小さいといふことにもなると思ひますが、そういうことが法律にも明記されておりますし、また具体的には、私どもは、地元の農協なりあるいは地元の信連等が賛成をしない向きには、かりに形式上は第三セクターになりましてこれは直ちに融資はいたさない、十分地元農民なり農協の完全な了解がなければ対応いたさないというはつきりした態度をとっていきたいと思ひます。

それから、大きなところに貸すばかりでなく、中小農漁民に同じ情熱をもってやるということでございますが、農協の精神からしても、さような中小農漁民に前向きに対応することは当然でございまして、そういう意味で信用補完制度の整備等の拡充もお願いしております。中小漁業者、中小農業者、実態を見ても、裏を返しますと、兼業所得が

多いというような実態ではないかと思うのでありまして、したがって、信用力の点からしても、農業の面から見れば中小であつても、全体の所得なり経済力から見れば相当な信用力もあるのではないかといいことでございまして、当然、金庫の使命からいしても、そういうような大きな向きにはかり傾斜をして、本来の中小農業者等を無視するということは絶対いたさないつもりでございまして。

○津川委員 片柳さん、私、一つの事実を指摘して、私の質問を終わりますけれども、青森県の信連の会長さんが第三セクターの重要な役員なんです。とすれば、いまのあなたの、県信連の段階で意見が来たならばというお話だと、非常に私そこで心配を持つわけです。いま現に持ったわけです。このことを指摘して、お答えあればいただきますが、なければいいで私は終わります。

○片柳参考人 私は、地元県信連の意向というだけではないで、むしろ感觸をいたしましては、県信連の意向も聞きますが、さらにその下の関係のございます農協等の御意見を尊重してまいりたいということでございます。

○津川委員 終わります。どうもありがとうございました。

○藤本委員長代理 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農林中央金庫法の一部を改正する法律案等いわゆる金融四法について、本日は参考人においでいただきまして、貴重な意見開陳をいただきました。私も若干の点を各参考人にお尋ねいたしたいと思ひます。

まず農林中央金庫法の関係で片柳参考人にお伺ひいたしますが、今回の改正にあたりましては、五十年ぶりの改正であります。中金としてはどういう性格をもつて今後対処されるのか。われわれも十分承知しておりますけれども、この機会に、冒頭あらためて意思の表明をお願いしたいと思ひます。時間の関係で簡潔にお願いします。

○片柳参考人 今度のは一部改正でございますのは、やはり私も農林中央金庫が農林漁業の協同

組合の全国金融機関であるという性格には絶対変更を加えないということから、さような措置を政府はとつたものとして了解をしております。

○瀬野委員 片柳参考人にさらに伺ひします。農林中央金庫が五十年の存立期間を満了して再出発するのであります。いわば恒久的な立法という点にもなるわけでありまして、新しい立法形式による全面改正をすべきじゃないかということとを先般農林省当局にも私はいろいろ質問いたしましたわけでありまして、今回の改正は、遺憾ながら全面改正に至らなかった。承るところによると、中金では、もうすでに三年前からこれを準備してこられたことも事実であります。この中金法ができたときから、五十年後にはこういうことが来るということとは前からわかつておつたわけでありまして、今回の改正にあつては、普通の法律であれば、当然、第一条にその法律の目的が述べられ、そして性格をはつきりしていくわけでありまして、けれども、今回は中身がはつきりしておれば外見はどうでもいいのだというような答弁があつたわけですから、実際問題として現在かたかなの条文にもなつておる。当然ひらがなに訂正すべきだつた。これにはいろいろ理由もあるのですけれども、この機会に、中金としては、この全面改正についてはどういう考えでおられたのか、また、今後この改正は、当分これは全面改正は考えられぬかと思ひますけれども、近い将来またこれらのことについてもぜひ考えておられるのか、その点もひとつ御意見を承つておきたいのであります。

○片柳参考人 先ほどお答えいたしましたように、金庫の性格には変更を加えないというたてまえてございまして、私ども当初は全面改正のことも論議をいたしましたけれども、昨今、今後の農業情勢なり、それに関連いたしました農林金融情勢もきわめて流動的でございますので、この際は一応一部改正でよろしいのではないかといいことでございまして、しかし、いつまでもかたかなの法律ということも、かつこうも悪い次第でございまして、また、今回の改正では従来の五十年の期限法が恒久法に変わるということでございまして、今後大体の農業金融情勢の安定的な見通しがつきました際には、目的規定も掲げました根本改定は今後引き続き検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 第五条には、政府は出資してないのに政府ということが残っております。これは將來、中金が解散することは考えられないですけれども、そういう場合にはこれは役立つかもしれない。場合によっては、この五条だけではなくて他の改正もしなければ当然これはできないことではないか。そういう意味から、政府ということについての条文を削るということも中金も考えておられたようですが、これについてはいろいろ経緯があるやに聞いておりますけれども、中金としてはどういうふうに考えておられますか、これもこの機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○片柳参考人 第五条に出資者資格として政府が入つておることの点でございますが、私もこれを削除したらどうかという意見も当初は持つておりましたけれども、いろいろ政府との折衝の過程で御意見を聞いてまいりますと、やはりわれわれ農林中金は政策に当然協力するところの特許法人であるという性格をはつきりしてまいりたい、そういう意味で、もちろん、現在の資金力からすれば、政府の出資等を仰がぬでも十分できる次第でございますし、今後ともさように努力をしていきたいと思つております。ただ、政策協力をする特許法人だという意味で、まあ潜在的な可能性として政府が出資者たり得るという規定が存置されたものと私は了解しております。御指摘のように、解散のときに出資を仰ぐということとは、これは全然考えておりません。また、解散時に政府が出資をすることもないでございまして、うので、むしろ政府が一つの出資者たる資格を潜在的に持つていられるところに、政府が極力われわれに協力をするという趣旨の表現というふう

に御理解をいただけてつこうではないかというふうに思ひます。

○瀬野委員 たいま解散という話が出ましたが、要するに私が言いたいののは、政府が出資者であるということは、農林中央金庫がいよいよつづられて葬式でもするようときには役立つけれども、それ以外には、これはあつてもなきがごとし、こういう意味で申し上げたわけですが、意思の疎通がちゃんと十分でなかつたようですけれども、そういうときでなければ役に立たない。他に出資の必要があるときには当然ほかの法律をまた考えなければ役立たないので、有名無実じゃないか、こういうふうに思つたわけですから、金庫の率直な御意見をお伺ひしたわけです。

次にもう一点、片柳参考人にお伺ひしておきますけれども、陳述の中にもありましたが、今回中金が直営をするということの問題であります。近代的な経営を旨とする農林漁業者、大口または長期の資金需要に対しては単協、信連が現在対応しておるわけでありまして、資金量、また危険負担等から見ても十分に対応できないものに対して、中金が農林漁業者に貸し付けができるという道を開いていただいて、けつこうなことでありまして、中金については、先般、政府にも時間をかなりかけていろいろと質問をいたしたわけですが、その結果、政府側としてはいろいろ考えておられるが、その中で特に現在政府として考えておることは、融資協議会というものをつくつて、いろいろと関係者相つどい、いろいろと検討していただいて、単協その他に意見を聞いてやることを考えておる、こういうふうな答弁をいただいたわけですが、私、従来の資金の貸し付けの状態からいろいろ見てまいりましたときに、えてして、こういった大口、長期の資金になりますと直営ができ、やはり農協のいろいろな営農計画その他にも影響して、農協自体もまた今後の計画に支障を来たしてくる、またいろいろな問題が起きてくる

れわれに協力をするという趣旨の表現というふう

ということも事実であります。かといって、農協にいろいろとまたこれをきびしく意見を求めておると、いろいろ過去に焦げつきあるいは問題等があった場合には、それがいつまでもしこりとなつて残つてみたり、えてして、地方になりますと、選挙のしこりなんかで反対、賛成というような感情論まで入つてきて、なかなか意見がスムーズにあがってこない。そうすると、せっかく道が開かれても金が貸されないというような、いろいろなことの要素が重なってくるのも事実であります。現に農林漁業金融公庫の貸し付けなんかはそういったことがたくさんありまして、せっかくの資金があつても、まじめに立ち直つて真剣に大規模に経営を拡大して営農改善をやろうという人が、なかなかそれに乗れないというような問題がある。また資金を融通するにしても、今度はその進捗状況によつていろいろと意見を求めるというようなことで、なかなかきびしいものがある。先ほどの答弁では、担保等についてもいろいろお考えのようでありまして、そういうことを思いましたときに、政府が言うように、なるほど、融資協議会というようなのをつくつて、そこでよく検討し、やつていただく、これも一つの方法だと思つておられますが、そういうことも中金は考へておられるのか、そのほかにこういふことについてどういふふうに考へておられるか。もちろん農協の意見も十分参酌しなければ、この資金が農協のいろいろな営農計画その他とマッチしない、またまた点も起きてくることもありまして、かといつて、またあまり片寄り過ぎると、今度は資金そのものを借りる人がなかなかまた借りられないというようなこともなつてくる。むしろかといふところであらうかと思ひますが、詳しくは例をとつて申し上げることはできませんが、その辺のことについて、今後のためにひとつこの場で理事長の見解を明らかにしていただきたい、参考までにお聞きしたいのであります。

○片柳参考人 政府当局がどういふお考えか、協議会というお話を聞いています。お話しでござい

ますが、私どもは単協、信連、金庫、三者一体という考えを従来も持つておるわけでございますし、並列的な協議会というよりも、当然私どもは、信連、特に単協の意見を十分に聞いてこの貸し付けは決定してまいりたい。当初に申し上げましたように、金庫の機能はあくまで単協、信連の機能を補完するということでございますので、名前はいろいろつけてもよろしゅうございませうが、あくまで特に単協を中心として、その上にある信連と十分相談をして、信連なり単協が貸し得るものを優先することのないうにやつてまいりたい。ただ、御指摘のように、それをあまりやりますると、新しい農業経営等については、多少貸し付けが単協ではリスクを負うという関係で逡巡する向きもございませうので、そういう点は十分にいろいろ指導をされながら対応してまいりたいということもございまして、せっかくの制度でございまして、単協の権限を侵犯してはいけません、そうでない限度においては、この資金が活用されることを強く要望しております。御承知のように、これは農政審議会でも全会一致で支持された意見でもございまして、運営には御指摘の点を体してやつてまいりたいと思つております。

○瀬野委員 松村参考人にお伺いします。宅地等の供給事業についてであります。御承知のように、今回の改正によつて、組合員の委託を受けて実施する場合、それからまた、組合員から借り入れて実施する、組合員から買入れて実施する場合、要するに何でもございませうに今度なつたわけでありまして、そこで、われわれを含め、また一般にも、農協が脱農協といひますか、本来の農協の姿から、いわゆるこういふ不動産的な仕事にずいぶん姿が変わつていくといふことで心配もされております。それには十分指導、注意もしていかれると思うのですが、そこで、このいわゆるレンタル制の問題についてはいろいろ今後問題もあるわけですが、端的に申しまして、一たん貸し付けますと、六十年間、しかも都

市においては八〇カ九〇%借りたほうに権限が帰属するといふことで、実際問題としてこのレンタル制がどの程度期待が持てるか、また、道を開いておけば期待にこたえられるんだといふことで、道だけ開いておくとだといふ考えなのか。この貸し付けについても、当然二十年、三十年と、木造の場合は二十年といふことで、かなり期間が長い、また、そういう農家の方も相当年齢に達している、こういうようなことを考えましたときに、実際問題として土地を提供する人がどのくらいあるか、さらに借地権の流動化の問題、相続税の問題、また借りる側がどういふふうな責任を持つべきであるかといふ問題等、いろいろ問題が多いわけですね。事実、私どもこの点は検討事項になつておりました、いろいろ今回法案の審議にあつては詰めたければならぬ点がたくさんあるんだけれども、こういうレンタル制に対して、中央会としてはどういふふうなこれを評価し、どういふふうな今後の見通しを立てておられるか。実際にどれくらい期待が持てるものか、土地を提供する人がどのくらいあるといふふうな大体推定しておられるものか、その辺ひとつ御意見を承りたい、かように思います。

○松村参考人 土地のいわゆるレンタルでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、委託を受けてやるというのを中心に考へていきたい。これはもうインフレヘッジと申しますか、そういうことから、買取りということになりまして、五年もするとまた組合員が非常に困る状態になるだろうといふことが、われわれの基本的な考へ方でございます。ただ、瀬野先生のおっしゃる通りに、非常に借地、借家のほうの問題とか、いろいろございまして、したがいまして、これはいわゆる農住構想によつて一つの農住をつくる場合に、その中に、全部借地、みな貸していいんだといふ人はかりでないんだと思ひます。その中に、いや、もうこの際だから、おれはこを出て空気のいい郊外に移るんだ、あるいは売った金で郊外に農地を求めてやるんだといふ人も中には出てく

るだろうと思ひます。そういう人のためには、やはりそういう条文もあつたほうが現実的であるといふふうな考へております。レンタル制そのものは、なかなか瀬野先生のおっしゃるやうにそういふむずかしいいろいろな条件が付帯します。だから、そう急激に一べんに農協が土建屋になるといふことにはならぬので、われわれ組合員には生産、生活という両面があるわけでございますが、健康問題とか、あるいは食生活の問題とか、あるいは集団的にいふものを安く買入れ入れるといふようないわゆる購買事業の問題とか、いろいろ生活事業の中は広範でございますが、やはりその一環として、特に都市地帯の農協等については現実問題としてそういうものが起きる。また、そういうことを農協がやらないと、現実問題として、この宅地並み課税等がそのまま実施されますと、おそらく大部分の土地は、勤労者あるいは公団とか、あるいは国とか地方自治体に渡るのはなくて、デベロッパーの手に渡つてしまつて、またそこでかさ上げされて、高いもので当然勤労者の手にも入らぬようなかつこの土地の価格になるのではないかとどういふふうな考へております。

以上です。

○瀬野委員 もう一点松村参考人にお伺いします。農協合併の促進と系統組織の再編成問題というところで、これも三年前から私は何回か農林省側にもいろいろと質問をしてきたところであります。が、御承知のように、単協の全国連加入については、法律では認められておるし、やつてはいけなはいといひつけない。また、地方によつてはぜひこれを認めてくれといふ要請も強いわけ、いろいろ機運が出てきておるところであります。だんだん広域化してくる関係から、中央会でもいろいろ検討しておられるのではないかと思ひますが、やはり中間手数料を取られず何とか全農からストリートにおりるやうにしてくれといふやうなことを要請しておられる。そこで、組織三段、事業二段、こういうふうないろいろいわれておりますが、これらについては当然時代の趨勢から検討し

ていかなければならぬときに来ている。また、当然こういふことが近い将来やってくるというふうにも考えられるわけですが、中央会ではどういうふうなこれを現在検討しておられるのか、どういう考えであるのか、ひとつ簡潔にお答えいただきたい。

○松村参考人 大型農協の全国連直接加入の問題については、大型農協協議会と、それから全中、全農、全共連という間でいまだに交渉が続いております。組織三段、事業二段といいたしましても、実際問題として、たとえば最近の農業経営等は、戦前に比べてやはり非常に作物の種類が少ないというところで、農家自身が生産者であると同時に農産物の購入者であるという面が相当出てまいっております。したがって、単協段階でまず品物をこなす、それから県の段階でまずこなす、それから大資本向け等は全国連でこなす、販売事業についてもそういうことが言えると思います。購買事業についても、全国的に集中購買したほうがメリットが上がるものと、県段階で購入したほうがメリットが上がるものと、あるいは、とうふとか、そういうようなむしろ単協段階で共同購入したほうがメリットが上がるものと、いろいろあると思います。したがって、これは品物と土地の場合によって、あるいは二段階でもいいし、あるいは三段でもいいというふうになると思います。そういうような経過を経てこの問題は解決されていくのであろうと思います。特に大型農協の合併の問題につきましては、全中の総合審議会のほうで一応の結論は出ておりますが、その農協を合併するに際して整備すべきいろいろな条件があるようにございます。そういう条件の整備がないというところで若干手間とっているというふうでございます。

○瀬野委員 最後に、織井参考人にお伺いして終わりたいと思いますが、まず第一点は、国鉄の運賃値上げ問題で農林水産物について価格影響をどう考えておられるかというところをお伺いしたいのであります。御承知のように、自動車メーカーなどは六・八%の値上げでございますが、米や麦は二九・六%の値上げであります。このような値上がりでは、農家にこれがね返り、営農活動にたいへん影響をきたすことはもう当然であります。そこで、全農としては農林漁業者への影響をどう考えておられるか、これにはどう対処しておられるか、このことが一点。

それからもう一点は、今後こういった農協もいよいよ内国為替を扱ったり、レナタル制等相当いろいろなことをやりますと、かなり金を扱うということになりそうです。そうすると、従来でもえてして焦げつきその他事故が起きておりますが、今後の農協のいわゆる経理監査、こういったことについてはきびしくやっていかなければ、たいへんなことになってくる、影響度が大きくなる。いわゆる為替を扱うと、一カ所でこれが間違いを起しますと相当影響が出てくるということになりますので、その点どういうふうに対処されるのか、その点も若干簡単に触れていただきたい。

もう一点は、軽油不足によって田植えができないというところで農家がたいへん困って、いろいろ問題になっておりますが、その点にはどういうふうに対処しておられるのか、簡潔にお答えしていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○織井参考人 いまの運賃問題でございますけれども、この運賃問題については、従来から特別の取り扱いを生産性物資、肥料、農薬、えさ等に受けておりましたが、今度はそれが撤廃されて、しかもそれが運賃値上げというふうな現象になったことは、われわれとしても非常にたいへんな問題だと思っております。しかし、われわれのほうは、運賃値上げのいままでの経過の中でやってきたことは、肥料について、農薬について、えさについても、極力それを自分の合理化で吸収するというふうな体系をとってきたわけでございます。したがって、過去五年の三回の運賃改正の中でも、肥料が五年間に大体において〇・六%アップ、それから農薬については一〇〇に対して九五%ということで、むしろ合理化によって農薬の価格を現在まで下げてきておるといふふうなことで、極力吸収したいというふうにも考えてございますけれども、この運賃問題はいろいろな意味で影響が大きいので、われわれとしてはこれに対する特別な取り扱い計らいをお願いしたい、こういうふうな考えでございます。

それからもう一つは、灯油の問題につきましまして、これは非常に問題でございます。国鉄の一月からのいろいろな支障がありまして、現在のところ灯油が足りないというふうな現象がありましたが、これは現在関係している製油メーカー及び政府等にも御相談願って、この問題は至急優先的に解消していただきたいというふうな運動もしております。

○瀬野委員 じゃ、以上で終わります。

○藤本委員長代理 神田大作君。

○神田委員 時間の関係がありますから、いろいろとお尋ね申し上げたいことがありますが、簡単に私のほうからお尋ねし、ひとつ簡単に御答えを願いたいと思います。

まず、中金の片桐理事長にお尋ね申し上げますが、日本の農業の現状においては、いまの貸し付け金利では農業をやってもとうてい引き合いません、これが実際の現状です。そういう意味合いにおいて、実はきのうも大臣にも、利子補給によって農業の経営拡大のための貸し付け金利の引き下げをしなければ、これはいかに農業基本法でもって日本の農業を守るとか拡大するといっても、できないのじゃないか、こういうことを申し上げておきました。これはひとつ中金としても、先ほど委員からも質問があったと思いますが、農協の預金の預かりが少し高い、したがって貸し付けも金利が高くなるを得ない、こういう現状に対して、近代化をして金利の引き下げに努力をしたと申されておりますが、この点をひとつ御協力願いたい。

それと貸し付けに際しましての手続の迅速さ、いつまでも調査研究等をして時期を失し、あるいはもう手続がめんどうだというふうなことを再々いわれておりますが、こういう点につきましまして、中金としても事務的な充実をはかって、迅速果敢な貸し付けをしてもらいたい、こういうふうに思いますが、この二点についてお伺い申し上げます。

○片桐参考人 系統の貸し出し金利を極力下げる努力をすべきことは当然でございます。先ほども他の委員にお答えをしたような次第でございます。しかし、実際問題としては、極力努力はいたしますけれども、そう速効的な期待はなかなかおぼつかないというのが私は現実ではないかと思っております。また、御指摘のように、貯金する側からすれば、利回りのいいことを期待しておりますし、借りるほうは安いことを期待する、そういう関係もございまして、今後できるだけ単協、信連一体となりまして預金施設の改定、合理化等にはつとめていきたいと思っております。御指摘のような、どうしても現在の金利等では対応できないというものについては、結局、現在の農業近代化資金制度を拡充強化するという以外に現実の対応はむずかしいのではないかと。農業近代化資金についても、相当無理をして五厘下げたところが、また五厘コストアップという現状に直面していることも御承知のとおりでございます。もちろん極力今後努力をしてまいりたいと思っております。現に農林中金は前年度に二回にわたって、たしか短期資金は七厘五毛、長期資金は五厘ないし七厘引き下げおるといふ状況でございます。今後とも努力をしていきたいと思っております。ただ、預金金利の引き下げというコストアップの事態との関連は、できるだけ努力はいたしますが、当然その事情は考慮せざるを得ないという現状でございます。これを御高承いただきたいと思っております。

それから貸し付けの簡素化、迅速化については、これはもう言うまでもない次第でございます。今日までもいろいろな研修会なりいろいろな指導面でのこの辺は極力努力をしておりますが、今後、いろいろな制度資金が非常に農民にもわかりにくいというふうな事情もあるようにございます。

で、その辺のことも信連と一体となりまして努力をしてまいりたいということでお答えをいたしたいと思ひます。

○神田委員 次に、中央会の松村常務にお尋ねしますが、出かせぎ農業から、専業農業を育成していく——われわれの部落等を見ましても、ほとんど出かせぎをしておる。専業農家というのは、この間まで私の部落では一戸専業農家をやっておった。ところが、これも、今度近くに工場ができたので、もう出かせぎしたほうがいい、農業をやったのでは引き合ふぬというので、出かせぎに行つてしまつた。こういうような、専業農家を育成するという政府の方針やわれわれの希望を裏切つて、ほとんどが兼業農家になつていくこの現状において、私は畜産、それから養蚕あるいは青果物、これはもちろん施設園芸等による青果物、果樹、これらを中心とするところの専業農家の育成に対して、やはり相当大きな資金も要すると思ひますが、これは長期、低利資金を、中金等あるいは近代化資金等、あるいは政府等とも検討をしてこれをつくつていかなければ、日本農業は没落していくと思ひます。片手間に農業をやつていくというふうな、こういう農業をこのままにしておいて、世界の農業と競争していきけるわけはない。片手間に、ただ自分が土地を持つておるからやつておるんだ、あとはみんな出かせぎしていくんだというふうな考え方をこの際もうふつ切つて、兼業は兼業農家、専業農家は専業農家で育てていくという、そういう方針を立てるために、これは思ひ切つた施策をひとつとつてもらいたいと思ひますが、それに対する考え方をお尋ね申し上げます。

○松村参考人 神田先生のお尋ねでございますが、実際問題として非常にむずかしい問題でございます。農産物の価格が安いとか、そういうようなこともございまして、結局、じみち土地で働いても、むしろ兼業にいったほうが収入が多いというふうなことがこういうふうな事態を招いていまして、私は思ひます。したがらしまして、われわれとしてはやはりできるだけ生産性を上げなければい

かぬ、しかし、土地所有の問題があるということ、集団生産組織ということをしていておられますけれども、その中核に専業農家を置いて、そしてさしあたり現段階では土地所有には手をつけず、経営の集積というふうなところで、こういうふうな畜産、養蚕、青果物等を中心にして始めて、その中から兼業一本にいく人はぼつぼつ兼業の専業になつてしまふ、農業に残る人は農業に残るというふうな方法しかないんじゃないか、そういうことを考えます。そういう意味では、やはり集団的に、土地を売れと言つても、大体高いし、また手放しませんし、そういう意味で、経営を集積するというふうな発想の上で進めていきたい、現在をそういうふうな考えております。

○神田委員 集団農業をやると言つても、実際問題としてはなかなか進んでおらないようでありまして、この点は、われわれとしても、日本の農業を今後どうしていくかということ、いま松村さんが申されたようなことを推進する以外にはないと思ひますが、それにはやはり政府並びに農業団体が一体となつて、そういうものができる一つの体制をつくつてやらなければならぬ。私は、養蚕なら養蚕をたたとえ十町歩、あるいは養豚なら養豚三百頭、あるいはまた、牛ならば百頭というふうな、やはり大規模な、しかも近代化できる、日本に適した近代化農業を入れたものを、やればやれるんだ、実際やつていける人もおるんだ、実際やつて相当の収益をあげて、出かせぎなんかするよりもよほど愉快に農業がやつていけるのですから、そういう条件のあるところを見つけ、そういう条件のものに、そういう資金なり、そういう指導をしていくということは非常に大事なことだと思ひます。それ以外に日本の農業の生きる道はないと私は思ひます。そういう意味合いにおいて、そういう御努力をひとつ農業団体全体として政府と連携をとりながらこれはやつてもらわなければならぬ。そういうなければ、われわれが十年前につくつた農業基本法は空文化してしまふ、何らの意味もない。そういうことについてひとつ御検

討を願ひ、御努力を願ひたい、そういうふうに考えます。御答弁はけっこうです。

次に、全農の森井常務さんにお願ひ申し上げますが、いま大商社が、あるいはまた、その下の大きな問屋等が中心となつて、買い占め、売り惜しみをしている。綿糸、生糸、木材から、あらゆる食料品、マダロの船買いというように、もう買えば必ず上がる。これは株式会社としていわれる金をもうけるということが目的であれば、それはやるなど言つても、やるわけです。しかし、これを牽制するのは全農としての使命であらう。これを牽制して、買い占め、売り惜しみに対しまして、組合員やあるいは国民に全農としての使命を果たしていく重大な使命があると私は思ひます。これらに対しましては、海外貿易の拡大等について、もっと積極的な努力をしなければならぬし、あるいはこの職員等に対しても技術指導をやつて、こういう大商社の独占企業に対してこれを牽制し、これを是正する大きな使命が全農に与えられておると私は思ひます。これに對しましては森井常務さんとしてはどう考えられるか、お尋ね申し上げます。

○森井参考人 いまの問題は非常に基本的なわれわれに課せられた問題だと思ひます。そのために協同組合の全国機関というものができ上がつてい、われわれはそれが使命であるというふうな心を得てございします。現在起こつて大商社の買い占め等の問題は、協同組合の陣営から言つと、協同組合がいままでもう少し強力にこの問題に対して進めていけば、ある程度組合内の問題は防げたであらうというふうな考えをしております。それに対して、われわれは現在までは一応えさについては大商社を排除して、アメリカならアメリカ、アルゼンチンならアルゼンチンの協同組合としかにつないで、船も持ち、港も持つて、持つてくるという体制を整えてございします。そういうふうな体制をえさについてやつておりますし、これから畜産の、肉の輸入、子牛の輸入等もそういうふうな体系で、自分自體で購入し、自分自體のルート

によつて流れていくというふうなことをやつていきたいというふうな思つております。

それから、特にこれからの木材の問題、エネルギーの石油の問題等についても、政府にも配慮していただいて、そういうふうな災いをかぶらないような体制を築いていきたいというふうな現在計画中でございします。

それから一方、国内の全体の消費に対するいまの直結問題がございしますが、これなんか、農村においてももう少し消費問題というものの意識を喚起するような措置もとりたいたし、それから都県において、都市農協と提携して全体の基盤として農業協同組合の意識をもつと盛り上げてこういう問題を防いでいきたいというふうにも考えてございします。

○神田委員 時間がありませぬから、私はそのほかたくさん聞きたいことがありますが、一点だけ、その点については、中金は、今度の法律改正でもつて、資金のいわゆる貸し付けワタを拡大しているというふうな、やはり膨大な資金をかかえて、農業外にも金を貸すという。しかし、農業外に金を貸す前に、全農等との連携によつてこういうときにこそ真価を発揮させるべきではなからうかと私は思ひます。こういう意味合いにおいて、長い間農業の発展のために尽くしてきた中金あるいは全農等が、この日本のインフレ増進の中において、暴利をむさぼつておるいわば一部の業者に対しての警鐘とならなかならぬ、そういうなければ、われわれはやはり全国的な組織を持つた意味はなさなと思ひます。そういう意味合いにおいて、ひとつ政府もこれはやはり全農との連携をとつて、おまえら一体何をやつていけるんだ、材木はこんなに高くなつていける、あるいはまた綿糸はこんなに高くなつていける、あるいは食料品はこんなに高くなつていけるんだ、あるいは、えさはただ政府の払い下げだけを待つべきじゃなしに、麦類等の増産

等につきましても、私はきのうも大臣に申しましたが、まことにどうも消極的です。引き合なものは、つくれと言ったってつくらないのだからしょうがないのだ、そういうような態度でもって日本の農業は守れるわけがない。やはりこの膨大な冬作のあき地、これをどう利用するかということについても、飼料の対策として緊急になさなきゃならぬ。えさが足らぬからといって、各国へおじぎをして回ってそして買い集めるといふようなことをやっておったのではならぬ。食糧ももう世界的な危機に立っておる。生産調整なんかもうやっておる時代ではない。しかし、狭ければ狭いようにこれを有効適切に利用するといふ施策を、全農としても中金としても、あるいは中央会としても、ひとつ各農業団体が連携して政府と連絡をとりながら、この日本の農業の危機、インフレの危機を克服してもらいたい。それが農業団体の私は使命であると思いますので、その点について、一言ずつでけっこうでございますから、各代表から御答弁を願います。

○片柳参考人 私、昨今の買い占め、売り惜しみの実態を見てまいりまして、こういうときにこそ、営利を追求しない組織である協同組合が非常な力を発揮すべきであるといふことは、まことに同感であります。したがって、従来も全農その他の他には融資の面でもちろん最大の協力をいたしておりますが、そういうような配給問題なり流通の改善問題に即しまして全農等と十分連絡を密にいたしまして、御指摘の線で強力に取り進めてまいりたいというふうに考えております。

○松村参考人 神田先生のおっしゃることに、重復しないでお答えしますが、麦類、大豆、飼料作物、そういう点について、政府と連絡しながら、研究会を持って、目下われわれのほうで取り進めております。ただ価格の問題、そういう問題等がございます。麦も六月末までにきめなければいけません。そういうことで、また先生方に、構造改善と価格政策と、農業というものは同時に並列的に進めなければ効果のあるものでござい

せんので、構造政策もことにけっこうでございますが、だからといって価格政策が要らないといふことではございませんので、ぜひともそういう点のお力添えをお願いしたいということでございます。

○磯井参考人 私は前からいろいろ主張しておりますけれども、いま世界の大勢を見ると、欧州のほうは大体において自由貿易協同組合の社会というものを基盤にして国の運行をやっている、それに対して政府が特に農業面も生活面も応援している、これからの日本の行き方というものは、やはり農村における協同組合の社会、都会における協同組合の社会というふうなものを基盤に置いて運用することがこれからの方向であろうというふうなことを考えておりますので、もう少し国会も政府のほうも協同組合の一つの社会の建設に応援願うことが一番の方法だというふうに考えております。

○神田委員 終わります。

○藤本委員長代理 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

午後二時二十六分開議

○藤本委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林孝矩君。

○林孝矩委員 午前中参考人の意見をいろいろ伺いまして、今回の法改正にあたっての課題あるいは問題も論じられたところでありまして、それを勘案しまして質問に入りたいと思っております。

最初に、農協経営の今後の見通し、これに対する対策に関して、午前中も論議されたところであ

りますけれども、農協が農協本来の事業に積極的であるのかないのかという問題がありまして、各委員からも積極的でないのじゃないかという意見もありました。また、その組織基盤も非常に非民主化しつつある具体的な事例もあげられたところでありまして、一般的に見て、農協としての性格が希薄化しているという心配を持つものの人であります。この点について見解を承りたいと思っております。

○内村(良)政府委員 農協の経営は、これまでわが国経済の発展に際しまして順調に伸長してきたわけでございまして、御承知のとおり、米の生産調整等による経済事業部門の収益の停滞のほか、一昨年の秋以降、金融緩和の浸透によりまして、信用部門の収支も悪化しております。さらに支出の面を見ますと、人件費の増高というようなことがございまして、農協の経営は樂觀を許さない状況にあるというふうに私も考えております。

このような情勢の変化に対応いたしまして、農協の機能の低下を防止するためには、やはり農協の経営基盤を強化してやらなければならぬ。それではどういふことをやるのかということでございますが、農林省といたしましては、農協合併を促進し、農協経営の基盤の強化をはかると同時に、いろいろな面で業務の合理化というふうなものを行ないまして、経費の節減をはかるといふ必要があると思っております。

さらに、米の生産調整の関係で、倉庫部門、これは四十四年、四十五年には黒字であったわけでございまして、これが赤字になっておりますので、倉庫の整備等につきましては、四十八年度の国の予算で補助するというような措置を講じておりますけれども、そういうことを通じて農協の経営の合理化をはからなければ、なかなかむずかしい事態になっているというふうに考えております。

○林孝矩委員 樂觀が許されないという事情であるということでもあります。

そこで、都市農協の組合員事業等の実態がどのようになっているか、明らかにしていただきたい

と思っております。

○内村(良)政府委員 都市農協は、農業経営者の高齢化と兼業化の進行によりまして、大都市特に大都市周辺で組合員の高齢化と兼業化が進んでいるというところで、都市農協といわれる農協ができているわけでございまして。

その実態がどうかということでございますが、都市農協の特徴といたしましては、農業がどうしても縮小してまいりますので、農業関係のいわゆる経済事業、販売、購買が減っている。それから半面、土地代金の関係で預金が増えていくあるいは兼業収入がふえるというところで、信用事業が非常に膨張していくというところで、経済事業が縮小し、信用事業が膨張をする。さらに組合員が農家でなくなっていく人もございしますので、正組合員が多少減りまして、一方準組合員がふえているというふうなことが、都市農協の大きな特徴になっておりまして、そういう実態になっておるわけでございまして。

○林(孝)委員 そうした都市化地域における農協の今後の役割といたしまして、こうした問題に対しては、この際、今後の問題として位置づけたいと思いますが、そういうものををきりしておかなければならないのじゃないかと思うのですけれども、どのようにお考えになっておるか、伺いたいと思っております。

○櫻内国務大臣 私は、都市化地域の農協の現状というものはまだ流動的だと思っております。それだけに、これからどうするかということも私も行政指導の上で考えていく必要の面があると思いますが、やはりこういうものは実態が十分固まっていかなければ、なかなか行政指導といってもむずかしい面があると思っております。たとえば、いま都市化地域の施設園芸などがすっかり定着をいたしましたのでそれが相当な分野を占めておいて、それに加えて信用事業も活発に行なわれておるといふようなことになってくると、そこに一つの固定した形が出てくると思うのです。私は、少なくとも農協という以上におきましては、そういうような姿、

そういうものに就いた農協ということであれば、それに伴うところのこれからの農協のあり方というものが考えられると思うのでございますが、まだ概してどうもそこまでいっておられない。これから農協が宅地のほうへみなってしまふのか、いや、いまのままである程度はとどまるのか、そういう流動的要素がございしますので、一がいにまだ言えないという段階じゃないかと思ひます。

○林(孝)委員 午前中の論議の中にもあったわけでありまうけれども、いわゆる農地の用途変更、また具体的にいいますと、ゴルフ場に貸していくということに対して、農協も一枚加わっているという事実も同僚委員の中から指摘されました。こうした問題は、あとの質問に關係するわけでありまうけれども、私が最初に申し上げました農協本来の事業という面と相反する一つの事業ではないか、かようにも考えられるわけでありまうけれども、こうした傾向が大きくなればそれだけ社会的に起こす問題もあらわれてくるわけでありまうし、その点についても大臣から明快なる答弁をいただきたいわけでありまう。

○櫻内閣務大臣 農協が組織されるには当然本来の目的があるべきでございまして、それが付帯的な事業、あるいは付帯というよりも別途の事業のほうに手が伸びていくということになりますれば、それはもう農協の本質を失うわけでございますから、そういう場合にはそれに対処した方策を考えなければならぬと思ひますのでございまして、ただ、都市周辺における農協というものが、私はいまの公害問題などで、都市周辺の緑の尊重というふうなこと、あるいは園芸とかまた温室—くだものとか花卉ですね、こういうものの都市生活の上における必要度というものが相当高まってくるということになりますと、土地が他に転用されればその価格に就いた相当な収益になる、しかし、農業をやってまいりまして、花とか温室、くだものによって相当な収入を得られるということになる、他に転用せずにも、その都市の新しい生活形態に就ける農業が行なわれるという

ことも考えられます。全然その本来の農業から離れたそういう事業に行く場合は、これははっきり農協としての性格を失つたと判断すべきじゃないかと思ひます。

○林(孝)委員 そこで、もう一つの問題は、農協の合併というものが行なわれつつあります。まずその実績と農林省の考え方、これをはつきりしていただきたい。特に最近、たとえば一つの県一円に一つの地区という形になって、農協合併の動きが見られるところもあります。農林省はこれに対してどのように考えられておるか、お伺いしたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 まず最初に、農協合併の実績でございまして、昭和三十六年に農協合併助成法が制定されて、その後昭和四十一年、四十五年及び四十七年の三回にわたって同法の一部改正が行なわれ、昭和五十年三月三十一日まで農協合併助成法の適用期限が延長されております。この間、農協合併は進捗いたしまして、この農協合併助成法の適用を受けて合併に参加した組合は、昭和四十七年三月末日現在で八千九百九十七組合、合併組合は千九百三十二組合に及んでおります。昭和三十六年三月末日現在の総合農協の数一万二千五百組合から四十七年三月末では五千六百八十八組合に統合されております。しかしながら、現在なお小規模組合が多く、最近における農業及び農協をめぐる諸情勢の急激な変化に対応いたしまして、農協経営の体質の強化をはかるためにはさらに合併を促進する必要があるというふうに考へておりました。農林省としては、四十八年度から新たに広域合併の推進及び育成指導について、農協中央会に対する助成措置を講じておるところでございまして、

次に、最近県一円を地区とする農協合併の動きがございまして、これはなかなかむずかしい問題がございまして、したがって、農林省としては、ましては、その取り扱いにつきまして現在いろいろ検討しておりますが、いまだ結論を出すに至っておりません。

そこで、どういふ問題があるかと申し上げます、まず第一に、組合の地区が非常に広域化したしまして、組合員の数が著しく増加いたしたものです。そうなりますと、やはり農業協同組合というものは協同組合でございまして、人と人とのつながりが非常に大事でございまして、その辺が希薄化する、という協同組合組織の根本問題がございまして、それから、現在農業協同組合につきましては、系統三段階制をとっておりますけれども、県一円を地区とする単協がございまして、三段階制の問題に非常に大きな影響が起つてくるわけでございます。

そのことは、系統内部にある意味での混乱が生ずるおそれがございますし、さらに、現在の農協法上信用事業と共済事業についてはやや特殊な扱いをしておりますけれども、それが県の連合会と単協が一本になりますと、実際には県一円の単協ということになりますので、現在の連合会に付与されているいろいろな権能よりも活動の範囲が狭くなる、業務の範囲が狭くなるという問題があるわけでございます。そういういろいろな問題がございまして、

そこで、先般以来繰り返し申し上げておりますけれども、農林省としては、本年予算を取りまして、二年計画くらいで農協制度問題に取り組んでみたいということを考えております。その検討会での問題も検討の一つの事項として十分検討してまいるべき問題ではないかというふうに考へております。

○林(孝)委員 その二年計画で検討を加えていくというのですけれども、農林省としてはどういふ方向にという方向性が、検討していく上において定まっておるか。もし定まっておるなら、その内容とどういふ方向に持っていくべきかという方向性を明らかにしてもらいたい。定まっていなければそれでけっこうなんですけれども、その点はいかがですか。

○内村(良)政府委員 さしあたり検討すべき問題は、先ほど先生からも御指摘がございました都市農協の問題、それから系統三段階の問題、と同時に

に、ただいま問題になりました一県一農協というような問題を重点的に検討したい。

それを、じゃ、どういふ方向に持っていくのかというところでございまして、その方向については現在のところ白紙でございまして、いろいろな学識経験者あるいは関係者の意見等も十分聞きまして、問題を煮詰めなければならぬ重要な問題だというふうに考へております。

○林(孝)委員 非常に重要な問題でありますので、十分な検討をしなければならぬことにおいては同意でございます。

さらにもう一つ、現在の農協の中で起こっている問題の一つに、いわゆる不正事件というのがございまして、どうしてそういう不正事件が起こったかというところについては、そのケース、ケースによつていろいろな原因があると思ひますけれども、その発生状況、そして先ほど答へがありましたように、非常に人間的なつながりが多いわけでありまして、その影響がその地域に与える問題も社会問題化しているところもありますし、また痛烈なマスコミによる批判がそれに対して行なわれているという事実も事実であります。したがって、そういう不正事件に対する農林省の対策というものもこれあわせて考えなければならぬ、このように思ふわけでありまうけれども、いかがでしょうか。

○内村(良)政府委員 まず最初に、最近における農協の不正事件の件数、それによる金額でございまして、四十二年度は件数が百一件で、その関係の金額が四十億に達しております。四十三年度が七十三件、十五億八千万円、四十四年度が七十一件で十億二千四百万円、四十五年度が六十二件で十四億四千万円、四十六年度が六十件で二十一億六千万円というふうな不正事件が起つております。

この不正事件を大別類別いたしますと、第一は、不良貸し付けと申しますか、理事者が貸し付けてはならないところに貸したり、それから非常に経営の不安定なところに貸して、それが焦げついている。さらにその場合に、理事者の背任というよ

うな問題が起つていっているといううなケース。それから他のケースは、職員の横領と申しますか、職員が農協のお金を使い込んでしまったといううなケースが多いわけでございます。

そこで、こういうことがなぜ起こるか申しますと、私の見ているところでは、やはり農協というものが十分なる内部牽制組織ができていないといううな事務体制になつていっている面もあるんじゃないか。たとえば非常に大きなお金の扱いが一人の女子職員、しかも勤務年数が長い女子職員にまかされていっているといううなことが原因になつていっているといううなケースもございまして、どうも事務処理の内部牽制組織がよく確立されていないんじゃないかという問題があるんじゃないか。

そこで、行政庁としてどういうふうな指導をするかという問題でございますが、私どもは県に對しまして検査をやるわけでございますから、検査の際にそういう点を十分見ることと同時に、組織自体の内部牽制組織の確立といううなところを十分見てやらせる必要があるといううなことで指導している次第でございます。

○林孝委員 四十二年からの話でありますから、そうした農林省の指導というものはすでに始動されていなければならぬし、またその効果が少なくとも四十二年以来今日に至るまでの間にあらわれていなければならぬ。しかるに、現在においてもそうした事件が起つていっている。ほかに何か欠陥があるのではないかと。またそれとも、今日までのそうした不正事件に対する処置、事後処理という問題が緩慢であつたのではないかと。そういうことがはつきりしないと、今回の法案の中身を見ますと、農協の事業内容がさらに拡大される傾向にありますし、また多様化し複雑化していくという傾向にもあるわけでありまして、したがって、非常にそういう点も心配になるわけでありまして、けれども、今日までなぜこのような状態が六年もたつて解決されない、なくならないのか。幾ら方法も講じて人間のやることで、そこまで予見したいという場合もあると思ひますけれども、そ

の点についてどのように判断されておるか、伺いたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 件数といたしましては多少減る傾向になつております。

それから、ただいま御答弁申し上げましたように、問題は、信用事業をめぐつて非常に問題が起るわけでございます。

そこで、四十三年以降以降主として不正貸し付けの解消をはかる目的で、信用事業整備強化促進事業というものをやっております。これは毎年やつております。そこで、そういった面からいふ事態はよくなつておるといふふうに見えております。

それから、職員の横領等につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり内部牽制組織を十分確立して、中で相互監視ができるようにする必要があります。その意味からいふと、合併を促進したしまして、やはり職員の数も十分といううなことがなつてくるのは、こういった不正事件防止のためにもいいのではないかと。いふに考へております。

ように、ある程度の規模の農協に育てていく必要性を感じて、そのために、できるならば合併をし、そしてそのことによって経営の合理化にも役立たせしめるということだと思ふのであります。現在、単協については農協段階における監督が行なわれるのでありますから、農協の不正事件が多少ずつ減つてはおりますけれども、もう一つ組合員にも安心してもらえるような体制をとるという上におきましては、監督を厳重にやる必要があると思ひます。また理事者や職員の教育を十分はかつていく必要があると思ひます。が、これらのことは、先ほど局長の申されたこととともに、われわれといたしましては、農協における不正事件が未然に防げるように、あらゆるくふうをいたさなければならぬ、このように見ておる次第でございます。

○林(孝)委員 次に、地方公社貸し付け、農村地域の開発整備資金の貸し付け、これらを員外利用制限のワケ外で認める、その理由は、どういふことなのかという点が一つと、組合員のために事業の遂行を妨げない限度」となつておられますけれども、具体的にどのようになつておられるのか、この二点について伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 まず最初の御質問の地方公社貸し付け、農村地域の開発整備資金の貸し付け等が、これらの貸し付けは、対象法人の性格、対象資金の種類から明らかなように、いずれも公共性または政策的性の強いものでございまして、第二の理由といたしまして、今回拡大しようとする資金の貸し付けは、公共性、政策的性におきまして、すでに地方公共団体貸し付けは昨年員外利用貸し付け制限のワケ外としておられますけれども、それに準ずる性格のものであるということでございまして、それから、これらの資金はいずれも地域開発資金的な性格を持つておられますことから、地域住民に直接、間接に受益がございまして、地域住民たる組合員も受益する場合が多いと考へられますので、その考慮において組合員貸し付けに準ずる

性質のものと考えていいのではないかと。ところで、本貸し付けにつきましては員外利用制限のワケ外としたわけでございます。

それから次に、それは、いづれもその組合員のために事業の遂行を妨げない範囲でなければならぬというところは、これは農協である以上当然なことではございますが、それでは具体的にどういふ基準でそれを見るのかというところでございまして、これは、まあ、総合的に判断すべき問題で、画一的にこうだということとはなかなか言いにくい問題でございまして、一般的には組合員に対する貸し付けが円滑に行なわれておまして、貯払い準備金も財務処理基準令の第五条に規定する基準以上に保有されている状態であれば、一応信用事業の面において組合員の信用事業の遂行が妨げられていない状態ではないというふうに考へられますので、そういったことを一つの基準にしたいというふうに考へております。しかしながら、組合の資金需要は刻々と変化する性格のものでございまして、事業の遂行を妨げないとの判断のもとに貸し付けを行なう場合であっても、事態の変化に円滑に対応し得るようある程度余裕をもつて貸し付けを行なう必要がございまして、貸し付け期間があまり長期になるものはやはり問題があるのではないかと。そこで、農協法の施行令におきましてその期限を十年以内に限定したいというふうに考へております。

○林(孝)委員 余裕金が非常に増大しておるその結果、その余裕金の運用という問題を考へなければならぬというところでありますけれども、余裕金の増大というものは余裕金の運用方式、そういうものによつて処理すべきであるという考へ方でありまして、それの貸し付け範囲を員外に拡大するという方向の組合金融、これは組合金融の本旨に反してはいるのではないかと、この点はいかがでしょうか。

○内村(良)政府委員 余裕金のお話でございますが、単協やあるいは信連の余裕金がある証券の取得あるいは金融機関貸し付け、または上部機関に對す

る預け金として運用されていますが、昨今における金融の変化等もあって、有価証券や金融機関貸し付けの運用利回りも大幅に低下しております。

上部機関への預け金も、預金奨励施設の大幅切り下げによって極度に低下をしておる実情にあるわけでございます。上部機関への預け金以外はおおむね組合員に密着した特定の目的に運用される性格のものであります。組合員も地域住民であり、地域住民として受益することを考慮すれば、系統資金の運用の形態としては、可能な限り地域の開発整備等の事業に対する貸し付け資金として運用することが望ましいと考えられるわけでございます。

さて、このような運用利回り、融資目的の両面から見まして、単協や信連の余裕金は、地域開発整備等の目的に即する限りにおいて貸し付け範囲を拡大し、その有利な運用をはかることが適当でございます。このことが農協法の趣旨にもとるものではない、このように考えておる次第でございます。

○林(孝)委員 その辺の考えがちょっと私と違うわけでありまして、農協法の趣旨にもとらないというわけでありまして、たとえば宅地供給事業、これは本来農協になじまない事業である、そう私は思うわけでありまして。したがって、こうしたものを農協に行なわせるということは不適当ではないか、そのように思います。この点については大臣はどのようにお考えでしょうか。

○櫻内国務大臣 この宅地等の供給事業は、御承知のように、従来から農協が行なっている農地等処分事業を拡大したものでございます。今回農地等の売り渡しのほか、その貸し付け並びに住宅等の建設及びその貸し付けあるいは売り渡しができるようないろいろな道を開いたものでございます。

従来から行なわれておる事業の拡充でございますが、従来認められておるゆえんのもの、農協法の第一条は、農民の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進と同時に、農民の経済的地位の向上をはかることを目的としておる。この点からも明らかのように、農協の事

業は必ずしも農業と直接関連する範囲に狭く限定されるべきものではなくて、農民たる組合員のために必要な事業は、たとえ直接農業と関係ないものであっても、農協の事業として容認されたと解されて本日に至っております。このように思うのであります。

○林(孝)委員 土地の貸し付け、売り渡し、さらに住宅の建設、こういうことになりまして、先ほどのような不正事件を通して内部の審判組織が未成熟であるというような指摘も答弁の中にありましたが、それには統合するという判断も話されたわけでありまして、農協の事業目的の中に、組合員のために最大の奉仕をすることを目的として、営利を目的としてその事業を行なうてはならない、こういう規定があります。したがって、この拡大方向というものは、いろいろ組織内部においても、それだけの事業をやっていくという組織ができていくかどうかという問題もありますし、専門的な知識、そういうものも要求されるということも考えられますし、いろいろ人材の面にしても、すべて受け入れられるという実情にいま農協はないんじゃないかという心配があるわけでありまして。したがって、こういう事業をやっていく上においては、相当強力な指導、監督、そういうものが必要ではないかと思うわけでありまして、農林省としては、こういう問題に対して適正な実施を確保するために、どのような指導、監督をなさるんというお考えなのか、伺いたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 先生御指摘のとおり、この事業はすぐあしたから全国の農協でやらせろと言われまして、やれる能力があるかということにつきましても、非常に問題があることは御指摘のとおりでございます。

まず、この事業を行ないますためには、組合が宅地等供給事業実施規程というものをきめて、行政の承認を受けなければならぬことになっております。そこで、農協改正法が通過しまして施行になれば、こういった事業を行なおうという農

協は、まずこの実施規程をつくらなければなりません。そこで、役所といたしましては、単協につきましては知事でございますが、知事がそれを承認する場合には、単に形式的な実施規程の内容の審査だけで済まして、組合自体がこの事業をできるだけの能力をはたして持っているかどうかという点について十分審査させてから事業を開始するということにしなければならぬと思っております。それからさらに、事業が始まった後におきましても、組合が法令等を順守して事業を行なっているかどうかという点につきましては、必要な報告は徴収いたしますし、また必要があれば、業務及び会計の検査ができるわけでございます。

したがって、私どもといたしましては、この事業の運用につきましては、十分それをこなすだけの力のある組合を主としてやらせるというふうなことで、実際には指導したいというふうに考えております。

○林(孝)委員 そうしますと、将来これがどういう方向に進んでいくかということでありまして、けれども、農協自体の事業目的の中にこういうものが入ってくる。そうしますと、本来のこういう事業をやる以前の農協の事業内容ではなしに、というよりはむしろ、今後はこうした事業が農協の事業の中心になっていくという農協が生まれてくると思ひます。

そうしますと、私はこれをもう一面から取り上げたのでありますけれども、今回のこうした事業拡大に対しては、田中総理の指示というものが一つの大きなポイントになっておるわけですね。その背景はやはり日本列島改造政策というものがあつた。これはもういままで議論をされましたし、すべての人が指摘している問題でありますけれども、国土の総合利用という観点からこうした計画が進められる。いま民間デベロッパーの土地買い占めという問題が非常に国会の中あるいは社会的問題として世論が関心をもち、批判しているところでありまして、その批判の観点は、いわ

ゆる農業生産の土台をくずしていくのではないかと、言いかえれば、農村社会の崩壊、そういうものに対する批判というものがやはり大きなウエートを占めているわけでありまして。ところが、農協によるこうした土地の貸し付け、売り渡しあるいは住宅の建設というものが進んでいきましたと、民間デベロッパーにかわつて、今度は農協による宅地並びに工業用地、そうしたところの供給事業といふますか、そういうものが行なわれていくわけでありまして、いま民間デベロッパーに対して起こつておる批判というものが今度は農協に対して起こり得る可能性があるのではないかと、私は考えるわけでありまして、これは農林大臣にお伺いしたいと思います。

○櫻内国務大臣 御指摘のようなことについては、これから農地等処分事業の拡充に伴つていろいろな事業をやる場合によく注意していくべき点であると私もその点は認識をいたします。ただ、お話の中に、列島改造に伴う今度の措置のように言われますが、先ほどもお答え申し上げましたように、農地等処分事業につきましてはすでに行なわれてきたものでございまして、それを今回拡充をしたということでございますが、その辺のところは、御意見ではございましたが、私も、これを拡充し、そしていま御指摘のような民間デベロッパーに対する批判のようなことのないようにせよ、それはもう十分考慮しながらこれらの事業遂行に当たらうと、かように考えておる次第でございます。

○林(孝)委員 いまの答弁をまた別の面から考えますと、いわゆる世界的な食糧危機、これは日本においても非常に影響を受けておるところでありますけれども、いわゆる食料の自給率というものを高めるためには、自給率を高める、今日まで当委員会においても相当議論されてきたところであります。ところが、自給率を高める、そのためにいろいろな方策がありまして、やはり耕地面積というものは減少させてはならない。農業白

紙は、まずこの実施規程をつくらなければなりません。そこで、役所といたしましては、単協につきましては知事でございますが、知事がそれを承認する場合には、単に形式的な実施規程の内容の審査だけで済まして、組合自体がこの事業をできるだけの能力をはたして持っているかどうかという点について十分審査させてから事業を開始するということにしなければならぬと思っております。それからさらに、事業が始まった後におきましても、組合が法令等を順守して事業を行なっているかどうかという点につきましては、必要な報告は徴収いたしますし、また必要があれば、業務及び会計の検査ができるわけでございます。

したがって、私どもといたしましては、この事業の運用につきましては、十分それをこなすだけの力のある組合を主としてやらせるというふうなことで、実際には指導したいというふうに考えております。

○林(孝)委員 そうしますと、将来これがどういう方向に進んでいくかということでありまして、けれども、農協自体の事業目的の中にこういうものが入ってくる。そうしますと、本来のこういう事業をやる以前の農協の事業内容ではなしに、というよりはむしろ、今後はこうした事業が農協の事業の中心になっていくという農協が生まれてくると思ひます。

そうしますと、私はこれをもう一面から取り上げたのでありますけれども、今回のこうした事業拡大に対しては、田中総理の指示というものが一つの大きなポイントになっておるわけですね。その背景はやはり日本列島改造政策というものがあつた。これはもういままで議論をされましたし、すべての人が指摘している問題でありますけれども、国土の総合利用という観点からこうした計画が進められる。いま民間デベロッパーの土地買い占めという問題が非常に国会の中あるいは社会的問題として世論が関心をもち、批判しているところでありまして、その批判の観点は、いわ

ゆる農業生産の土台をくずしていくのではないかと、言いかえれば、農村社会の崩壊、そういうものに対する批判というものがやはり大きなウエートを占めているわけでありまして。ところが、農協によるこうした土地の貸し付け、売り渡しあるいは住宅の建設というものが進んでいきましたと、民間デベロッパーにかわつて、今度は農協による宅地並びに工業用地、そうしたところの供給事業といふますか、そういうものが行なわれていくわけでありまして、いま民間デベロッパーに対して起こつておる批判というものが今度は農協に対して起こり得る可能性があるのではないかと、私は考えるわけでありまして、これは農林大臣にお伺いしたいと思います。

○櫻内国務大臣 御指摘のようなことについては、これから農地等処分事業の拡充に伴つていろいろな事業をやる場合によく注意していくべき点であると私もその点は認識をいたします。ただ、お話の中に、列島改造に伴う今度の措置のように言われますが、先ほどもお答え申し上げましたように、農地等処分事業につきましてはすでに行なわれてきたものでございまして、それを今回拡充をしたということでございますが、その辺のところは、御意見ではございましたが、私も、これを拡充し、そしていま御指摘のような民間デベロッパーに対する批判のようなことのないようにせよ、それはもう十分考慮しながらこれらの事業遂行に当たらうと、かように考えておる次第でございます。

○林(孝)委員 いまの答弁をまた別の面から考えますと、いわゆる世界的な食糧危機、これは日本においても非常に影響を受けておるところでありますけれども、いわゆる食料の自給率というものを高めるためには、自給率を高める、今日まで当委員会においても相当議論されてきたところであります。ところが、自給率を高める、そのためにいろいろな方策がありまして、やはり耕地面積というものは減少させてはならない。農業白

紙は、まずこの実施規程をつくらなければなりません。そこで、役所といたしましては、単協につきましては知事でございますが、知事がそれを承認する場合には、単に形式的な実施規程の内容の審査だけで済まして、組合自体がこの事業をできるだけの能力をはたして持っているかどうかという点について十分審査させてから事業を開始するということにしなければならぬと思っております。それからさらに、事業が始まった後におきましても、組合が法令等を順守して事業を行なっているかどうかという点につきましては、必要な報告は徴収いたしますし、また必要があれば、業務及び会計の検査ができるわけでございます。

したがって、私どもといたしましては、この事業の運用につきましては、十分それをこなすだけの力のある組合を主としてやらせるというふうなことで、実際には指導したいというふうに考えております。

○林(孝)委員 そうしますと、将来これがどういう方向に進んでいくかということでありまして、けれども、農協自体の事業目的の中にこういうものが入ってくる。そうしますと、本来のこういう事業をやる以前の農協の事業内容ではなしに、というよりはむしろ、今後はこうした事業が農協の事業の中心になっていくという農協が生まれてくると思ひます。

昭和四十八年四月二十五日

書によりますと、いわゆる宅地化、工業用地化というものが進んで、白書みずから述べているところは、いわゆる農業不振の原因について、耕地面積の減少が農業不振の原因である、そのように農業白書でも指摘されているわけでありました。したがって、この白書の指摘とおりであるという前提に立てば、食料の自給率というものと与える影響は非常に大きいのではないか、このように私は思うわけですが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○農内閣大臣 耕地がきわめて著しく減少するがごとくに農協の行なう宅地造成とかまたそこに住宅をつくるかというわけで行なわれるというふうには見ておられないわけでありまして。社会的、経済的な情勢の変化に基づく組合員の新しいニーズに際するところの施策として考えておるのでございます。それは、全体の耕地面積の中で、今度の新しいレンタル方式による宅地造成や住宅の建設というものは、私は、これは専門的に数字をはじいてみなければなりませんが、大まかに言って、いまの日本の農業の自給率に影響のあるような耕地の宅地化が進められる、農協の関係においてです、そのように私は見ておらないのでございます。

○林(孝)委員 そこで、政府は十年後いわゆる五十七年の食料自給率を七三%から七七%の線で安定させようということでありまして、農地は十年後現在より一〇%少ない五百二十万ヘクタールで十分と、そのように計算されております。これはいわゆる日本列島改造論の中でも農地転用の必要面積を一〇%と述べておりますけれども、符合しているところでありまして、この五百二十万ヘクタール、これを確保できるかどうかでありますけれども、はたして確保できるかどうかという議論であります。

一つには、いま指摘しておりますように、農地面積の減少、これは著しいかどうかという問題が大臣からあったわけでありまして、とにかく農地面積が減少する、これは自給率の低下に拍

車をかけるというふうになるわけでありまして。それから米の減反、また小規模農家の離農という問題がすでに起こっております。いわゆる生産意欲というものが次第になくなりつつある農家というものが現実にあるということでありまして。したがって、いろいろな農業計画というものが各地で支障を来しておるということも事実であります。それをどういう形で五百二十万ヘクタールを確保するかという、結局農民の生産意欲というものの喚起にたよらざるを得ないのではないかと。私は、たとえば参考までに申し上げますと、昭和四十七年八月現在耕地面積五百六十八万ヘクタール、この耕地面積が、先ほど申し上げました十年後の時点にどうなるかということでありまして、けれども、五百二十万ヘクタールを割って、五百万ヘクタールも割ってしまうのではないかと、いわゆる市街化農地二十八万ヘクタール、その他年間の減少率というものを考え合わせて計算した場合に、政府が考えておる五百二十万ヘクタールというものを確保することができなくなるのではないかと、このことを心配するわけですが、これは先のこととありますから、結果が出てみないとわからないということになるわけでありまして、現在この委員会でも議論していることが、結果的に見ると、決してそうした案を許さないと、そういう立場に立って議論することが非常に適切ではないか。将来の見通しというものがもしここで誤った方向に行きますと、いま大臣はそういう心配がないという見解に立たれておられますけれども、ほんとうに耕地面積が私がいま指摘したような形で減少していった場合には、これはやはり日本の食糧危機というものに大きな影響を与えていく、そのように判断するからであります。この点について大臣の見解を伺いたいと思います。

○農内閣大臣 十年後の五百二十万ヘクタールの確保もむずかしいのではないかと御所見でございましたが、いろいろな点で、土地が宅地になる場合もございまして、あるいは場所によってはいまお話しゴルフ場になっておることも現

にあるわけでございますが、しかし、他面、耕地の造成ということも予想は十分できると思うのであります。特に酪農とか畜産を奨励し、公共投資の面で草地を相当つくり、こういうことでございまして、これからの日本の農業のあり方というものに符合した土地造成というものも行なわれたいというところは予想にたかくないところでございまして。そういうことで、ある程度の壊廃はあるが、また必要に際しての造成もある、こういうことで、五百二十万ヘクタールの十年後の確保というものはむずかしいことではない。特にいつも言うこととさせていただきますが、長期計画がいわゆる学者の方々が、あるいは私どもが参画して、企業の上だけでやったということであると、私も長期の見通しというものをその重要視したくないのであります。何といたしても、これは十分御承知のように、それぞれの専門の見識のある方々、団体の責任者の方々が参画してつくられたものであるというところで、まずこれが狂うということであればたいへんなことだという前提に立って、私も昨年の十月のあの試案というものを尊重してきておるわけでございます。

そういうことで、また米の減反に伴うお話もございまして、この米の減反に伴う面につきましましては、これは言うまでもなく、転作のほうに力を入れてそれを奨励しておることでございますから、この生産調査に伴う面から非常に土地が他に転用されていくというふうには見ておらないのであります。転作で必要な面に定着をしていくであらう、かように見ておるもので、まず五百二十万ヘクタールの確保については私はいじょうぶである。しかし、いまの御意見については十分尊重しながら、そして、少なくともこういう計画を立てた以上は、この遂行に遺憾のないようにすべきである、このように見ております。

○林(孝)委員 私は、こういふことに關していわゆる学者先生方がほとんど現場をどれだけ御存じか、非常に疑問を持っております。たとえばパイロット事業一つを例にとりて考えても、計画さ

れているパイロット事業の区域の中に住宅がどんなに建ち、ゴルフ場ができ、そしていろいろな事業が進められておる。その区域というのは非常に大きいわけですね。その中にもう事業ができなくなるのではないかと、その条件がたかさんあるわけですね。実際そこへ行ってみれば、そうした政策と現場の状況というものが非常に背中合わせになって置かれておるということがわかつておるわけですね。したがって、大臣も、国会が休会になったら、本委員会でも問題になっている地域、たとえば栃木県なら栃木県へ行つて、現場をよくごらんになればわかると思つて、本委員会あるいは本会議で、他の関連した地域で、具体的に場所をあげて問題になっておることを全部実際自分でも確かめてごらんになったら、ほんとうに現場というものがどういふふうになっているのかということがよくわかると思つて、専門家の意見も大事でありますけれども、ほんとうに現場の状況というものはどうもかみ合っていないような気がしてならないので、私は大臣にそのことをおすすしめしたいと思つておるわけでありまして、いかがでしょうか。

○農内閣大臣 これは私としても、御意見のことが全部が全部実行ができるとは思いませんが、ある程度は私の参考になる範囲の見聞は広めたい、こう思つて、また今国会においてしばしば問題にされた点については、これからの行政指導の上において十分考えなければならぬ諸点であるという認識は深く持っております。

そういう実情がどうしてできるのかということについては、ここでも申し上げましたように、農地転用の許可願以前に行方として行なわれてしまふ、契約が結ばれ、金銭の授受がある、こういうようなことが現にそういう虫食ひ状態を起している。したがって、その点につきましましては、何としても迅速に確実に情報の掌握が必要であるというところで、これはこの国会を通じてそういう措置をとるといふことを申し上げて、誠に農林省の地方農政局に対しその指示を与え、督促をして

○林(孝)委員 どうか大臣も一回現場に行ってください。よくわかると思います。

そこで次に、農業金融の問題、これもやはり大きく関連をしてくるわけであります。

まず、農協系統金融で当面する最大の課題というものを大臣はどのようにお考えになっておるか、お伺いしたいと思います。

○櫻内閣務大臣 系統金融が農業者のためにあるという原点に立ちまして、農業者が円滑に資金の融通がなされるようにすることはもちろんでございますが、社会的に見ても系統資金が有効かつ効率的に活用されるようにすることが肝要であると思っております。

この問題については、林委員も十分御承知の点であると思っておりますが、農政審議会に検討をしていただきまして、その結論が昨年一月に報告されておるわけでございます。今回系統金融のあり方についていろいろなお願いを申し上げたその前提といたしましては、この報告が非常に重要な役割りを果たしておることは当然でございます。

二、三の点がございしますが、第一には、農政推進上大きな課題となっておる大規模経営や協業等集団の生産組織の育成について、系統金融をいかに対応させるかということが指摘されております。次に、系統金融の基本的性格にも関係いたしますが、農外要因の拡大とそれに伴う資金の増大にどう対応していくか、いわゆる環境整備であるとか地域の要望にどう対応するか、それから一般経済の変化に伴い、きびしく要請されている系統金融の経営体制の合理化の問題、できるだけコストを低める、合併などを促進するといったような問題がこの事項に入っておると思っておりますが、こういうような諸点が審議会の答申に指摘されておるところだ、このように認識しておるわけでございます。ここのようにものを反映させての今回の金融関係法の改正をお願いしたいと思います。

○林(孝)委員 ところで、農協系統金融でありますけれども、現在非常にばく大な余裕金をかかえておるといことが、先ほどからも論議されました。

まず一点、将来の見通しはどういうふうにか考えられておるかという点、それと一つは、農業投資の動向についてでありますけれども、農業投資に必要な資金の調達の中に占める農業金融の割合はどのようになっておるか、そのうち制度資金によるものと一般資金によるものとの割合はどうなっておるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○内村(良)政府委員 最近におきます農協系統金融は、農協貯金の大幅な増加によりまして、いわゆる運用資金が非常にふえておりますことは御承知のとおりでございます。その数字については若干申し上げますと、四十二年の約五兆円が、けさも片柳理事長からお話がありましたけれども、最近では約十兆円ということになっております。

(藤本委員長代理退席、坂村委員長代理着席) 一方、運用面においては系統内の運用が、四十二年末は約三兆円にございましたが、最近では六兆円ということになっております。したがって、系統外運用も二兆円から四兆円というふうになつておるわけでございます。

そこで、この系統内の運用が将来どうなるだろうか、あるいは系統外の資金需要がどうなるだろうかというところでございしますが、今後の農業の動向あるいは一般の金融情勢の推移によるわけでございますが、私どもの見ているところでは、資金量はやはり相当集まってくるのではないかと。ここ一、二年やはり資金量は増加する傾向にあるだろう。

そこで、系統内の運用の問題でございますが、これは今後の大規模経営の育成あるいは組合員の多様化による生活資金の増大等によりまして、系統内の運用はふえるのではないかと。それからまた、今般の法律改正によりまして産業基盤や生活環境の整備のための資金需要もふえるであろうというふうにも考えております。しかしながら、系統外運用につきましてもある程度これに依存しなければならぬ面もあるわけでございます。おおよそそのことを申し上げますと、もちろん若干の変動はある

と思っておりますが、系統外運用の割合は従来程度で推移するのではないかと考えておるわけでございます。

それから次に、農業における投資の問題でございますが、最近におきましては、やはり生産調整の影響、農産物価格の停滞、これは農業白書にそういうふうにはっきり記述があるわけでございますが、そういうこともございまして、固定資産投資は若干伸びがとまっております。すなわち数字について申し上げますと、四十三年、四十四年の時期におきましては、農業固定資本形成についての増加は年率前年比約一五%前後で伸びていったわけでございますが、四十六年はこれが一・六%になつております。

そういうような状況になっておるわけでございます。そこで、それでは制度金融はどうなっているかと申しますと、農業投資に必要な資金の調達の中で制度資金による比率は大体一定でございます。まして、おおよそ一五%前後を占めております。そこで、絶対額におきましては、四十二年を一〇〇といたしますと、四十六年は一四〇というふうなことで、制度資金の需要はかなり順調な伸びを示しておるわけでございます。

○林(孝)委員 かなり順調だということでありまして、けれども、もう一つは制度資金についてであります。非常に複雑であつて多岐にわたる。借り受け手続もいろいろ制約されている。したがって、農家がどうしても一般資金に依存しなければならぬということ、一般資金に依存している、こういう傾向もやはり実際問題ある。したがって、もっと簡素化できないかということが意見としてあるわけでありまして、この点についてはいかがでしよう。

○櫻内閣務大臣 複雑化したということについては、制度資金に対しての要望がいろいろあつて、そして次々に新しい施策を打ち出した、その結果が組合員の方々、農家の方にとっては何かかわらないようなものになってきたのだ。これは私もそ

ういう点を認めるものでございます。ですから、何かこれは合理的にしなければならぬということと、たとえば公庫の関係では総合施設資金ですね、こういうようなものをつくつてみたりして、おるわけでございますが、御趣旨の線に沿ひまして、可能な限りもっと簡素化し、借りやすくすべきであると思ひます。

○林(孝)委員 それから農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の関係についてお伺いいたしますが、新たに農業近代化資金の貸し付け対象に加えられる法人としてどのようなものを予定されておるか、お伺いしたいと思います。

○内村(良)政府委員 先生も御承知のとおり、近年農作業の省力化あるいは農業投資の効率化などをはかるために、農協、市町村、都道府県などが一体となりまして公益法人を設立いたしました。高効率の農業機械による農作業を行なつたり、乳牛等の育成などを行なつたりする例が見られるわけでございます。このような公社は通常農業開発公社とか畜産公社などと呼ばれておりますけれども、地域農業の振興、農業経営の近代化に寄与するところが大きいと思ひますので、今回これらを対象とするものでございます。

そこで、どういふ例があるかということでございますが、一例をあげますと、北海道農業開発公社、これはおもな仕事は営農施設の設置、乳用牛の導入、生産公共牧場の経営等を行なつております。それからたとえば埼玉農業機械公社、これは農業基盤の整備と大型機械による農作業を営む公社でございますが、そういうようなものでございます。

○林(孝)委員 それから農業近代化資金の貸し付け限度額を引き上げることとありますけれども、これを受ける、いわゆる享受できる農業者というのはあまりないのではないかと申すわけでございます。したがって、実際活用されるということがまればないか、その点についてはいかがですか。

○内村(良)政府委員 貸し付け限度の引き上げに

よりましてどの程度近代化資金が利用されるかという問題でございますけれども、最近の農業の実態を見ておきますと、一般的ではないにいたしましても、畜産または施設園芸等におきましてもかなり大規模な経営が生まれているわけでございまして、そういった人たちに与りまして近代化資金を利用しようとする場合には、いまの資金の限度が非常に障害になっておるといことがございまして、そういった資金需要にこたえようということと考えておるわけでございます。

そこで、たしか午前中参考人の方に御質問があったと思いますが、それによって幾らふえるだろうかということ、これはちょっと数字的に大体幾らということとはなかなか申し上げにくい面もございまして、そういった現実に資金需要がございまして、それにこたえようという意味で制度の改正を行なうわけでございます。

○林(孝)委員 農業信用保証協会の保証の対象となる農業近代化資金以外の資金としてはどのようなものがあるか、説明していただきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 現在農業信用基金の保証の対象となります貸し付け債務の範囲は、近代化資金及びその他農業者等の事業または生活に必要な資金となっておりますけれども、保険にかかりますのは農業近代化資金及び総合資金制度、これは公庫の制度でございまして、総合資金制度の運転資金だけが保険にかかっておるわけでございまして、このため、今後の農業経営の必要性ということを考えれば、一般資金についても保険にかけたらどうか、基金が保証しているわけでございまして、そのような要求が非常に強い実情にかんがみまして、そのような改正を行なうわけでございます。

そこで、一体どのような資金かということでございます。これにつきましては、われわれの考えておるところでは、たとえば農業者にあつては農舎、農機具等の施設資金、家畜、飼料等の購入資金、農地等取得資金、その他農業経営に必要な

な資金及び住宅資金も見ようというふうに考えております。それからいわゆる農事組合法人、農協あるいは農協の連合会等にあるのは、施設資金とその施設の運転資金、それからいわゆる農協の協同会社にありましては、これも施設資金とその施設の運転資金等を保険で見ようというふうに考えております。

○林(孝)委員 一般の金融機関が農業信用保証協会の保証を活用しようとするならば、農協と同じように活用できるのかどうかという点が第一点。それから、現在一般金融機関が行なう融資について保証を行なうことができる基金協会はどのくらいあるのかという点、この二点についてお伺いします。

○内村(良)政府委員 農業信用保証協会の保証は、農業者及びその組織する団体が会員となりまして基金協会の保証を受けて、協会の協会の必要とする資金の債務保証を行なっているわけでございまして、したがって、基金協会は、業務方法書で定めれば、会員が銀行または信用金庫から借りた資金につきましても保証ができることになっております。しかしながら、現在のところ、農協系統以外の金融機関からの融資について保証ができることとしている基金協会は、北海道のほか十三県でございまして、その他の基金協会は農協系統以外の金融機関から融資を受けても、保証ができない状態になっておりますので、政府といたしましては、今回の制度の改善を契機といたしまして、基金協会の指導して、そういった農協系統以外の金融機関からの融資についても保証措置をとるよう指導したいというふうに考えております。

○林(孝)委員 そうしますと、各県の基金協会が一般金融機関の融資について保証するというふうに解釈していいのですか。

○内村(良)政府委員 ただいま申し上げましたように、業務方法書を変えまして、そのようなことができるように指導したいというふうに考えております。

○林(孝)委員 それから、保証保険にかかる保険価額の範囲として、従来の借入れ金元本のほか、約定利息を含めるということになっておりますけれども、その考え方はどういうことなのでしょう。

○内村(良)政府委員 基金協会の債務保証は、借入れ金の元本のほか、約定利息及び遅延損害金も含めたものについて保証しているわけでございまして、一方、保証協会の行ないます保証保険の保険価額は、他の保証保険制度との均衡なども考えまして、借入れ金の元本だけになっております。そこにギャップがあるわけでございまして、ところが、農業資金は一般に借入れ期間が長期でございまして、利息も多額になるわけでございまして、そこで基金協会の負担する危険が保証協会と比べて大きくなっているのが現状でございまして、このため両協会の責任分担の公平を期し、今後における農業信用保証協会の円滑な運営をはかる意味において、今回長期資金については、保証保険にかかる保険価額の範囲に従来の借入れ金元本のほか、約定利息も含めようというふうに考えたわけでございまして。

〔坂村委員長代理退席、藤本委員長代理着席〕
○林(孝)委員 保証保険の保険価額に遅延損害金を含めない理由について説明していただきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、約定利息は含めることにいたしましたけれども、保険協会の保証の範囲に入っております遅延損害金を含めませんのは、遅延損害金その他の費用は、元本や約定利息と違ひまして特定の場合に発生するものでございまして、先ほど基金協会の負担が大きくなるから負担する危険の均衡をはかるといことを申し上げましたけれども、そういった性質のものでございまして、基金協会として大きな負担にならないというふうに考えられますので、今回は約定利息だけにいたしましたわけでございまして。

○林(孝)委員 基金協会の保証と融資保険とはどのように交通整理をされていくのかについてお伺いします。

○内村(良)政府委員 信用保証保険制度はあくまでも基金協会の保証制度を中心として、保険協会の行なう融資保険制度はその補充的なものとして運用していくつもりでございまして、すなわち農業者等に対する信用補完の必要が生じたときは、第一次的には基金協会がまず債務の保証を行ないまして、その債務保証が保証協会の保証保険によって全国的に危険分散がはかれる、こういうことになっております。しかし、基金協会の保証では対応できないような場合、たとえば業務区域が二県以上にまたがる法人とか、あるいはいわゆる農業協同組合の全国団体の連合会というようなものにつきましては、現在そのような大口の貸し付けについて基金協会では対応できないような面がございまして、そういった面については融資保険で見たいというふうに交通整理をしていくわけでございまして。

○林(孝)委員 次に、信用農業協同組合連合会の融資を融資保険の対象にしながら、これを保証協会の会員としていない理由はどのようなことでしょうか。

○内村(良)政府委員 今回融資保険の対象者に信連を追加することにしておりますけれども、信連の貸し付けは原則的には基金協会の保証で対応できまが、貸し付け額が大口で非常に多額のため、基金協会では保証できない場合が考えられますので、このような場合に資金融通の円滑化をはかる意味から、基金協会の保証制度の補充的なものとしてこのような制度を認めることにしたわけでございまして、このように補充的なものというところでございまして、信連は農林中金の所屬団体としての資格で保証協会の被保険者資格を得ていれば十分じゃないかということ、中金が所屬団体になっておりますので、その中金の所屬団体として保証協会の被保険者資格を得るということと十分と考えて、しなかつたわけでございまして。

○林(孝)委員 それでは、確認の意味で貯金保険

法について数点質問したいと思ひます。

貯金保険制度を今回設けるといふことでいろいろ議論されてきたわけでありまふけれども、この緊急性はどこにあるのかという点について明確にしたいだきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 御承知のように、銀行、信用金庫等の金融機関についてはこの制度があるわけでありまふ。この制度は競争原理の導入による金融効率化政策の進展に伴つて、銀行や信用金庫等が経営破綻におちいることが生じ得る等の事情を背景として創設されたものでありまふが、農漁協も農山漁村においてこれらの金融機関と相互に競争関係に立つており、その結果、金融効率化の進展に伴つて業務面で種々影響を受け、経営破綻におちいることもあり得ると考えられるのでございませうから、同じように貯金保険制度を設ける必要がある、かように見たわけでございます。

最近における農協をめぐる諸情勢は非常にきびしいものがありまふ。弱小農協にありまふはそういう情勢に十分対応がでない。万一の事故が起つてはならない、かように思ひます。農漁協の貯金者について一般金融機関のような預金保険制度による保護がないということが、また一面農協、漁協等の信用事業の健全な発展を阻害するおそれがある、こういうことで、今回のこの制度をお願いするということにいたしましたわけでありまふ。

○林(孝)委員 それと同時に、いま大臣が答弁なさつたところからは関係になりまふけれども、今度のこの貯金保険制度を設けることによつて、農漁協の経営というものが安易に流されてしまふという心配があるのではないか、こういうことも考えられると思ひます。どうか、いかにございませうか。

○櫻内閣務大臣 そういふ見方はいかかになつて、こゝろ承つたわけでございます。これは万々農漁協の経営が破綻した場合に、貯金者を保護するため、直接組合員に対し貯金を一定限度まで支払うという制度でありまふから、農漁協の経営自体の保全をはかるということではもちろんないわけでありまふ。

ります。だから、この制度があるからといって農漁協の経営者が安易に走るという見方、そういう御質問ですから、そういう見方もあるかなと承りましたが、あくまでもこれは組合員であり、預金者の万々の場合の保護、こういう趣旨でございます。

○林(孝)委員 次に、貯金保険制度の設立によつて農漁協は必然的に保険料の支払いを義務づけられる、そういう結果になります。このことはコストアップにつながるということは考えられないかという心配でありまふけれども、この点はいかかでございます。

○内村(良)政府委員 一般の預金保険機構の保険料率は一万分の〇・六でございます。そこで新しく設けまふ農漁協の貯金保険機構の保険料率も大体同じような水準になるんだらうと思ひます。もちろんその利率算定の基礎は違ひますが、結果的な数字から見ますと同じようなことになるのではないかと。この程度のものであれば、農漁協あるいは漁協の預金コストの中で十分吸収できるのではないかと。したがって、これが今後における大きな負担になるということにはまづないのではないかと。うふうに考えております。

○林(孝)委員 信連連、信連連は対象金融機関には加わつてないわけでありまふけれども、こういうのはやはり対象金融機関に加える必要があるのではないかと。この点について御見解を伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 信連の貯金の大部分は単協からの貯金でございます。そこで、単協の貯金はすでに貯金保険の対象になっております。そこで、信連なり漁連を加えるということになりますと、員外からの貯金の保護ということになりますけれども、数学的にはこれは非常に微々たるものでございませう。さらに一般の預金保険機構の場合におきましても、信用組合、信用金庫につきましても同様な考え方から信用金庫連合会、信用組合連合会もはざされておりますので、私は信連、漁連をこの際加える必要はない、このように考えております。

ます。

○林(孝)委員 支払い対象となる貯金等から除く貯金というものはどういふものがあるのか。それからの理由について伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 提案申し上げております法案では、保険金の額の算定にあつて「地方公共団体から受け入れた貯金その他の政令で定める貯金等を除く」とこととして、こう書いてございませう。この「政令で定める貯金等」といたしましては、現段階では金融機関からの貯金のほか、政府関係の預かり金、それから外貨貯金、それから無記名貯金、これもなかなかむずかしい問題でございませうけれども、架空名義貯金等がはつきりすれば、そういったものを除きたい。

これらにつきましても理由でございませうけれども、貯金保険の保護の対象にする必要のない性質のものでございませうので、はずして、こういふわけでございます。

○林(孝)委員 それから、附則の第二条に、政令で定めて除外する組合とありますけれども、どのようなものを考えられておられるのか、伺ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 今般提案しております貯金保険機構の場合には、対象となる農漁協すべてについて保険関係が当然成立ということになっております。したがって、一種の強制保険なわけでございます。

どういふものが例外になるかということでございますが、私も考えているところでは、機構の成立の際、すでに保険事故が発生しているようなものについては、それを保険に付することはおかしいのでそれをはずすことを考えております。これに準ずるような状態になっているもの、すなわちすでに経営の破綻が明らかかなもの等は、やはりはずすべきではないかというふうに考えております。

○林(孝)委員 今回の法改正で、いわゆる金融または農協問題に対するいろんな議論を今日まで続けてきたわけでありまふけれども、絶えずわれわれ

れこうした問題を議論するにあつて、将来の方向といふますか、また一般的にいって社会情勢の変化に対する対応、そうしたものを考慮に入れながら考えるわけでありまふけれども、先ほど指摘しましたように、金融についてはいろんな面への関係を生ずる。具体的にいいますと、金融がこうした制度の改正によつて非常に安定した方向に、また緩和された方向に進んでいく。これは一面非常に利するものがあるわけでありまふけれども、反面、先ほど農漁協の問題で取り上げましたように、その資金がどのように運営されていくか、そういう面において問題も多々あるわけでありまふ。したがって、その運用の適正化といひますか、これは将来の方向を考える場合に非常に重要なウェイトを占める。

最後に、大臣に、そうした関連といふものを踏まえて、農林省としての考え方を伺ひたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 たいへん貴重な御意見だと思ひます。今回のように金融制度について各般の改正措置をとる。そのためにあるいは預金者の保護になりあるいは事業の拡充になり、いろいろとそれに伴う影響が出てくるわけでありまふが、その間に、先ほど御質問があつたように、当事者が安易な経営になるのではないかと、あるいは資金の適正な運用が行なわれるかどうかというふうな、そういう問題点も出てくるわけでございます。

要は、この経営の衝にある者が、系統金融が農業者の貴重な資金であつて、これが農業者のためにほんとうになるかどうかということについてののしかりした心がかまへなければ、せっかくの改正や制度の運用といふものが当然出まふことも誤つた方向にいふおそれが当然出まふこと、あるいはいふところであらうと思ひます。でありますから、私どももいたしましては、金融といふものの本来の使命に徹し、特にこの系統金融ということ念頭に置いての経営者の自覚といふものを十分求めてまいりたい、こう思ひます。

○林(孝)委員 それでは残余の時間を後日に留保

いたしまして、本日の質問を終わります。

○藤本委員長代理 湯山勇君。

○湯山委員 今回提案されておる金融関係法の中で、たゞいま林委員から御質問がございましたが、農水産業協同組合貯金保険法案、これについての質疑が比較的少なかったと思いますので、この法案について御質問を申し上げたいと思います。

この法案は、さきに預金保険法が四十六年につくられておりますから、右へなつてつくつたのだというふうな考え方からすれば、非常に簡単な法案であつて、問題はもう論議し尽くされてゐるという見方もできないことはないと思いますけれども、一方から見ますと、単独法で預金保険法と區別して、しかも本文のはうで七十条、附則の六条という、いわばこれは大法案だと思ひます。そして、考へ方によれば、従来の多くのこのような制度というものは、金融機関を保護する、金融機関の健全性を維持していくことによつて預金者を守っていくのだというたてまをとおつておりましたけれども、この法案はむしろ貯金している者を直接守っていくのだという意味において、これは画期的な意味を持つてゐるということもできると思ひます。したがつて、この法案がこういうふうな単独で農水産業協同組合を対象にして提案されたという点には非常に大きな意味があるとも考へられるし、そういう二つの見方ができると思ひます。

しかし、私が非常にここで疑問に思ひますことは、そういう観点から預金者を保護するという点からいへば、法のもとには平等でなければならぬにもかかわらず、一般の預金者はすでに同様な法律によつて保護されているのに、農協、漁協に貯金しておつた者は今日なお放置されてゐる。こういう事態は、私は別な意味からいへば、これは看過できない問題だということに思ひます。

そこで、今日まで二年間取り残されてきたという、その理由は一体どこにあるかということ、農林省、大蔵省両方からお聞きしたいのですが、まず農林省の御意見を承りたいと思ひます。

○櫻内内務大臣 農協協同組合、漁業協同組合を銀行や信用金庫と比較をいたしましたときに、申し上げるまでもないのでございますが、農協協同組合は一般の金融機関と異つて兼業禁止がされておらない、そういう点で昭和四十六年に預金保険法の発足の場合に対象にされなかつたことと承知をしておるわけでございます。ところが、この預金保険制度が発足して見まして、その後の経緯を考へてみると、現在の農協における貯金の量というものが、全体の預貯金量の二割に達してゐる。その上にこの農協等の貯金は全く個人の零細な貯金を主体としてゐるというのを考へてみますと、当初兼業禁止をしておらないということからは、しかし、相当な貯金量にもなつておりました。また零細な貯金者である、こういうことで、それは、多少性格が違ふとするならば、これは別途の立法措置によつて貯金者の保護をしなければならぬという、そういうふうな考へ方が發展をしてまいりまして今回のお願ひになつた、かように承知をしておるわけでございます。

○湯山委員 大蔵省まだ見えませんか。

○藤本委員長代理 湯山委員に申し上げますけれども、もうすぐ来るという連絡でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

○湯山委員 では、農林省としては、四十六年当時、ぜひ加へてもらいたいという主張をなさつたのかどうか。あるいは、これは当然政府内部で論議される問題ですから、そういう御討議があつてしかるべきだと思ひますが、その点はいかがですか。

○内村(良)政府委員 この問題につきましては、私も承知してゐるところでは、政府内部では議論をいたしました。その際、やはりただいま大臣から申し上げましたとおり、農協協同組合には一般金融機関と異なつて兼業禁止がない。すなわち経済事業と金融事業が一緒になつてゐる。そこで、経済事業で組合経営が破綻したというふうなもの、他の一般の金融機関がなぜ救済しなければならぬのかという議論がございまして、農林省とい

たしましてはそれ以上の追及はあきらめて、これは別個にやろうというふうな考へたわけでございます。それから関係のいわゆる系統機関ともそのときに相談したけれども、系統機関もそれほど無理に押すというところはしなかつたやうでございます。ただ、国会の論議ではもちろんこういうことは問題になりまして、大蔵大臣から、農水産業の協同組合についてもこれは放置しておくわけにはいかぬから何らかの整備をはかりたいというふうな御答弁があつたというふうな聞いておりますが、役所の中では、そういうことで兼業禁止はないというところから、一般の預金保険に入ることはあきらめたわけでございます。

○湯山委員 結局そのときは、端的に言へば、じゃま者扱いをされた。しかし、とにかく頼むというので、ではあとから加へてやろうということになつたわけですか、平たくいへば。

○内村(良)政府委員 まあ、別途体系で考へようということになつたわけでございます。

○湯山委員 別途体系というのはどういふことをさすのですか。

○内村(良)政府委員 今般提案しております貯金保険機構がそれに相当するわけでございます。

○湯山委員 そこでお尋ねしたいのは、私はこれは各条文を突き合はしてみましたが、そうしたら、ほとんど読みかえでなくてはなりません。附則になつて若干ありますけれども、もうあとは、たとえば関係大臣が大蔵大臣になつておるとかあるいは金融機関が農協協同組合、漁業協同組合になつておるとか、ほとんど読みかえ規定ができるところばかりであつて、これならば私は預金保険法の一部改正でいいんじゃないかということを感じました。にもかかわらず、いまのような別途体系という、別途体系というのは、事は大きいのです。問題は決して軽い問題ではないのですけれども、端的に言へば、そういう格差、それを設けた理由はどこにあるか。これはどういふことでしょうか。

○内村(良)政府委員 格差という御質問でございますが、実体的には現在の預金保険とそれから今般提案しております農水産業協同組合の貯金保険機構は非常に似ております。ただ、細部を見ますと、たとえば出資者が預金保険の場合には国、日銀、その他、それに対しては農協協同組合の場合には、国、日銀、農中、それからその他が入ります。それから理事長が、農協協同組合には主務大臣任命、預金保険では日銀副総裁が当たる。それから監事の任期につきまして、農協協同組合には二年、預金保険が三年。それから強制徴収の規定のあるなし、あるいは主務大臣に農林大臣が入つてゐるといふような違いがございまして、しかし、最初に申し上げましたように、やはり経済事業をやつておる農協協同組合の場合には、別途国なり日銀が出資しまして、それはそれとしてやるといふことで、制度の中身は非常に類似してゐるわけけれども、そういう意味で別になつておるわけでござい

ます。大蔵省はもうお尋ねいたします。

○湯山委員 大蔵省がお見えになりましたから、大蔵省のほうへお尋ねいたします。

大蔵省はこの農水産業協同組合貯金保険法案といふのは積極的に賛成ですか、消極的に賛成であつたのか、銀行局長お見えになつておれば、伺いたいと思ひます。

○吉田(太)政府委員 御承知のように、全体で七千ほどの協同組合が信用事業を営んでおるわけでございまして、何らかの形でこういう信用保険をつくつていただくということはきつめて歓迎すべきこととございまして、積極的に賛成しておるわけでございます。

○湯山委員 二年前はどうだったのですか。

○吉田(太)政府委員 これも同時に発足すべきじゃないかということ踏まえての御質問かと思ひます。実は預金保険制度そのものが、御承知のように、初めての制度でございまして、この発足までには幾多の研究をやつておつたわけでございまして、まずいゆる金融事業を専門的にやつておる金融機関から出発しようということ

ございまして、そのときの金融制度調査会の席上においても農林関係の方々から、われわれもこういうものをつくりたい、つくる場合には別途こういうものをつくるべきではなからうかと考えておられるという御発言があったことを記憶いたしております。しいやいなやながらこれをこの次に認めるといふことではございせん。

○湯山委員 こういう保険というものは大きければ大きいほど相互扶助の役目を果たすには適当であるといふことは申し上げるまでもないことです。法案を見ますと、ほとんど預金保険法と内容的には変わりありません。

なお、さつき局長が指摘された違ふところについては、あとで私、お尋ねいたしますけれども、とにかくほとんど変わりはない。そうすると、この際一括して一本にするということが私は正しいと思うのですが、それはできないんですか。

○吉田(本)政府委員 お説のとおり、保険は多ければ多いほど、大数の法則が働くという意味から、制度的に安定するものだと思います。ただ、先ほど農林省からもお答えがございましたかと思いますが、信用事業とそれからその他の事業を営んでおります協同組合が七千八百、それからいわゆる金融機関が千六百六十くらいでございます。これらは、それぞれ業態が違つておるといふこと、あるいはこの預金保険機構をうまく運営していくうらはらになっております検査でございますとか審査でございますとか、そういう組織の運営のしかたは諸外国でもそうでございまして、預金保険機構というもののうらはらにはやはりその指導とすることがどうしても一体でなければならぬ。もちろん一体にして二つの各部に分かれるのも一案かと思ひますが、しかし、このように別に分けて特に支障があるといふことはないと私は思つております。特に出資金が三億というような実体を備えております以上は、預金保険としての安定的な将来は確保できておる、かように考えておるわけ

でございます。

○湯山委員 若干矛盾もあるように思ひますけれども、それはあまり申し上げないことにします。ただ、将来の方向としては、私は両方共通して、しかも同じように保護されなければならぬといふことを思ひます。それは最初申し上げたように、従来金融機関の側から健全に運営していくように保証してきたものが、今度は個々の預金者を守っていくというように発想が大きく変わつていくわけであつて、その経営主体が、たとえば総合経営体であるとかそういうことになつて、やつておる実態を見れば、それによつて一緒にやつていって決して不都合ではない。そういうことでございまして、これは御研究を願うといふことをぜひ要望しておきたいと思ひます。

それから今度は、主務大臣がお二人になつていまして、これはさつき局長も違つておられることだといふ、特に取り上げられた点です。お二人の主務大臣でそれぞれ監督の分野が違つて普通だと思ひます。そうでなければ一人でもいいわけですから、監督の分野は、農林大臣はどの分野、大蔵大臣はどの分野、そういう区別があればひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 ただいま御指摘がございまして、本制度の所管行政庁は農林、大蔵両大臣としておりました、両大臣の全面的な共管でございまして、したがひまして、本制度による認可その他監督権限は両大臣が協議、協同をいたしまして行使することになり、両者の意思の一致が当然の前提となるわけでございます。このように大蔵大臣を主務大臣とした理由は、本制度が信用秩序の維持を目的とするものであり、本制度の対象となる信用事業を行なう農漁協等すべて農林、大蔵両大臣の共管となつてゐる関係から両大臣の共管といふことになつたわけでございます。権限の行使は両者協議して意見の一致を前提としてやる、こういうことになるわけでございます。

○湯山委員 たてまへはそれでよいけれども、たとえば理事長といふのは二人はいないのです

ね。一人です。その場合に農林大臣は、たとえば農業関係、水産業関係から理事長を選びたい。大蔵大臣は金融関係から選びたいというような意見の相違は当然出てくると思ひます。そういう場合はどうするのですか。

○内村(良)政府委員 両者協議いたして、意見の一致をはかるわけでございます。

○湯山委員 農林大臣、そういう場合はお譲りになりますか。

○櫻内国務大臣 先ほど御説明申し上げましたように、農協、漁協はそれぞれ兼業禁止がされておられません。そうしますと、この農協や漁協の実態というものがどこにあるかといふことを考へてまいりますときに、御質問のように、ただ単に金融機関の経験だけの人という場合と農協なり漁協の経営全般について明るい人といふことになりますれば、この協同組合の性格上おのずから両者の協議の間に意見の一致を見出すことができる、こう思ひます。

○湯山委員 これだけ違つておりますと、そんなに簡単にやないと思ひます。農林大臣は必ずしも金融関係は十分、櫻内農林大臣の場合は別です。他の農林大臣の場合は、金融関係はまことによく御存じない。そうかと思つと、他の大蔵大臣の場合は、今度は農業関係はちつともわからないといふ場合もあります。そういうことになる、この対象が農林漁業団体だといふことだけで安易にきめておるというやうなこと、これもきびしくいへば許されない点じゃないか。

それから、さきに監事の任期が一方は二年で一方は三年といふやうなことを局長言つておりましたが、これも意味のないことで、二年にしたって三年にしたって、一般の機構の役員といふものが任期が三年だから、監事は二年にしてダブらないようにといふやうなことをおっしゃるだらうけれども、再任を妨げないのですから、ちつともその配慮は要らないですが、にもかかわらず、なぜ預金法とこの貯金法とは監事を二年と三年と区別を

つけたかこれは説明できぬでしょう。いま私はお答えになることを言つてあげましたが、再任を妨げないのです。再任がいけないといふ人なら全員かわりませうけれども、継続してきている人があるのですから、何もそれによつて断点ができるといふことはないです。そうすると、二年と三年と区別したという理由はないのです。これはどういふわけですか。私の言うとおりのことではないですか。

○内村(良)政府委員 理事と監事の任期を同一にするあるいはずらすといふことがございまして。そこで、法律の場合には農林省関係の立法例に大体ならいまして、たとえば農林中央金庫法、農業者年金基金法等農林関係の法律は理事と監事の任期をずらせることが一般的なのでございまして、そういうやうな立法例を参考としてずらしてゐるだけでございまして。

○湯山委員 それでは別に何の理由もないのです。それから、そういうことだから申し上げますけれども、一方は預金法でしよう。それからこれは貯金となつてゐる。ことさらに預金と貯金と使い分けなくてもいいし、農林関係には預金といふことばがないかと思つて調べてみると、ないでもないです。ただ、いただいた農業協同組合法の一部を改正する法律案資料はちゃんと預貯金と書いてありまして、信用事業関係の資料にはちゃんと書いてあります。だから、これは無理に預金、貯金と区別しなくてもいいし、常識からいへば、むしろ農林水産業のほうが預金で、一般金融機関のほうが貯金じゃないか。といふのは、一方はたかくわえてから、いろいろと余つたものをたかくわえて。ところが、農協等の場合には、場合によれば米代を一時預けておく、さつきお話がありましたように、あるいは土地代金を一時預けておく、それからやがて再生産の資金であるし、生活に使わなければならぬ。それを一時預けておくんだから、これも理屈からいへば、農協、漁協のほうが預金で、一般金融機関のほうが貯金といふのも決しておかしくない。ことさらにこういう区別、さつきの二年、

三年にしても、それから預金、貯金にしても、ことさらにそういう区別をする必要はない。農協なんか貯金という名前になっているからといえ、そうでしょうけれども、それだけじゃなくて、定期積金など貯金でないものもあるのですから、そうすれば、これは別に預金、貯金と使い分けなくていいんじゃないか。絶対これは分けなければ困るんだということがある、ひとつ教えていただきたい。

○内村(農)政府委員 預金と貯金は大体同じようなものでございまして、絶対にこれを区別しなければならぬという法律上の理屈はございません。ただ、立法例を見ますと、たとえば郵便貯金、それから協同組合の場合は大体貯金ということばを使っております。銀行関係の場合は預金、それから農林中央金庫法はたしか預金ということばを使っておりますけれども、別に絶対にどっちでなければならぬというようなものではございません。ただ、そういった立法例を見まして貯金ということばを使ったわけでございます。

○湯山委員 さつきから立法例立法例という答弁は、ここでの答弁にはなりません。いま政治的な判断をしておる質問ですから、立法例でというのとはひとつ御答弁に使わないようにしてもらいたいです。じゃなくて、どういう理由でこうだというのがなければ、これは判断の材料にならないのです。これはこまかいことですからどうでもいいです。もっと略していうときに貯金保険、預金保険といえ、両方が簡単に区別がつくからそうしたのだといえ、それでも了解しますから、立法例ということではないというのを申し上げたい、そういうことです。

中身に入りますけれども、これだけせつかく独立させたのであれば、それだけのよくなった点かなければならないと私は思うのです。ところが、あまりよくなっていないので、カバー率といいますが、この保険によって損失をしないで済むという、これによって保証できる割合ですね。それを見ますと、預金法のほうでは件数で九七・五%が

大体カバーできる。金額では八一・七%がカバーできる。ところが、農協の場合は、この制度によってはいまの預金保険よりも一四%余り低くて、件数では八三%くらい、それから金額でもやはり六七%程度で、これは一四%程度低いということになっておるようです。それから水産業協同組合の場合には、件数では九七%ですから相当カバーできますけれども、金額では六八%とやはり預金保険の金額のカバー率よりも一三%余り低い。こういうことですが、さつきおっしゃったように、せつかく今度は独立させたのなら、そのカバー率も似たようなところまで持っていくということをお考えのべきではないかと思いますが、その点はどうかということなんでしょうか。これは大臣からお答え願うのが至当ではないかと思うのです。同じような形でいまのようにお出しになったのであれば、その預金者の受ける恩恵といえますか、カバーされる率も大体同じようにするということがあるいはせつかくつづいたのだからそれよりも有利になったというのがほんとうじゃないかと思ふのですが、それがいまのように不利になっておる、これはどういうふうにしたらいいか、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○農内閣府大臣 御質問につきましては、ごもっともだと思います。予定される保険金の限度額百万円によってカバーできる農漁協貯金のシェアにつきましては、一般金融機関との比較ではたたいにおっしゃられたようなカバー率になっておると思ひます。私もこの点についてはそういう感じを持っておりますが、四十八年三月末における一農家当たりの純農漁協貯金残高、貯金から借り入れ金を引いた額が約八十万円と推定されるので、この保険金額で一般的な貯金者の大部分がカバーされることと推定できる。こういうことで、農協や漁協の場合におきましては組合員は貯金に合せて当該農漁協から借り入れ金をして、この格差は非常に多い。でありますので、カバー率の格差はございすけれども、それはある程度縮小するものと考えられる、こういうことで、私

もああそういうものかということで理解したのであります。そのこまかい数字はいまここに持ち合わせませんので、必要があればまた担当者からお答えさせていただきます。

○湯山委員 大臣もいまのように同じようなお感じをお持ちになったということですから、申し上げたいのは、その切り捨てられるのはどういふ金かということ。農民のどういふ預金、貯金、金切り捨てられるかということなんです。これは百万円をこえて預けておるのが切り捨てられる勘定になるわけですから、そうすると、農家で一般に余裕金があるにあらうことはあまり考えられない。そうすると、さつきからお話に出ておりましたように、土地を売った代金、それが預金の大体三二%を占めている。それから農外所得、これが二六%、そして農業所得が四二%ですが、その四二%の中身は、ここのあの中身は、その中で必死でつくったミカン代もあれば、それから生産調整の中でつくった米代、そういうものが一応従来の慣例から農協へ預けられるということになっておる。そういうのを含んでおるから、そこで個々の貯金額といふものは比較的高いものがあるわけですよ。それがこの制度では、いまの試算では切り捨てられるということになれば、それは農業、水産業者をほんとうに守つていくための制度ということにはなりにくいことになる。そういうのがあるから金額のこのカバー率が低いのであつて、そういうことを考えれば、農水産業のこの貯金保険においては保険金額を一般の預金保険よりも高くするということは当然認められていいと思ひます。それについて大蔵省の御所見を伺いたいと思ひます。

○吉田(本)政府委員 この預金保険の対象になる金額を幾らにするかということ、カバーされるべき預金の額で計算をいたすべきか、あるいはもとより預金保険の制度のたてまえからいいますと、そもそも破綻があつてはならないことである、したがって経営責任ということと預金者の保護との割合をどの程度に考えるか、こういうこと

ろから出てくる問題ではなからうかと思ひます。そういう意味からいいますと、たとえば一〇%までカバーすべきものかどうか、金融機関においての自己責任を徹底するという意味からいまして、ある程度の自己責任の規律、ディシプリンといふものを徹底していきたいというのが私どもの百万円で押えた考え方でございます。もちろんお説のように、これを百二十万あるいは百五十万という考え方もあるかと思ひます。基本的にはやはりそういう考えでございすので、百万が適当かあるいはこれを大きく区切つて二百万が適当かというところを判断されるべきものではなからうか。そういう意味からいいますと、現在の協同組合の預金制度の場合に、まずよるべき基準として何があるかと考えますと、現在既存の百万円といういわば社会保険的な制度に右へならえしたということが、これの基本的な考え方ではなからうか、私はかように考えておるわけでございます。

○湯山委員 預金保険では八〇%がカバーできる、この貯金保険の場合には六七%しかカバーできない、これが問題なので、せつかく保険があるのならば、せめて七五とか八〇まではカバーできるといふのでなければ、せつかく法律でつくった保険の意味も薄れてくるのではないか。銀行局長が最初お答えになった経営責任の問題、保護との関係、それはよく存じております。一〇〇%ということをおし上げておるのではなくて、均衡がとれるようにする。そうして制度がある以上は六〇%台なんというのではなくて、せめて七五から八〇程度、多少劣つてもその程度のところまではいくような制度にしなければ、あまりにもさつき格差と言つたら、格差つて何だろつとおっしゃつておりましたけれども、そういう問題があると思ひます。

そこで、いまのような意味でバランスをとる百万というので統一するといふ考え方もあるけれども、そうじゃなくて、預金者の側に立つて保護していくという観点に立てば、私は大体保証さ

れる率というものは似通ったものであつてほしい、その努力をしてもらいたいということからのお尋ねなのです。それはいかがですか。

○吉田(本)政府委員 私のは先ほどお答えいたしましたのが基本的な考え方でございますので、多少これから申し上げることはさきかへ理屈になる面もあるかと思ひます。しいて申し上げますれば、やはり六千、八千というたくさんの方の組合を対象としております。そういう大数の法則が働きます。保険機構であれば、逆にむしろその危険度は少なく申しますか、保険料も安くなるではないでしょうか、したがってもう少しこれを上げていただいじようぶじやなかろうか、かようなお考えかと思ひます。しかし、ここはやはり国民各層から貯金あるいは預金という形で預金を吸収していく一種の金融機関でございます以上、たとえば一方の特定の部門の金融機関が百五十万、一方は百万円までしか保険されないということになりますれば、国の資金の流れと申しますか、吸収のあり方として、やはりアンバランスが起るのではなからうか。そこは預金、貯金を問わず、その条件については同一にすべきではなからうか。むしろ問題は破綻を起さないように努力することのほうが大事じやなかろうか、かように考えておるわけでございます。

○湯山委員 後者のほうは全く同感ですけれども、同じに言うながら、すでにこれは充足が平等じやありませんで、ですから、それは平等でなければならぬという原理はわかります。それなら最初のときのスタートから平等にすべきであつて、いま金額だけ平等ということでは全体を律するというのは、最初から何やらへ理屈とおっしゃったから、そうだと思つて聞き流しますけれども、それはこちらにもそういうへ理屈がまたでますので、いまの点、私は預金者の側に立つた制度だということをまず第一にして、それから農業者といへども、農協へは大体六割、あとの四割は一般金融機関に預けています。その保証率というものがそういうふうに通つていくということ

は、これはその点から言へば、はなはだ納得いきにくい点なので、また同時に、制度の面から言へば、あなたの方のほうに納得いきにくい点がありなると思ひますけれども、それはせつかくあつて別な法律をつくつたのですから、ひとつ農林大臣は、主務大臣として大蔵大臣とお話しいたで、その内容には、いま三〇〇をこえる土地代金、これは預けっぱなしにはできない金です。それから農産物の収獲の代金、そういうものが含まれていくということもお話しいたで、ぜひひとつ、せめて八〇〇程度はカバーできるように御尽力をお願いしたいと思います、主務大臣の一人として、農林大臣、いかがでしょう。

○櫻内閣務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、純預貯金について見ますと、シェアは、だいたい格差が縮まるということを示し上げたわけでございますが、この制度が充足をいたしまして運営をしてまいります間に、その実績に伴つて、御指摘のような問題点がさらに検討の余地のある場合も想像ができるのではないかと、こういうふうな思ひますので、御意見を十分念頭に置いておきたいと思ひます。

○湯山委員 それから、こまかいことですが、保険料率十万分の六というものは、これは長期にわたつて運営の状態を見てきめる、長期にわたつてカバーできるような方法でやつていくんだというふうなことでなければ、これは十万分の六というのは、預金保険になつたのですか、独自に計算をなさつたのですか、どちらでしょう。

○内村(良)政府委員 保険料率の試算につきましては、四十七年の三月末の一農協平均、一漁協平均の貯金量から、さらに四十七年九月末の貯金の伸びを見まして、それに、貯金に対する保険金支払の比率、保険支払額に對する欠損率、過去におけるその概算資料、これは農協と漁協でございすが、そういうような農漁協独自の資料に基づいて計算をしてみたわけでございます。その結果の数値が、現在預金保険機構が使つておる数値とあまり違わないということで、別の固有の資料

で計算しているわけでございます。

○湯山委員 そこは全く私にはわからないのですけれども、いまのような長期にわたつて、そしてその事故件数を予測して、それでいて両方とも一致して十万分の六に保険料率が一致したということとは、何を意味しておるのでしょうか。これは全然わからないので、お聞きしておるわけです。銀行局長のほうからお聞きしたほうが、専門家ですからいいと思ひます。

○吉田(本)政府委員 一つには、これまでの農漁協の破綻例と一般金融機関の破綻例がそう違わないということが一つの理由ではなからうかと思ひます。

それから、計算いたしますと、多少の端数が出てまいります。しかし、何と申しましても分母になる預貯金の金額が大きゅうございまして、結局大きな違いは出てこない。○五云々というのを○六にするか、その程度の違いでしかないということかと思ひます。

○湯山委員 じゃ、端的に言へば、両方ともそんなに危険の度合いというものは変わらないのだ、事故件数の割合も変わらないし、事故件数もそう違ひはないというように判断してよろしゅうございしますか。

○吉田(本)政府委員 非常にしあわせなことに、大数的に見て、そう変わらないと考へていただいてけつこうだと思ひます。

ちつと申し上げておきたいことは、過去においての一つの金融機関の大きな破綻例がなかった。破綻が生じたのは、信用組合あるいは例外的に信用金庫が一個でございます。農協の場合も、それに準ずるようなものであつたということから同じようなことになつたのではなからうか、かように考えます。

○湯山委員 それから五十一條の二項ですけれども、このことに関して、特定の農水協に對して差別的取り扱いをしないようにという注意があります。これはどういふ意味ですか。

○内村(良)政府委員 五十一條の二項でございますが、これは当然、国、日銀等も出資をしまして、公共的な機構として農協、漁協の預金者の保護を行なうわけでございますから、たとえばある組合が非常に事故率が高いおそれがあるというようなことで、差別待遇をしてはいけないということ規定してあるわけでございます。

○湯山委員 特定というのは、事故率が高いとか低いとか、そういう意味ですか。

○内村(良)政府委員 保険でございますから、特に保険料の差別をするような場合には、やはりあぶないおそれがあるというような意味でございます。

○湯山委員 じゃ、あぶないところがあつても差別してはいかぬ、こういう解釈でいいのですか。どうもはつきりしないのですけれども、いまおっしゃつただけですか。

○内村(良)政府委員 保険料率の区分は金融機関の信用度の区分にもつながる問題でありますので、農漁協における貯金者の保護及びこの信用秩序の維持は農漁協が一体となつて責任を負うものである。要するに、一体性からいまして同一の保険料を適用するのが適當であるということでございます。すなわち、国が、あるいは日銀がこれに積極的に参加し、さらに一つの社会保障的な意味もあつて貯金者の保護をやるということでございます。したがって、農漁協が一体的にそういう貯金者の保護機構に参加するわけでございますから、同一の料率を適用しなければならぬということでございます。

○湯山委員 そういうことなら、特別にそういうただし書きをしなくても、たとえば十万分の六なら六と定めれば例外ないと思うのですけれども、特にこんなふうな書きであるからお尋ねしたので、いまの御説明ならそれで了解がつかます。

それから次は、資本金三億ですね。この運用益で運営をしていくというのですが、その運用益というのはいくらを見ているか、二千万かその程度だと思ひます。人件費、物件費、その事業費、

そういうのを考えていくと、会議費も要することでしょうし、はたしてそれでやっていけるかどうか疑問ですけれども、その点はいかがですか。

○内村(良)政府委員 貯金保険機構は一人の理事長、理事、監事及び運営委員のほか職員五名をもって発足することを考えております。

そこで、四十八年度における所要経費の推算でございますが、大体人件費が一千百万円ぐらいかかるのではないかと、それから事務運営費が四百十五万、事務諸費が三百六十二万、その他の経費が百二十万で、大体二千九百万の予算規模で発足するということになるだろうと思っております。

○湯山委員 その程度でこの法律の目的が達成されるような運営ができるかどうか。他の金融機関といえば、中金とか信連でしょうけれども、こういうところへいろいろ依頼をしたり頼んだりすることもできるという規定があるようですが、そういうことも考えてのことですか。私はとにかくこれはあまり少な過ぎるので、人数もこれだけじゃとてもやれないだろうと思いますが、その点いかがですか。

○内村(良)政府委員 私も必ずしも内容をつまびらかにしてはいるわけではございませんけれども、現在の預金保険機構について私どもの承知しているところでは、常勤役員一名、職員十一名で運営しておられるようでございます。したがって、組合の数が非常に多いわけでございますから、その面ではいい経費がかかるのではないかと、この面でも考えられるわけでございますが、貯金保険機構の場合には、事務の一部を信連、あるいは信漁連に委託することを考えておりますので、そういった面ではこれぐらいの規模、これぐらいの経費で仕事ができるのではないかと、いうふうに考えております。

○湯山委員 これはほかのことと違って、そう簡単に、これぐらいでどうにかなるのじゃないかというふうなことで、せっかく信用を強化しようというのに、逆に信用を低下させることにつながるおそれがあります。だから、この点はどういうふう

うにしているのか、わかりませんけれども、とにかく足りなければ足りるようにして、そして運営に支障の起るようなことのないように、ぜひ配慮していただきたいというように思います。ですから、その点についてはもう少し検討なさって、そして先輩である預金保険とよく御相談になって、あまりこれでもまた信連や信漁連に迷惑をかけるというのもしようがないことです。せっかくできたものであれば、ひとつしっかりしたものにするという御配慮を忘れないようにお願いしたいと思っております。

どうも大蔵省の方にはたいへんお忙しいのを御迷惑かけました。

それから次にお願いしたい点は、いま出されておる三法との関連においてですが、いろいろ金融関係の法案が出されておりますけれども、その内容というものはすでに御指摘のありましたように、直接農業、農民に融資の範囲を拡大するとかあるいは金利をうんと下げるとかそういうこととでなくて、今回の改正の主体というものは、むしろ農業、農民から外のほうに融資対象を拡大していくという非常に危険な点の多い改正になっております。ですから、たとえば近代化資金の場合も、いまの公社が入ってくるのか地方公社が入るとか、あるいは産業基盤、生活環境、そんなほうへも出されていくとか、あるいはもつといえは、宅地供給事業とか住宅関係までこれらの金が出ていくということであって、これは本来農業、農民というそういう農業法の系統資金の母体である農協、そのたてまえからいえば、本筋ではないというところを感ずるわけですが、その点は農林省もそのようにお考えになっておられるかどうか。これは基本的な認識の問題ですから、一応ここは一致しておきたいと思っております。

○櫻内国務大臣 先ほど御説明を申し上げましたが、社会経済情勢の変化に伴って多様化する組合員のニーズによりよく対応しようということが、ただいまの御質問にお答えする第一点だと思っております。農協法の第一条は、農民の協同組織の発達を

促進することにより、農業生産力の増進と同時に、農民の経済的社会的地位の向上をはかることを目的としておる、こういうふうなふうに書かれておりますので、農協の事業は必ずしも農業と直接関連する範囲に狭く限定されるべきものではなない。農民たる組合員のために必要な事業は、たとえ直接農業と関係ないものであっても農協の事業として容認されると解されており、従来農地等処分事業が創設されたのもこのような解釈の妥当性を裏づけたものではないかと思うのでござい

ます。今回の金融四法の関係から御指摘のようないろんな御懸念、御意見が出るかと思っておりますが、私も私としてはただいま申し上げたような趣旨に沿っての考え方に立つたということを申し上げておきたいと思っております。

○湯山委員 農村の生活環境を整えていくということ、あるいは産業基盤の育成とか生活環境の整備とかそういうことをやっていくというのは、本来は農協の役目でもなければ農民の役目でもない。正しい地方自治が行なわれ、正しい施策が行なわれておれば、それらは農民の貯蓄とは別個に当然やらなければならない。農村のいろいろな環境整備というものは、おそらく他の部分でもそういう予算もあるし、そういう資金もあると思っております。簡易水道にしてもそうでしょうし、農道といふものもあります。それらはまた別個に進められるべきであって、本来は農民の蓄積した資金といふものは直接農業に、農民に還元されるべきものだ。この原則は原則として踏まえて、今日余裕があるのだから、こういうことに第二義的に使ってもいいということなら私は了解します。けれども、たとえどういふことがあっても、それらは農民自体のために農業自体のために使うのもその環境に使うのも同じだというには私は了承できないのですが、それは大臣はどのようにお考えになられるでしょう。

○櫻内国務大臣 これは湯山委員のおっしゃることに私、同感であります。本来のおっしゃるようなことに支障のない限りで行なわれるべきものであると思っております。先ほど組合員の社会的、経済的ニーズも高まっている、それにこたえるゆえんのものだというところを申し上げましたが、これも御指摘のように、いま系統資金の余裕がある。その余裕を組合員の方のニーズに応じて活用するの第二次的には考えてもいいのではないかと。おっしゃるとおり、一次は本来の目的である、そのような考えを導入したものでござい

ます。○湯山委員 そこで、この系統資金がこんなにたくさんたまってきたという原因は、一体どこにあるとお考えでしょうか。

○内村(良)政府委員 系統資金が余りました原因には、預金が増えたことと貸し出しが思うほど伸びないという二つの面がござい

ます。○湯山委員 全然ない、そういうものもあるということですが、むしろそういうのが大都市はむしろあると思っております。先ほど組合員の社会的、経済的ニーズも高まっている、それにこたえるゆえんのものだというところを申し上げましたが、これも御指摘のように、いま系統資金の余裕がある。その余裕を組合員の方のニーズに応じて活用するの第二次的には考えてもいいのではないかと。おっしゃるとおり、一次は本来の目的である、そのような考えを導入したものでござい

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

あると思いますけれども、もうすでにこうなつてくると、農協は農協法本来の役目じゃなくて、むしろ農協自体がどう生きていくかということを生懸命やっつけていかなければならない。これだけの人数をかかえ、これだけの役員をかかえて、しかも農民にこれ以上負担をかけるわけにはいかなない。自分で生きていくのをどうするかということにほんとうに苦勞している。ですから、本来ならば、せつかくこうやって集まった金というものは農民に使われなければならないのに、それが使われないでだぶつてくる。近代化資金などがこんなに不消化のまま残るといふ原因はそこにあるて、もはやここまでくると、この信用事業というものは、極端にいえば、邪道に入っているといつても言い過ぎじゃないというように思います。その原因は、いまの農協自体が生きていくためということになれば、もう一つ下がつて考えていくと、国の政治、そのあり方というものと農協の指導者これが非常に大きな要素を持っているというように思います。

「動力耕うん機、農用トラック等に対する投資が普及の一巡などによって停滞したことによるもの」と思われる。しかし、最近、稲作経営農家が、実用段階を迎えた田植機、自脱型コンバインを積極的に導入していることが注目される」という例が書いてございますけれども、やはり近代化につきましては、今後も一そう努力をしなければならぬ面が農業の面ではたくさんあるわけでございまして、機械等につきましても自脱型コンバインというような最も日本に適した新しい稲作の機械が出てきている、それに投資するというようなことで、やはり私どもは近代化資金ができるだけ活用されるようにし、しかも一般の農協の貸し付け資金につきましても、基金協会が保証しているものを流して、なるべく農家が借りやすい体制にもっていく。それから制度金融につきましても極力簡素化に努力するというようなことで、やはり金融面につきましてはいろいろ整備をして農業の近代化に資するようになければならぬというように考えております。

が、どうですか。

○内村(良)政府委員　農家の方々から、いまの金融制度は非常に複雑多岐でわかりにくい、現に融資を担当している農協の職員の人たちからもそのような希望が出ておりますことは、私どもも担当者として十分承知しております。しかしながら、一方こういうった制度資金の非常にこまかい資金項目ができてきましたことには、いろいろな必要に基づいて歴史的背景みたいなものもないわけではないわけでございます。それから、こういった制度金融でございますから、金利の均衡といえますか、あるいは貸し付け条件のバランスといえますか、そういうものもございしますので、そういう点をよく検討しながら、やはり将来においてはこれを整理する方向で努力しなければならぬというふうに考えておりますけれども、なかなかこれは歴史的な背景みたいなものがあるわけでございますから、その点を十分踏まえ、さらに現実の農業投資の必要性というようなものも、過去においてはこれでよかったけれども、最近の動向を見れば

そこで、近代化資金ですけれども、そうやつてとにかくこなさなければならぬけれども、そののワクは一向消化されないで、ますます残が多くなってくる。これを見ますと、こういう考え方ができるんじゃないか、もう近代化は終わったのだだ、というのか、近代化という事業はもう行き詰まつたんだというような、そういう印象も受けますし、これに対する農民の期待というものが非常に減退してきているということがいえると思いますが、それはどういふふうにお考えでしょうか。

○湯山委員　大きい問題はあとにいたしました。いま制度をなるべくわかりよい制度に、借りやすくするという中の貸し付け条件ですね、これは公庫資金は全くわけがわからぬくらい多いのですが、近代化資金だつてまだ整理できるのではないかと思います。いまいただいておる資料で見ましても、四ページにあります、金利も六分、五分、七分、この三つぐらゐにして、それから期間も十年の場合は据え置き三年、五年なら二年、十五年なら何年というふうに単純にしてしまえば、

ぬと考えております。

○湯山委員　ですから、たとえば十二年から十五年なんかは十五年に統一するということ、むしろ、過去にいきさつがどうあろうと、むしろ、これは、ことじゃないのです。しかも大事なことは、これは制度資金というけれども、資金の母体は借りる農民自身のもので、ここが非常に大事なことです。公庫の資金と違って、この金は農民の金な

○内村(農政府委員) 近代化資金のワクの消化があまり伸びないということの理由につきましては、先般御答弁申し上げたように、一応機械等に対する投資が一巡したのではないかとということが考えられるわけでございます。そこで、最近の動向を見ますと、畜産、果樹等につきましては相当大規模な資金需要が出ておりますし、さらにまた、機械等につきましては、農業白書が指摘しているわけでございますが、農器具の投資につきまして、

これだつて非常に簡単にできると思うのです。こんなのは簡単にできると思うのですが、いまなお、こややつて組み合せしますと、何十通りになります。これを償却期間が何年のものは据え置き期間が何年ですと固定してしまふ。多少有利になる不利になる分がありますけれども、こういうのをまづ整理する必要があると思いますが、いまでもこゝれはできるでしょう、ごらんになつて。こういうのからまず手をつけてみてはいかがかと思ひます。

んです。だから、その農民がすぐにわかるようにするということは当然の責任です。これは制度資金だからといって、そんなに縛れる資金じゃないのです。近代化資金の場合は。ですから、これはこの機会に改定するということをお約束願いたいと思います。どうでしょうか。

○内村(良政府委員) 関係方面もございますので、その方向に向かって十分やれるように努力したいと思っております。

○湯山委員　笑い話ではないのですが、私は実はこういう相談を受けました。親夫婦、子供夫婦それから弟、それで豚を飼う。子豚の生産もやるし、それから肥育もやる。そして自分でトラックを買って大阪の問屋へ運ぶ。桑畑が二反歩ばかり何何

望はなくて、とにかく現在おくられておるものをそこまで持っていくという意味しかない意味だと解するのが、近代化ということばの正しい意味だと思ふのですが、そういうことをお考えになったことはありませんか。

ようなこともありますけれども、これはしかし、簡単に近代化ということだけ考えていると、いま局長がたまたまそのとおり言ったように、機械化も大体これで終わった、そこでもうその分は近代化された、こっちの分もこうこうで大体終わった、

ころぎわめて大なるものがあり、農業協同組合がその期待に十全にこたえ得る体制を整えることが重要な課題となっております。」こう申しとおられますが、一、農業協同組合がほんとうに今日段階においてその役目を十分に果たしておったといえ

○内村(良)政府委員 近代化とは何かということばの意味、これは非常にお答えしにくいむずかしい御質問でございます。近代化というのは、たとえば農業経営に例をとってみますと、やはりいろいろな施設を、極力その時代に合う新しいものを取り入れ、生産性を上げて所得をふやしていくというのが近代化ではないか。そうすると、歴史的にある段階が古代からずっと現代までございまして、歴史上、私の常識では、古代、中世、近代、現代とこうなりまして、何か段階的なものであつ

ところが、稲刈り、田植えのほうは近代化されてない、まだ手でやっている、これはやはり徳川時代のままだから、これは機械を使って近代化するというような、局長のことはとびつたり合うのです。だから、これは一べん検討してもらおう。そうしない、とことばと実態とが合わないのと、そういう考えだと農業はよくならないという感じもしますから、ひとつぜひもう一べん近代化ということを検討していただきたいと思うのです。そうしないと、近代化ということばからビジョンが生ま

これらも調べていただくといふと、時間がかかりますので、農業白書で見ますと、農業生産は低下しています。今度出ておる白書で見ますと、四十四年度には対

て、そこで終わってしまふということに考えるのか、あるいは常に近代化といふますか、合理化していくといふことを近代化といふのか、その辺はいろいろ解釈の問題があると思いますけれども、私はやはり農業経営についていえば、土地を買つて経営規模を大きくして、規模の利益を得、さらに極力資本装備を合理化して、経営の合理化をはかつて、それによつて生産性を上げ、所得をふやしていくといふのが近代化ではないか、こういうふうな考えまして、歴史の段階的な意味は、近代

れてこない、このことを申し上げて、さて問題は、ここからさっきの、農協の経営というものが、むしろ農協自体が生きていくために一生懸命やつていかなければならない、そのために努力した、その努力が今日のように第二義的なほうへその資金を回さなければならぬ、そうしなければ、農協自体も困るということになってきている。これは非常に大きな問題で、先般あれは竹内委員でしたたか、農林大臣に農協の原点をどこに求めるかという質問をしたのですね。竹内委員からそういう質

前年度比一・四％の減、それから四十五年度は二・四％の減、四十六年度は四・六％の減、これは結局農業生産というものはそれだけずつ低下してきた。原因、理由もいろいろありましようけれども、とにかく実態は、この農協法にあるような生産の増強は達成されてないといつても間違いないと思います。

その次の「農民の経済的、社会的地位の向上」ということですが、これにはいろいろなことがありますが、経済的な面でいへば農業所得の問題、

ておるはずで。それはどういふことかといふと、農協法によれば、農民とは兼業でもなければ出かせぎでもありません。農協法という農民とは「みずから農業を営み、又は農業に従事する個人」これが農民です。その農民の経済的、社会的地位は決して向上していません。これはいま農林省の資料によって申し上げたところであります。

それから農業の生産力というの、これも農業の生産性ではないのです。労働生産性の場合なら、土地なら寝ころんでおって幾らかできれば、手入れてよいけれども、そのほうが生産性の高い場合もありますけれども、そうではなくて、これははっきりと農業の生産性であつて、農業というの、これは限定してあります。「農業とは、耕作、養畜又は養蚕の業務」とそれと「これに附随する業務」といふように、ちゃんと農協法は規定してあるのですから、そうなつてくると、大臣は提案の説明のところ、わが国の農業の生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上のために農業協同組合が努力して活発な活動をやってきたという御評価をなさつておりますけれども、もし農業協同組合がほんとに大臣の言われるような活動をしたのであつたならば、その活動にもかかわらず、その目的は達成されないといふことになるわけですね。そう読むのがこの法律の正しい読み方で、農民とは農家でなく、みずから農業を営む個人だといふところまで明確に規定してあります。農協法はそうだと思ふのです。そうすると、農業、農民、これらについてはまさに生産は低下し、農業、農民は社会的にも経済的にも決して地位は向上してきていないといふことになりまして、それでよろしうございませうか。

○内村(農政府委員 大臣の御答弁の前にやや理屈めいたことを申し上げるかと思ひますが、数字をちょっと申し上げてみたいと思ひます。

まず、先ほど先生から白書の御引用がございまして、四十五年四十六年では農業総産出額は確かに減つております。これはやはり農産物でございまして、天候等の条件もあるわけでございます。

この農業協同組合法でいっておりますのは、農業生産力という点から見ますと、農業就業業者一人あたりの純生産で見ますと、物価の関係もございまして、昭和三十六年の十二万円にたいしまして、四十六年には四十二万円となつております。すなわちこの十年間に三・四倍に増大しておるわけでございます。農業はそういうふうなわけでございますが、他産業就業業者一人あたりの純生産額も大体伸びがその程度でございまして、両者の比較生産性の格差はある程度解消されていくといふ結果になつていくのではないかと。このことが家計費のほうにも反映いたしまして、昭和三十六年度には農家の家計費は、勤労者に対して七六〇程度であつたわけでございますが、その後農家所得の大幅な伸長によりまして、四十六年度には九八〇といふことになつております。したがって、数字の読み方もございまして、私どもはやはり、そのこと自体が農協の活動によるのであるか、あるいは農民の勤勉によるのであるか、それは議論のあるところでございますが、数字的に見てそう悪くはないと思ひます。

それから農協法の問題でございますけれども、確かに三条で「この法律において、農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいふ」といふことになっております。しかし、これは専業農家だけが協同組合の組合員になれるという意味ではなしに、やはり「農業を営み、又は農業に従事している個人」であれば農協の組合員になれるわけでございます。兼業農家も当然農協組合員になれるわけでございます。

○湯山委員 いろいろ御答弁があるかと思つて最初からお断りしてあるのです。いま申し上げたように農家じゃないのです。しかもその農家の農業所得というのは、農家所得の半分以下なんです。だから、いまの局長のようなことでは、それは全然問題にならない。そうじゃなくて、これは実際に農業の生産であつて、農家じゃありません。国全体の農業の生産がどれだけ上がったかといふことなんで、それは低下しておる。それから、個々

の農家はふえていつて、そんなことは言つていません。この農協法にあるとおり言つてゐる。それから、いまのは、農家といふのはこうだといふように規定してあるのですから、少くなくとも農家所得といふのは、兼業とか、そういうものを除いて純粋な農業所得でどうかといへば、これはもういま言つておる通りです。そして社会的な地位といふのは、非常にはかりにくいけれども、今日の過疎の状態とか、後継者がいないとか、お嫁さんが来ないといふことは、農業を営んでおる、農業で生活している人たちの社会的な地位が上がつたといふことには、どんなに上つてゐるかわかりません。これは率直にそう言つておると言わざるを得ないと思ふのです。私は決してこじつておるつもりはありません。ただ資料といたした説明、それに法律に合せて申し上げておるのです。ですから、せつと農協が努力したけれども、しかし、その農協法の目的とするような実際の効果はあがつていないといふことにしかならないと思ふのですが、大臣、いかがでしょう。

○櫻内国務大臣 遺憾ながらちよつと観点が違つてあります。と申しますのは、ただいま内村局長のほうから、十年をとつて生産が三・五倍ぐらになつたこと、農家所得は向上したことを申し上げましたが、それではいけない、農業をやつておる者で言へ、こゝろを言へ、今度は、その場合は兼業農家といふものは別に考えなければならぬ。それから、専業農家だけならば一体どうか、こゝろを言へ、専業農家は所得が上がり、地位も向上しておると私は思ふのです。それで大きくとつて、専業農家に第一種、二種と、こゝろを言へ、それからその数字が違つてくる。そうなつてくると、それに対しては、やはり農家とつていくほうが見方としてはいいんではないかといふ気もするのです。だから、その辺の点をひとつ御理解をちょうだいしたいと思います。

また、私の提案説明御引用でございましたが、それは言うまでもなく、農業協同組合法の第一条の目的をそのまま趣旨説明に引用いたしました。

農民の協同組織のあり方から申し上げたわけでございます。私は、農協は農協としてこの目的のために鋭意努力をしまひまして、まあ先生のことばも頭に置いて申し上げますならば、それによつて専業農家としてはりつぱな成果をあげておる、一種、二種の兼業まで入れていけば御批判のようなことが出る、こゝろに私は見ておるわけでございます。

○湯山委員 大臣も私もそんなに違つたことを言つておるつもりはありません。ただ、問題はそういうことなんです。基本法をつくることには、こんなに兼業という形が出てくるということはない。これは兼業といふ形がなくなつて、それが経営規模を拡大して、構造改善をやつて、選択的拡大をやつていけば、自立経営農家が百万戸できるんだといふようなことでやつてきて、それに合うようにいまの信託行為等もできるようにしてきてたけれども、事志と反して、やはり農業がそれについていけなかつたといふか、もつとほかに、日本の農政がそういう方向へ押しやつたといふか、高度成長政策といふものが、あるいは輸出第一主義といふようなものが、あるいは経済合理主義といふようなものが強く働いて、結局意図したものと違つたものになつてきている。だから、この農協法ができるときには、はつきり農業生産力をこれが増強していくんだ、それから、農民といふのは、大臣が御引用になつた提案説明の農民といふのは農協法でいう農民ですから、これは法律で規定されておる農民だ。実態は兼業があるといふことを否定してはおりません。このことおりのことばでいけば、農協法にいておる農民の社会的、経済的地位も向上したといふことになるが、それはなつていない、こゝろを御指摘申し上げておるものであつて、そこまでは大臣も御異論はないと思ふのです。その点はそれでよろしうございませうか。

それから、生産が何倍になつたといふことは、これは問題になりません。もうそれは問題にならない。ですから、農家じゃなくて、この農協法で意図した農業をやつておる農民の経済的、社会的

地位の向上ということば、それを切り離せばできなかった、こういうことで、大臣、いいんじやございせんか。

○農内閣務大臣 私のことについても御理解をちょうだいしたようでございます。私も湯山委員の言っておるそのこと自体は、何をおっしゃっておるかということはおわかりました。しかし、私がこの際申し上げたいことは、きょうもでございますが、耕地面積も十年後減るではないか、それから農民の数も減るではないか、こういう御指摘もございました。これは、全体の産業の中で一農業がどういう位置づけになるかという点に對しての専門的な見識の方々による一応の結論が出ておる、だから、私もそれを尊重していくんだ。そうしてそのことを頭に置いてみますると、第一に、自立経営農家、専業農家というものも非常に大事です。それから、いまの社会経済情勢をにらんでの専業農家が中核となつての生産拡大という必要もこれまたあると思うのです。そうして時代の要請に伴つてくるところの一種、二種の兼業農家もある、それが農村の実体になっていく。そういう見通しをつけて、どういうふうにかこれからの農業を進めていくかということが、實際上の問題だと思ふのが第一です。

それから、皆さん方がよく言われる、高度成長に對していろいろ御批判がある。私はそれに対して、われわれもそれについて反省も持つております、しかし、そのことは農業に對して非常にいい環境をつくりつつあるんじゃないかということ、私は繰り返して申し上げておるわけであります。

これからの日本の産業として、無限の資源を生み出す農業とか林業とか漁業というものが、いま見直される時期が来てる、だから、この際農業についてもう一つ積極的な考えを示そうじゃないかというように、抽象的なことばかり言うと言われながらも、申し上げてきておるわけでございますが、やはり時代に應じて、その実態に即してものごとを考えていかなければならないのではないかと

と思ひますので、先生の御意見も尊重しつつこれから農業に当たつてまいりたいと思ひます。

○湯山委員 大臣が、言われることを先に言つてしまいましたが、実はそういうことなんです。ですから、問題は、私は現状をどう見るかということからスタートして、いま大臣の結びのことば、そつちへやはり行かなければならぬということ、考えたわけなんです。したがつて、農業協同組合法もこの立法当時の趣旨、十年前とはいはまはもう変わつてきている。つまりこのことは達成されなかつた、別な方向へ行つていく。しかし、別な方向へ行つたからほつておいていいとも申し上げてはけません。ただし、そつちの原因というものはこゝで振り返つてみなければならぬ。

それは、私は時間もありませんし、申し上げる、申し上げるけれども、一つはやはり政府のつてきた政策にある。このことはもういふまでもないと思ひます。いま一つは、私はやはり農業協同組合の指導者のあり方、こゝに問題があると思ひます。これは昨日たまたま、局長も非常に勇気をもつて言われたのが平素のお考えが出たのか知らないけれども、ともかく産業組合時代の協同組合運動のそういう気持ち、協同組合員の中にはあつて、それで超勤などを言われなくともするんだというふうなこともあるんじゃないかということをおっしゃいましたが、私はそれはいまこゝで局長からそういうことが出たということ、高く評価したいと思ひます。たまたまそれと合うように、きょうはまた参考人の藤井さんが、お互ひひとつ政府も協同組合的政策を進めてもらうし、農村も協同組合の農村になるし、都市部もやはり協同組合的都市部にならなければよくならないんだということ、最後に言ひました。こゝです。本来協同組合というものが持つていく性格というものは、零細な農家が集まつて、そして大きい生産力を持つ資本と對抗してお互い守つていく、こゝに協同組合の本旨があつて、農業協同組合も漁業協同組合も、この範圍を逸脱するものではない。このことをしつかり頭に入れておかないと、私はい

まのような欠陥は、大臣のいまのような御決意にもかかわらず、是正されないというように思ひます。

そこで、さつきもたまたま言われたように、一部でえさの買い占めがあるということなら、中金でたまつてゐる金を全部それにぶち込んでえさを押えて、そして農民に安く提供するというようなことこそが、この金の役目なんで、そういうことを抜きにして、地方の地域開発に使うとか、いや住宅関係へ持つていくとか、そういうことじゃない。こゝをしっかりと踏まえてゐるかい、かが指導者のポイントであると思ひます。

このことは資本主義の国であるとか社会主義の国であるとかいう問題ではなくて、いま私は参考人すべきたなと思ひます。いま農産物の、特にグレイプフルーツに就いてオレンジ、果汁の自由化の問題、これは総額でどのくらいの影響があるか、三億ドルという人もあるし、五億ドルという人もあるし、額にすればおぼつかず。しかし、そのわずかな農産物の自由化に大統領はじめとにか、アメリカの代表はもう必死になつてやつてきておる。日本の農林大臣は必死になつて抵抗してゐる。これこそが協同組合精神です。向こうはわづかなもので、農民の数はこのアメリカは日本よりはるかに少ない。五%そこそこです。そのために大統領も、そして大臣もみんなあんなに努力してゐる。日本の農林大臣もそのためにがんばつてゐる。そういう姿勢でやつていかなければ、これは幾ら近代化資金をよけいにしたつて、何をどうしたつて日本の農業は改まつていかなければ、農協がどんなに努力したつて、それはできないことだと思ひます。

そこで、もう一べん私はこの協同組合というものの本質に立ち返つての農協の指導というふうなもの、この際本気で農林省もやらなければならぬ、ということ、痛感するのですが、担当の局長の御意見を伺いたいと思ひます。

○内村(農)政府委員 協同組合は弱者が団結して強者に当たるというのが、協同組合ができて以来

の本質的な性格でございます。その点は前世紀以来今日まで変わつていないと思ひます。さらに農協の場合には、農業協同組合は農業者の職能組合でございます。しかしながら、一方、社会経済情勢の変化ということもございまして、一つの指導理論だけで指導するわけにもまいりません。やはり農業の置かれてゐる情勢、いろいろ社会的な要請も違つてまいりますから、そういうようなことを踏まえて指導しなければならぬと思ひます。基本的精神は、ただいま先生から御指摘のありましたような精神で指導してまいりたいと思ひます。常々考えております。

○湯山委員 最後にお尋ねいたします。いま申し上げましたように、大臣が自由化の問題で一生懸命がんばつておられる。それはかんきつ農家がどうだとかこうだとかいうことではなくて、やはりその個々の農民を守つていくという基本的な立場でやつておられることだと思ひます。そういう姿勢で対抗しない限り、いまのアメリカの自由化攻勢というふうなものには対抗できない。わづかあれだけの金額のものに、なぜアメリカが必死になるかというこの理解はできないと思ひます。

そこで、さつき大臣は結論的なものをおっしゃいましたけれども、ほんとうの農業協同組合というものは何をしなければならぬか、そしてそのためには政府はどうしなければならぬか、ということ、十分お考えの上で大臣としても今後指導に当たられ、農政を進めていきたいと思います。最後に大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○農内閣務大臣 ただいま省内で現にその指導の立場にあり、行政の責任を担つておる内村局長からお答えを申し上げたところでございまして、農村における農業協同組合、漁村における漁業協同組合、それが本来の目的に沿つて十分な活動ができ、地域農民、漁民のためになるように最善の努力をすべきであると局長が決意を言われたのでありますから、私は局長とともにその責任を果たしてまいりたいと思ひます。

○湯山委員 終ります。

○佐々木委員長 津川武二君。

○津川委員 今度のこの農業金融に関する四つの法案を見てみまして、事、法案を改正しなければならぬ根本原因は、ほとんど農民の預貯金がたまってきており、この使途をどうするかという点について苦勞されているわけです。私も、農民が預貯金を持つことはそれ自身非常にいいことだと思いますが、この背景を見ますと、かなり大きな問題があるかと思ひます。

具体的に言う前に端的にいうと、日本の農業を困難にせしめているもの、日本の農地の一部をつぶしているものがそっくり農民の預貯金になっておるといふ現実を見たいと思ひます。今度の白書でも、農耕地は減っています。二毛作地帯も減っています。農業生産額も減っています。一戸当たり農業所得も減りました。兼業農家の数はふえました。出かせぎ者はふえました。農業労働人口は老齡化し、婦人化しています。自立できる専業農家は減りました。そして国民の主食の自給率も減ってきました。こういう形の中で、着実に、間違ひなく、驚くべきほどふえたのが農民の預貯金。このことは私は別な形で、農民のところに預貯金がふえたからと簡単に喜んでおれない、そういう状態なんです。

この預金のふえた一つの重要な因子として、農民が土地を売ったお金が出ております。農耕地、農用地は、昭和三十五年の六百七十七ヘクタールから四十五年の五百八十ヘクタールへと、十年間にこれだけ減っております。国土面積に対する農用地の割合は、三十五年の二五%から四十五年の一七%に落ちておる。一方イギリスを見ると、国土面積に対して七九%農用地がある。西ドイツ五五%、フランス六一%、これが四十五年の数字です。四十六年、四十七年になると、この勢いがさらにふえておる。こういう状況の中に私は今度のふえた預貯金の原因があると思う。そこで、これからそのままだと並み課税がいくとものとまた土地が売られる、それから相続税で重い税金がくる

のでまた土地を売らなければならぬ。こういう形で、このままだと、また預貯金がふえてしまつて、もう一回法律を改正しなければ使ひ道がなくなるまでいくのじゃないかと私は思ひます。

そこで、農林大臣もこういう原因があるとお認めになると思ひますが、とすれば、この農地をつぶすという状態を阻止しなければならぬ。そういう形で兼業農業をやつて、借家なんかをやつて収入がふえていく形を何とか減らしていかなければならぬのじゃないか。このことをまず農林大臣に答えていただきます。

そこで大臣、これとちやうどはらなのが、これだけたまった預貯金を農業のサイドで営農のために使うことができるならば、今度のような事態は起きない。ところが、今度は実際に預貯金を使う面はどうかというところ、これは今度は、兼業農家が二五%をこしてしまつた、男子専従者のいない農家が六二%になる、そこでこのお金を使うべき機械化、農具機械の投資が、これは白書によれば前年比で一四・四%減つてきているが、その他で農業の使うべきものが使われないようなかつこうでここにお金がかつてしまつて。そこで、問題を解決するためには、この預貯金となつてきた根拠が農業破壊につながっているものがあるから、これを押える。もう一つの対策は、たまたまものをとどろ農業者振興のために使う。こうすれば問題は解決できる、こう思ひますが、これに対する大臣の所信をまず聞かしていただきます。

○櫻内閣務大臣 預貯金がたまっておる、その原因についていろいろ御指摘がございました。その原因の是非は別といたしまして、現実に預貯金があり、それが運用されておらないという事実、これを否定することはできないと思ひます。これは、これを有効に使うべきである、こういう系統資金でありますから、これが当然農家のために有効に費消される必要があることを強調された。この点は私も全く同感であります。そこで、今回の四法の改正の根幹には、いまお

示しの考え方というものが反映してお願ひをしておる。ただ、そのお願ひの中で、御議論を通じて考えますときに、すべて直接の農業面に使われるべきである。それに対して私は第一次的にはそうである。しかし、第二次的なことについてもこれは考える必要がある。現に農民の持つておるニードにこたえる上からそういう必要性もまたある。だから、本来の目的は本来の目的として、そしてこの二次的なものもあわせ考える必要があるのではないかと申上げておるわけでございます。いま現に問題になっておる四法の関係からお答えをいたしますれば、以上のとおりでございます。

○津川委員 そこで、先ほどから農協は何ぞやという議論が出ておつて、一義的に農民のための農業振興に使う、これで大臣が答えていますけれども、実際の問題で少しお尋ねしてみます。

私は、この間横浜の北農協、南農協、神奈川県の都岡農協、神奈川県の二俣川農協へ実際に行ってみました。農民とも夜おそくまで懇談を重ねてきました。この横浜の南農協は、貸借対照表で、昭和四十八年二月二十八日現在、預貯金が四百八十八億、貸し付け金四百九十七億、北農協、同じ二月二十八日、預貯金が四百十五億、貸し付け金が二百二十五億、これがこの農協の実態であります。私は、都市農協なので、これはこれでいたし方あるまいと思ひますが、このお金がどこから集まつたかの問題なんです。北農協でいうと、緑農課のお仕事五人、営農課、農民の相談を受けるところは七人、合わせて十二人。これに対して不動産管理士の資格を持つている人が二十人、こういう状態です。そして世話活動をやっておりますが、お世話の相談に来る人は、自分の土地を、農地をつぶして宅地にしてアパートを建てて、そういう形で貸し家にする相談のほうが圧倒的に多い。そこで、南農協のいろいろな部門に農民が区分けされておりますが、貸し家経営部が部員千六百六十四人、酪農部百八人、これが農協の実態でございます。そしてこの農協にはさらに兼業開業課

というのがある。ここで、いかにして農業をつぶして、こうしていくかということがこの方針なんです。しかもこの農協の営農計画、事業方針を見てあ然としたわけです。この余つたお金を有効に確実に金利を生まして安全にするために、農協の法制上の制約を排除して、業務分野を拡充しておる。これがこの農協の方針でございます。

とすれば、大臣、あなたが言つた営農第一、農業第一に運営していくというのは、この農協に關する限りうそであります。この農協をどのように見て、どのように考へて、どのように指導していただくかを、大臣答えていただきます。

○櫻内閣務大臣 いまのお示しの例、これをそのままおしやるのとおり承りまして、どういふ感じをあるいは考へを持つか。まさにこれが都市農協のあり方、現にこの委員会でもしばしば問題になつておる問題点の一つである、このように認識をいたします。

○津川委員 そこで、この都市農協の篤農青年八人と懇談してみました。一町二反、百二十アールの農耕地を持つてゐる。非常に苦勞してやつています。私に誇りをぶつけて言う。私たちは百戦錬磨の農民だ。何人かつぶされてつぶされていつて、われわれは生き残つてこうしてやつてゐるのだ。そして横浜市の中央市場に出荷される横浜市民の新鮮野菜、生鮮食料品の野菜の三割一分をわれわれが出している。私たちの仲間では——これからしゃべる農協の問題があると思うが、中央市場に出荷しないで直接町の八百屋に持つていくグループの人たちもおる。これを入れると四〇%からこすだらう。だが、私たちが本気に農業をやつていくときに、この南農協は私たちに金を貸してくれない。ここに問題があるわけです。国の制度からいって、ビニールハウスをつくらうと思つても、施設農業をやろうと思つても禁止される、ここに問題があるわけです。そして縦貫道路ができて、夜こうこうと灯が照つてゐるためにハウレンソウがとうを出して野菜がつくれぬ、こういうことに対する施設費を要求しても出ないという。今

度は牛二十頭を飼っている酪農家に行つてみました。その人は二十年前からここでこれだけの酪農をやっている。あとから来た人たちが、おまえらのところは公害を出すからそこを立ちのけ、そこに公害を除去する施設をしなさい。これに対して農協は出さない。その人たちの言い分は、ぼくらは二十年前からここで酪農をやってきたのだ。ここにこれを入れるとすれば、地方自治体がこの公害がなくなるような状況をつくって入れるのがほんとうじゃないか。こういうことがこの青年たちの、いわゆる百戦錬磨の乗り越えてきた人です。また、私たちがどんなに農業をやろうとしても、軟弱野菜のほかに水田の裏作、二毛作をやりたい。だが、公害で水がよごれてしまつてもう水田はやれない。これに対して農協では資金を出してくれないという。光化学スモッグで葉が黄色してしまつてどうにもならない。これに対する薬剤の資金の要求に行くと、おいらの計画と必ずしも一致しないからといって、ここで資金をとめられる。大臣、この状態です。

こういう形で、単純にあなたは農業を第一義的に見る、あと農民のその他のニーズがあるからそちらに回す、こう言っています。いま私があげたものを一つ一つどうするということを答えることはめんどろうと思うけれども、ここでこういうふうな都市農業を守る立場をとらなければ、金がたまつておる、まだ同じことが金が使われないという状態が出てまいります。この点を答えていただく。

そこで、私は、都市で一坪の農地がつぶされたならば、一坪かわりのものをつくっていく、開いていく。あの縦貫道路の夜の光でホウレンソウにとうが立ってその生産が減退したならば、別なところでこれをどこかで取り返して生産を上げるということでないか、今後のほんとうの立場じゃない、このように私は思うのですが、大臣、いかがでございますか。

○櫻内国務大臣 これはお答えの前提に誤解があつてはいけません、この現にお取り上げになつた農協を対象にして私がお答えするのではなくて、これは市街化区域内でやっておる農業であるのではないかと、お話を聞いておつて私はこういう想像をしてお答えをすることでお許しいただきたい。これはこの農協を対象にしては恐縮でございますから。

市街化区域であれば、これは十年以内に農業はもうやめてもらおう、こういう基本的な方針を示しておるわけでございます。したがつて、その場合でありますと、長期の資金の貸し付けということについては、そういう前提で出さないとということも出てくると思うのです。だから、お話を聞いておつて、あるいはそういうようなことに該当して金が借りられないということではないのかなというように私は受けとめながら聞いておつたわけでありました。

ただ、そこで、せっかく長年にわたつて営農し、しかもみずから農業をする意思のある農家であるというところでありますれば、それに対応する施策がなければならぬ。そこは、いま最後にお示しのように、土地が必要ならば代替の土地を考へるべきである、それは私もそのとおりに思うのであります。具体的にそういう場合には、必要があれば農林省のほうとしても御相談や御指導を申し上げたい、こう思います。

○津川委員 そこで、大臣、なぜ施設農業に、ビニールハウスにお金が出ないかをいろいろ詰めてみたら、いま大臣が言っているように市街化区域なんです。そこで、都市計画法を、いまはこういう状態になつたので直さなければならぬのじゃないか、都市計画法の再検討が私は必要だと思ふのです。

きのう、宅地並み課税が衆議院で通過したので、私たち共産党は、とりあえず、急いで必要な土地の地価を凍結する、これが一つ。二番目には、大企業には地方自治体の許可がなければ三年間売らせない。三つ目には、大企業が、大土地所有者が買つておる土地を、地方自治体で買ひ値とその維持費を掛けたもので徴用して、ここで緑の農業を、

ときによると都市が必要としている宅地に使うことがあつてもいいが、こういう形でやろう。こういうふうな緊急提案したわけですが、こういう立場からいうと、いま急速にこの土地買ひが始まつた状況になつてくると、都市計画法というものの検討を加える必要があるかと思うのですが、この点が一つ。

時間がないので質問を二つ続けます。こういう形で、農業サイドの営農としての独自の要求があるのに、出さない。しかも、今度の改正で国民経済に影響して、地方自治体が主導権を握る、そういう開発会社なら出してもよろしい。そこで具体的に伺います。志布志湾、苦小牧、青森県の私の郷里のほうの陸奥湾、小川原湖の六ヶ所、これは具体的に進んで、かなり土地が買ひ占められております。ここで第三セクターをつくつて、これで農協の中金に余つたお金をこの第三セクターに使わせるかどうか。私たち、近代化資金の問題と貯金保険の問題は法案に賛成しようと思つておるわけですが、中金の問題で、ここでまた非常にひっかかっているわけです。大臣から、こういう事業には出さないという確証をここで答弁として得られるかどうか、この二つを答えていただきます。

○櫻内国務大臣 最初の都市計画法の再検討につきましては、宅地並み課税についての共産党としての考え方を示しになつて、そして、再検討の要があるのではないかと、こういう御指摘でございました。たね。(津川委員「それとは切り離して」と呼ぶ)実は、ただ、都市計画法の再検討を要するのではないかと、このことになりまして、私の立場上からは、こういう点があるからということでありまして、それによつて判断力がつきます。だから、私は、あなたの言われたこの必要な土地の地価の凍結とか、許可がなければ三年売らせぬとかというふうなことから見ての計画法の再検討かと思つたので、それは私はいま再検討は考えないとお答えしたいと思つたが、しかし、ちょっとどういふ点かわからないので、これは保留をさせていただきます。

ただきたいと思ひます。それから次の、地方の開発公社に農協でも金を出すようにしたかということが前提で、志布志湾や苦小牧の実際上の場合をお尋ねになりました。これは今回の法改正の中でも、私は御質問に伴つていろいろ申し上げておりますが、これはその地域にありますが、そしてその農協の組合員が事実その必要を認める、そしてその宅地開発の規定でもできておつて、それに照応する、こういうふうなことであれば、それは金を出していくと思ひます。しかし、お話しのお気持ちの中には、地域住民はそういうことに反対なんである、そういうことはいやなんだ、こういうことになつてくれば、おのずからその場合は農協から資金が出るということはない、私はこういうふうな判断いたしますし、そうあるべきだと思ひます。

○津川委員 そうすると、大臣の答弁では、青森県の陸奥湾、小川原湖の開発は、県、企業、それから国、地方自治体というかつつで、第三セクターでやることにきまつたわけで、これに状況によつては出ていくという可能性がある、出してもいいという大臣の解釈が、これが一つ。

第二番目には、あの地では現に両方、賛成派と反対派がある。リコール合戦までやつて、たいへんな状態になつておる。この現状において、という二つの問いです。

時間が来ましたので、もう一つ、私は神奈川県、の都岡という農協の組合員のところに行きましていろいろ聞きました。非常に農協に信頼があるわけなんです。というのは、総代会でなく総会をやつて組合の人たちと農協の役員が非常によく話をしているのです。そして組合が民主的に運営されておる。これは農民に密着しておる。南と北のほうに行つたならば、農民の気持から離れてしまつて行つたわけなんです。そこで、農協のあり方、こういう形でも一回総会をやるように農協を指導すべきではないか。この三つを答えていただきます。

○櫻内国務大臣 ひとつ小川原の具体的な御質問は、これは先ほど申し上げたとおり、その地域の

農協において組合員の了解が得られないとすれば、その融資はなかなかむずかしい、それはできない、こう思います。

それから、神奈川の農協の場合は、非常に農協の理事者と組合員との間が融合しておるといってお話ですね。ちょっとそのところ聞き取れなかったのです。それで總會をせいと……

○津川委員 もう一回言うと、北農協、南農協がこんな大きく分かれているから總會がやれない。組合長と農民との間に密着がない。都岡というところは、組合と農民と總會をして一緒にあって非常に民主的にやられておる。この後者の形でこれから指導せられるべきではないか。

○櫻内国務大臣 これはそれぞれの農協の自主的な判断によって行なわれるべきものだと思います。しかし、かりそめにも機構が大きくなったから、やるべき總會をやらずにおるといふようなことはこれは問題です。これについては、当然法律上地方長官の監査権がございますから、そういう場合には啓蒙して、やるべき總會は開かせなければならぬと思います。

○津川委員 最後に、小さいが大事な問題は、去年の夏の集中豪雨で相当はらんが起きたところへ行ってみましたら、ブナの木が切られてパルプになっているわけです。地元農民がこのブナの木はキノコをつくるのは木として一番よろしい、また聞いてみたら、実際そうです。そこで、これはいま切らせないで、そうしてキノコのはだの木として残すべきだ、パルプにするにはもったいない。そこで、これは残すべきだと思ふ。そうしてこのはだの木をキノコにするときに、かなりまとまったものでないと近代化資金を出さない。これに近代化資金を使わせるべきだと思ふのですが、今度の改正でこれに近代化資金を使えるかどうか、この二点を答えていただいて、私の質問を終わります。

○内村(良)政府委員 農業近代化資金は農業者の必要とする施設等の資金を融資対象としておりますので、現在農業関係施設についてはそのほとんどが網羅されております。問題のシイタケのはだの木でございますが、その栽培に必要なフナ、乾燥室ともに融資対象となっております。融資条件は、大体金利は五分五厘、それから償還期限が十二年、据え置き期間が三年ということで、貸し付け限度も制度の範囲内で一ぱいに貸せるようになっております。

○津川委員 局長、二百本なら出すというのですよ。はだの木五十本なら出さないというのですよ。ここにどうしてどうです。

○内村(良)政府委員 その実態については承知しております。調べきれまして、そういうことがないように指導したいと思ひます。

○津川委員 終わります。

○佐々木委員長 ただいま議題となつております四法案中、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合貯金保険法案について議事を進めます。

これにて両案に対する質疑は終了いたしました。○佐々木委員長 これより両案について討論に入るのであります。別に討論の申し出もございませんので、順次採決いたします。

まず農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○佐々木委員長 この際、本案に対し附帯決議を付したいと存じます。

案文を朗読いたします。その趣旨の説明にかえたいと存じます。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保

險法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

現下のわが国農業をめぐる厳しい情勢に対処し、農業者の必要とする資金を適時円滑に供給し、農業経営の近代化と資本装備の高度化を図り、もつて、農業の発展と国民食料の安定的供給を確保するため、政府は、本法の施行にあたり左記事項に十分留意し、その実現に努めるべきである。

記

- 一、規模拡大を図りつつある農業者の借入金増加の状況、各種農産物価格の状況等にかんがみ、制度資金の利率、償還期間等の融資条件の緩和に一層努めること。
- 二、農業近代化資金と農林公庫資金の融資条件につきたえず検討を加え、両資金の果すべき分野を明らかにしながら各資金の特性をふまえて、その改善と均衡を図ること。
- 三、制度資金は、資金種類、融資条件が複雑多岐な面もあるので、できる限り統合簡素化を図るとともに、農業者が借り易いよう総合的な融資制度の強化を図ること。
- 四、農業信用保証保険制度の運用にあつては、農業者等の負担の軽減を図るため、保証料の引下げにつき強力に指導するとともに、保険料についても適正なものとすること。

以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。櫻内農林大臣。

○櫻内国務大臣 ただいま農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案に対し、本委員会において附帯決議が行なわれましたが、この決議につきましては、御趣旨を十分尊重いたしまして努力してまいりたいと存じます。

○佐々木委員長 次に、農水産業協同組合貯金保険法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま議決いたしました両案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐々木委員長 次回は明二十六日、木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時七分散会

昭和四十八年五月十一日印刷

昭和四十八年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W